

令和5年11月定例会

農水経済委員会

予算決算委員会（農水経済分科会）

会 議 録

長 崎 県 議 会

目 次

(1 1 月 2 7 日 (委 員 間 討 議))

1、開催日時・場所	1
2、出席者	1
3、経過	
委員会	
審査内容等に関する委員間討議 (協議)	1

(第 1 日 目)

1、開催日時・場所	2
2、出席者	2
3、審査事件	2
4、付託事件	3
5、経過	

(産 業 労 働 部)

分科会

産業労働部長予算議案、第 106 号及び第 107 号議案説明	3
雇用労働政策課長補足説明	4
予算議案、第 106 号及び第 107 号議案に対する質疑	5
予算議案に対する討論	7

委員会

産業労働部長総括説明	7
議案に対する質疑	9
議案に対する討論	11
決議に基づく提出資料説明	11
陳情審査	12
議案外所管事務一般に対する質問	12

(第 2 日 目)

1、開催日時・場所	33
2、出席者	33
3、経過	

(水 産 部)

分科会

水産部長予算議案説明	33
漁港漁場課長補足説明	34
予算議案に対する質疑	35
予算議案に対する討論	35

委員会

水産部長総括説明	35
議案に対する質疑	38
議案に対する討論	39
決議に基づく提出資料説明	39

漁港漁場課長追加説明	39
陳情審査	40
議案外所管事務一般に対する質問	40

(第3日目)

1、開催日時・場所	57
2、出席者	57
3、経過	

(農林部)

分科会

農林部長予算議案説明	57
畜産課長補足説明	58
農政課長補足説明	59
予算議案に対する質疑	60
予算議案に対する討論	63

委員会

農林部長総括説明	63
議案に対する質疑	65
議案に対する討論	65
決議に基づく提出資料説明	65
陳情審査	65
議案外所管事務一般に対する質問	66

(12月20日(追加日程議案審査))

1、開催日時・場所	89
2、出席者	89
3、審査事件	89
4、経過	

(産業労働部)

分科会

産業労働部長予算議案説明	90
産業政策課長補足説明	91
企業振興課長補足説明	92
新産業創造課長補足説明	92
経営支援課長補足説明	93
予算議案に対する質疑	93
予算議案に対する討論	100

(水産部、農林部)

分科会

水産部長予算議案説明	100
農林部長予算議案説明	101
漁政課長補足説明	102
水産加工流通課長補足説明	102
漁港漁場課長補足説明	103
農政課長補足説明	104

農業経営課長補足説明	104
農産園芸課長補足説明	105
農産加工流通課長補足説明	106
畜産課長補足説明	106
農村整備課長補足説明	107
林政課長補足説明	108
森林整備室長補足説明	109
予算議案に対する質疑	110
予算議案に対する討論	120
・ 審査結果報告書	121

(配付資料)

- ・ 分科会関係議案説明資料 (産業労働部)
- ・ 委員会関係議案説明資料 (産業労働部)
- ・ 分科会関係議案説明資料 (水産部)
- ・ 委員会関係議案説明資料 (水産部)
- ・ 分科会関係議案説明資料 (農林部)
- ・ 委員会関係議案説明資料 (農林部)
- ・ 分科会関係議案説明資料(後議)(産業労働部)
- ・ 分科会関係議案説明資料(後議)(水産部)
- ・ 分科会関係議案説明資料(後議)(農林部)

1 1 月 2 7 日
(委 員 間 討 議)

1、開催年月日時刻及び場所

令和5年11月27日

自 午後 1時30分
至 午後 1時32分
於 委員会室 4

2、出席委員の氏名

委員 長	鵜瀬 和博 君
副委員 長	まきやま大和 君
委員	中山 功 君
”	山田 朋子 君
”	中島 浩介 君
”	宅島 寿一 君
”	近藤 智昭 君
”	石本 政弘 君
”	本多 泰邦 君
”	大久保堅太 君
”	畑島 晃貴 君

3、欠席委員の氏名

なし

4、委員外出席議員の氏名

なし

5、県側出席者の氏名

なし

6、審査の経過次のとおり

午後1時30分 開会

【鵜瀬委員長】ただ今から、農水経済委員会を開会いたします。

これより議事に入ります。

まず、会議録署名委員を慣例によりまして、私から指名させていただきます。

会議録署名委員は、山田委員、宅島委員の2人をお願いいたします。

本日の委員会は、令和5年11月定例会における本委員会の審査内容等を決定するための委員間討議であります。

審査の方法についてお諮りいたします。

審査の方法は、委員会を協議会に切り替えて行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【鵜瀬委員長】ご異議ないようですので、そのように進めることにいたします。

それでは、ただ今から、委員会を協議会に切り替えます。しばらく休憩いたします。

午後1時31分 休憩

午後1時31分 再開

【鵜瀬委員長】委員会を再開いたします。

それでは、本日協議いたしました委員会の審査内容については、原案のとおり決定されましたので、この後、理事者へ正式に通知することといたします。

ほかにご意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ほかにはないので、これをもちまして本日の農水経済委員会を終了いたします。お疲れ様でした。

午後1時32分 散会

第 1 日目

1、開催年月日時刻及び場所

令和5年12月8日

自 午前10時 0分
至 午後 2時17分
於 委員会室 4

企業振興課企画監 (企業誘致推進担当)	石川 拓朗 君
新産業創造課長	伊東 啓行 君
新産業創造課企画監 (エネルギー産業振興担当)	岩永 俊一 君
経営支援課長	下宍 賢剛 君
未来人材課長	末續 友基 君
未来人材課企画監 (産業人材育成担当)	山田 薫 君
雇用労働政策課長	川口 晋治 君

2、出席委員の氏名

委員長(分科会長)	鵜瀬 和博 君
副委員長(副会長)	まきやま大和 君
委員	中山 功 君
〃	山田 朋子 君
〃	中島 浩介 君
〃	宅島 寿一 君
〃	近藤 智昭 君
〃	石本 政弘 君
〃	本多 泰邦 君
〃	大久保堅太 君
〃	畑島 晃貴 君

6、審査事件の件名

予算決算委員会（農水経済分科会）

第76号議案

令和5年度長崎県一般会計補正予算（第6号）
（関係分）

第79号議案

令和5年度長崎県一般会計補正予算（第7号）
（関係分）

3、欠席委員の氏名

なし

4、委員外出席議員の氏名

なし

5、県側出席者の氏名

産業労働部長	松尾 誠司 君
産業労働部政策監 (産業人材確保・育成担当)	宮地 智弘 君
産業労働部次長	井内 真人 君
工業技術センター所長	野中 一洋 君
窯業技術センター所長	小田口裕之 君
産業政策課総括課長補佐	寺井 芳隆 君
企業振興課長	香月 康夫 君

7、付託事件の件名

農水経済委員会

(1) 議案

第106号議案

公の施設の指定管理者の指定について

第107号議案

公の施設の指定管理者の指定について

第108号議案

長崎県総合計画チェンジ&チャレンジ2025
の変更について（関係分）

(2) 請願

なし

(3) 陳情

- ・離島・過疎地域の振興施策に対する要望書
- ・中小・小規模事業者支援に関する要望
- ・要望書（壱岐市）
- ・要望書（島原半島振興対策協議会 外3期成会）

- ・令和6年度 長崎県農林施策に関する要望書
- ・要望書 本件における農業競争力強化のための農業農村整備事業の強力な推進について
- ・差別をとめるため、長崎県漁業調整規則に関する陳情（再々）

8、審査の経過次のとおり

午前10時 0分 開会

【鵜瀬委員長】 皆さん、おはようございます。

ただいまから、農水経済委員会及び予算決算委員会農水経済分科会を開会いたします。

それでは、これより議事に入ります。

今回、本委員会に付託されました案件は、第106号議案「公の施設の指定管理者の指定について」外2件でございます。そのほか陳情7件の送付を受け付けております。

なお、予算議案につきましては、予算決算委員会に付託されました予算議案の関係部分を農水経済分科会において審査することになっておりますので、本分科会として審査いたします案件は、第76号議案「令和5年度長崎県一般会計補正予算（第6号）」のうち関係部分外1件であります。

次に、審査方法についてお諮りいたします。

審査は、従来どおり分科会審査、委員会審査の順に行うこととし、部局ごとに、配付しております審査順序のとおり行いたいと存じますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【鵜瀬委員長】 ご異議がないようですので、そのように進めることにいたします。

これより、産業労働部関係の審査を行います。

なお、吉田産業政策課長より、本委員会を欠席し、寺井総括課長補佐を代理出席させる旨の

届けが出ておりますので、ご了承をお願いいたします。

分科会審査に入ります前に、委員の皆様にお諮りします。

本日審査を行う第76号議案「令和5年度長崎県一般会計補正予算（第6号）」のうち関係部分と、委員会付託議案である第106号議案及び第107号議案の「公の施設の指定管理者の指定について」は関連があることから、まず、予算議案、第106号議案及び第107号議案について説明を受け、一括して質疑を行い、その後、予算議案についての討論・採決を行うことといたします。

そして、委員会再開後、第106号議案及び第107号議案について、討論・採決を行うこととしたいと存じますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【鵜瀬委員長】 それでは、そのように進めさせていただきます。

次に、理事者側から、試験研究機関の幹部職員の紹介を受けることにいたします。

【松尾産業労働部長】 皆様、おはようございます。

産業労働部の試験研究機関の幹部職員を紹介いたします。

（各幹部職員紹介）

以上でございます。よろしくお願ひいたします。

【鵜瀬委員長】 ありがとうございます。

【鵜瀬分科会長】 それでは、分科会による審査を行います。

予算議案を議題といたします。

産業労働部長より、予算議案、第106号議案及び第107号議案について説明を求めます。

【松尾産業労働部長】 産業労働部関係の議案に

についてご説明いたします。資料といたしましては、予算決算委員会農水経済分科会関係議案説明資料の2ページをご覧くださいと思います。

今回、ご審議をお願いいたしております議案は、第76号議案「令和5年度長崎県一般会計補正予算（第6号）」のうち関係部分、第79号議案「令和5年度長崎県一般会計補正予算（第7号）」のうち関係部分であります。

はじめに、第76号議案「令和5年度長崎県一般会計補正予算（第6号）」のうち関係部分について、ご説明いたします。

歳出予算は、記載のとおり計上しており、その内容は、職員給与費関係既定予算の過不足の調整に要する経費であります。

続きまして、繰越明許費でございます。

ぼた山災害防止工事で設置した防護施設の補修工事において、物価高騰による工事費の増加のため、国との協議等に日数を要し、年度内の完成が見込めなくなったことに伴い、危険ぼた山処理対策費6,500万円の増について、繰越明許費を設定しようとするものであります。

3ページをご覧くださいと思います。

債務負担行為の内容についてご説明いたします。

長崎県勤労福祉会館管理運営負担金は、長崎県勤労福祉会館の管理運営に要する経費について、令和6年度から令和8年度までの債務負担として660万円を措置するものであります。

長崎県立諫早技能会館管理運営負担金は、長崎県立諫早技能会館の管理運営に要する経費について、令和6年度から令和8年度までの債務負担として807万6,000円を措置するものであります。

続きまして、第79号議案「令和5年度長崎県

一般会計補正予算（第7号）」のうち関係部分についてご説明いたします。

歳出予算は記載のとおり計上しており、その内容は、職員の給与改定及び会計年度任用職員報酬等の改定に要する経費であります。

以上をもちまして、産業労働部関係のご説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

【鵜瀬分科会長】次に、雇用労働政策課長より補足説明を求めます。

【川口雇用労働政策課長】お手元の資料、「令和5年度11月定例県議会予算決算委員会農水経済分科会補足説明資料（産業労働部）」をご覧ください。

私からは、2つの施設における指定管理者の指定についてご説明いたします。

2ページをご覧ください。

まず、長崎県勤労福祉会館指定管理者の指定について、ご説明いたします。

設置目的でございますが、勤労者の文化、教養及び福祉の向上を図るためでございます。

長崎市桜町に施設を設置しているものでございます。

次に施設の概要でございますが、構造は鉄筋コンクリート造で地下1階、地上4階建の施設でございます。1階から4階までに大小7つの会議室と講堂がございます。

3の指定管理者でございますが、長崎市にあります株式会社トラスティ建物管理でございます。4番の指定期間は令和6年4月1日から令和9年3月31日までの3年間としております。

5の指定管理者が行う業務につきましては、会館の利用の承認に関する業務、会館の利用に係る利用料金に関する業務、会館及びその附属

設備の維持・補修に関する業務などがございます。

続いて、資料3ページをご覧ください。

6の選定経過でございますが、募集期間は令和5年8月2日から9月1日までとして、1者の応募がございました。

外部の有識者など5名で構成します選定委員会により審査を行いまして、公平な施設運営、効率的・安定的な事業推進などの観点から、適切に実施できる能力があると判断いたしまして、当者を選定したものでございます。

最後に7、債務負担額（予算）でございますが、11月補正予算に、指定管理期間である3年分、660万円を債務負担として計上しております。

続きまして4ページをご覧ください。

長崎県立諫早技能会館指定管理者の指定について、ご説明いたします。

設置目的でございますが、技能労働者の養成及び技能の向上並びに福祉の増進を図るものでございまして、諫早市に設置しております。

施設の構造は鉄筋コンクリート造の2階建てとなっております、7つの会議室や実習室などがございます。

3の指定管理者は、諫早市にあります職業訓練法人長崎県央職業訓練協会で行いまして、4の指定管理期間は令和6年4月1日から令和9年3月31日までの3年間としております。

5の指定管理者が行う業務につきましては、会館使用の承認に関する業務、会館及びその附属設備の使用料の徴収に関する業務、会館及びその附属設備の維持、修繕に関する業務、技能労働者への情報の提供に関する業務などがございます。

続きまして、資料5ページをご覧ください。

6、選定経過でございますが、募集期間は令和5年8月2日から9月1日までとして、2者の応募がございました。

外部の有識者4名で構成いたします選定委員会により審査を行いまして、公平な施設運営、効率的・安定的な事業推進などの観点から適切に実施できる能力があると判断いたしまして、当者を選定したものでございます。

最後に7、債務負担額でございますが、11月補正予算に、指定管理期間であります3年分807万6,000円を債務負担として計上しております。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

【鵜瀬分科会長】以上で説明が終わりましたので、これより予算議案、第106号議案及び第107号議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

【近藤委員】今、説明を受けたんですが、指定管理の行う業務としての3番に、会館及びその附属設備の維持及び修繕に関する業務とあるんです。

この期間中に何か壊れたと、どうしても修繕をしないといけないとなった場合には、県と業者とで、修繕費はどういうふうになっているのか、教えてもらえますか。

【川口雇用労働政策課長】勤労福祉会館におきましては、基本協定におきまして、40万円以上の修繕につきましては県が行う、40万円未満の修繕等につきましては指定管理者が行うように協定を結ぶこととしておりますので、大規模な修繕等につきましては県が実施する形になります。

【近藤委員】じゃあ、修繕の金額で、向こうとこっちが分けられているということになる。例えば、総合的に40万円の修繕と20万円の修繕と

いうふうに2つ出てきた場合には、その修繕に対する対応はどういうふうな形になるんですか。

【川口雇用労働政策課長】個別の案件で、修繕費が40万円未満のものが複数発生した場合は、基本的には指定管理者が行う形になっております。

【近藤委員】40万円未満の修理が出てきた場合には、幾らあろうが、それは指定管理者がやるということですね。県は関係しないと。

だから、40万円以上の修繕が出てきた場合には県がやるけれども、40万円未満の修繕が何箇所出てきても、その業者がやるという形になるんですか。

【川口雇用労働政策課長】修繕が多く発生した場合は、そこは県と指定管理者と協議して、どちらが行うかは進めてまいりたいと考えております。

【近藤委員】その時に協議でしょう。例えば修繕とか何とかで60万円かかると、何対何でどっちが出すとなるのか。40万円以上の修繕は必ず県が出すと、今の説明を受けたらそう聞こえるんですけれども、例えば60万円以上の修繕が出てきた場合に、県と業者とで何対何で出すとか、そういうことではないんですか。

【川口雇用労働政策課長】本協定においては、修繕の金額で、県が行うものと指定管理者が行うものと決めておりますので、例えば60万円では何対何と、県と指定管理者で比率を決めるものではないです。

【近藤委員】わかりました。設備は県の設備ですからね。だから、そこら辺は両方である程度、完全にこれは40万円未満だから、全部そっちでやりなさいとかね。例えば40万円未満の、40万円ぎりぎりの修繕が3か所出てきたら、これはまた金額が上がって、かなり負担になると思う

ので、そういうケースにはまたいろんな感じで、お互いが共有した中でいろいろ金額を決めてもらえればと思います。

【鵜瀬分科会長】ほかに質疑はございませんか。

【山田委員】私も、長崎県勤労福祉会館の指定管理者の指定について、お尋ねをしたいと思います。

今期3年間で660万円の予算ということですが、前期の3年間はコロナ禍で会議室等の収入等が見込めないということで額が設定をされたようであります。

まず、こちらの指定管理で、テナント収入の家賃部分と会議等を行う分での収入がどの程度あるのか、教えていただけますか。

【川口雇用労働政策課長】山田委員からのご質問は、公有財産の使用許可の分で、テナントで入っている事業者の収入と会議室の利用の収入のことかと思いますが、テナントで収入がっているのは大体180万円ぐらいでございます。一般の利用者の利用料金での収入が2,000万円前後になります。

【山田委員】年間に220万円で大丈夫なのかなと思ってお尋ねをした次第です。もともとそんなに高い会議室使用料でもないかなと思ったんですが、2,000万円の収入があることがわかりました。

昨今の光熱費等の高騰により、昨年度は追加でその分を補填するというか、措置があったと聞いておりますが、今回はそのようなことは含まない予算になっているということでもあります。

前回、光熱費の高騰対策としてどの程度の措置をしたのかを教えてください。

【川口雇用労働政策課長】昨年度、燃油価格高騰対策として、170万円程度を支援いたしております。

【山田委員】170万円程度の支援ということのようです。

本年も急激に下がるといったことが見込めない中、どういう状況判断のもとに、またそういうふうな措置をしようと考えているのかをお尋ねしたいと思います。

【川口雇用労働政策課長】今回は、通常分の220万円の3年分として計上させていただいております。

燃油高騰等に対する支援につきましては、昨年度の指定管理者の収支状況を見ますと、追加で170万円程度支援しておりますが、支援を行わなかった場合においても利益を出している状況でございます。コロナ禍前の令和元年度につきましても、利用料金で収支としましては利益を上げている状況にございまして、状況を見ながら支援を検討してまいりたいと考えております。

【山田委員】収支まで見ていないのでよくわからないんですけども、賃金を上げないといけない中、物価も上がっている、条件が厳しい状況もあるかと思っておりますので、収支の状況とかを判断して適切に措置をいただくことをお願い申し上げます。

【鵜瀬分科会長】ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【鵜瀬分科会長】ほかに質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

次に、予算議案に対する討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【鵜瀬分科会長】討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

予算議案に対する質疑・討論が終了しましたので、採決を行います。

第76号議案のうち関係部分及び第79号議案のうち関係部分は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【鵜瀬分科会長】ご異議なしと認めます。

よって、予算議案は原案のとおり、それぞれ可決すべきものと決定されました。

【鵜瀬委員長】次に、委員会による審査を行います。

議案を議題といたします。

産業労働部長より、総括説明を求めます。

【松尾産業労働部長】産業労働部関係の議案等についてご説明いたします。資料といたしましては、農水経済委員会関係議案説明資料、当初版と追加1をご覧いただきたいと思っております。

まず、当初版の2ページをご覧いただきたいと思っております。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、第106号議案「公の施設の指定管理者の指定について」、第107号議案「公の施設の指定管理者の指定について」、第108号議案「『長崎県総合計画チェンジ&チャレンジ2025』の変更について」のうち関係部分であります。第106号議案及び第107号議案については、先ほど、分科会にてご説明いたしましたので、説明を省略させていただきます。

第108号議案「『長崎県総合計画チェンジ&チャレンジ2025』の変更について」のうち関係部分につきましては、全般的な県政運営の指針である「長崎県総合計画チェンジ&チャレンジ2025」について、5年間の計画期間の中間年に当たることから、国の動向による社会経済情勢の変化や数値目標の進捗状況等を踏まえ、一部見直しを行おうとするものであり、内容は9月定例会でお示した素案と同様となっております。

す。

続きまして、議案外の主な所管事項についてご説明いたします。

今回、ご報告いたしますのは、原油価格・物価高騰等の影響を受けた事業者への支援について、令和6年度の主要施策について、経済・雇用の動向について、航空機産業の振興について、第二創業を誘発する研修プログラムの開催について、サービス産業の振興について、産業人材の育成・確保について、研究事業評価に関する意見書について、「長崎県総合計画チェンジ&チャレンジ2025」等の進捗状況について、「第2期長崎県まち・ひと・しごと創生総合戦略」の一部改定について、事務事業評価の実施についてであります。

このうち新たな動きについて主なものをご紹介します。ここで追加1の2ページをご覧くださいと思います。

（令和6年度の主要施策について）

令和6年度の予算編成に向けて「令和6年度長崎県の主要施策(素案)」を策定いたしました。これは、「新しい長崎県づくり」のビジョンの実現や、長崎県総合計画の推進に向けて、令和6年度に重点的に取り組もうとする施策について、新規事業を中心にお示ししたものであります。このうち、産業労働部の予算編成における基本方針及び主要事業についてご説明いたします。

産業労働部では、「ながさき産業振興プラン2025」に掲げるスローガン「進化と創造、未来への挑戦。危機を克服し持続可能な発展を目指す長崎県」のもと、産業構造・社会環境の変化や人口減少といった課題へ対応するため、本県産業の振興に必要な各種施策について、3つの基本方針に基づき推進してまいります。

1つ目に、地域の活力を生み出すイノベーションを推進するため、スタートアップ企業や県内企業の若手後継候補者の新たなビジネスモデルへのチャレンジや転換を促進し、県内企業の持続的な成長の実現を図ってまいります。

2つ目に、力強い産業の振興を促進するため、造船業で培った県内企業の技術的な強みを活かすとともに、企業の脱炭素社会へ対応した取組を強化することで、半導体関連産業や航空機関連産業、海洋エネルギー関連産業等における競争力を高めてまいります。

3つ目に、県内企業の人手不足対策としまして、若者の県内定着やUIターンを促進するとともに、産学官が連携して高度外国人材の受入体制の構築等の取組を進めてまいります。

なお、令和6年度当初予算に係る予算要求状況につきましても、併せて公表を行ったところであります。

これらの事業につきましては、県議会からのご意見などを十分踏まえながら、予算編成の中でさらに検討を加えてまいりたいと考えております。

続きまして、当初版に戻っていただきまして、4ページ下段をご覧くださいと思います。

（航空機産業の振興について）

本県の航空機産業については、県において「長崎県航空機産業クラスター協議会」を設立し、県内企業の新規参入の機運醸成に努めるとともに、品質保証セミナーの開催などによる技術力向上に取り組んだ結果、本年4月現在、市場参入に必要な認証取得企業数が10社と九州各県トップになるなど、着実に成長している状況であります。さらに、現在も4社が認証取得に向けた取組を進めており、航空機産業のすそ野拡大につながるものと期待しているところであり

ます。

また、新型コロナウイルス感染症の影響により落ち込んだ世界の航空需要は、概ねコロナ以前に回復する中、本県においても、事業の拡大に積極的な動きが見られており、去る9月に開催された国際的な展示商談会である「エアロマート名古屋2023」では、県内企業4社が参加し、取引拡大に向けた営業活動を行ったところであります。

加えて、去る11月22日には、「長崎県航空機産業クラスター協議会」の総会を開催し、大手重工メーカーによる研修会をはじめ、経済産業省航空機武器宇宙産業課長の基調講演や、県内企業による生産管理システムの構築に係る取組事例の紹介などを行ったところであります。総会には県外企業も含め100名を超える参加があり、活発な意見交換を行うなど、九州を代表する航空機産業集積県として本県の航空機産業のさらなる成長の可能性を感じさせる会議となりました。

今後とも、航空需要の本格的な需要回復を見据え、引き続き県内航空機産業の振興に努めてまいります。

続きまして、当初版の5ページにお戻りいただきたいと思ひます。

（第二創業を誘発する研修プログラムの開催について）

新規ビジネスや第二創業の誘発を図るため、去る11月2日から、アメリカの完全オンライン大学である「ミネルバ大学」と連携した、イノベーション創出のためのリーダーシップ研修を開催し、地場企業やスタートアップなど10社に参加いただいております。

この研修は、約3か月をかけ、12のテーマに沿って、経営改革等に必要ならリーダーシップを

習得するための、企業の管理職や経営幹部向けに構築されたコースとなっており、多くの大企業等でも採用されているものであります。

来年1月までの本研修を通じて、県内企業における新規事業の創出や経営改革を促進してまいります。

続きまして、6ページ上段をご覧くださいと思います。

（産業人材の育成・確保について）

さらなる成長が期待される半導体・情報関連分野の人材育成・確保については、今年度から、国の有利な財源を活用し、集中的に取り組んでいるところであります。

情報関連分野については、去る10月7日、未経験者を対象に、プログラミングなどの基礎知識の習得から就職までを支援する講座として「ながさきIT CAMP」を開講いたしました。

この講座は、幅広い産業分野で必要とされるデジタル人材の育成・確保を目的に実施するものであり、今後は、県内企業に対し、受講者による学習の成果発表会を開催するなど、就職に向けたマッチングを進めてまいります。

その他の項目については記載のとおりでございます。

以上をもちまして、産業労働部関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

【鵜瀬委員長】 以上で説明が終わりましたが、第106号議案及び第107号議案に対する質疑は終了しておりますので、第108号議案のうち関係部分に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

【大久保委員】 部長説明の中で、小規模省エネルギー対策推進事業費補助金で「506件の申請

を受け付けており」とありますけれども、この506件中108件の交付決定という意味なのか、ほかに事業があって、ほかにも交付が決定されているのか、または漏れている分というのか、交付が決定されなかった不採択分がどれくらいあったのか、そのあたりをお尋ねいたします。

【寺井産業政策課総括課長補佐】大久保委員のご質問にお答えいたします。

小規模省エネルギー対策推進事業費補助金につきましては、直近で、11月30日現在で566件に申請は伸びております。現在、申請額は2億3,800万円程度になっております。

不交付決定につきましては数件ございますが、もともとの補助の要件を満たしていないということで、申請者の方にご説明をし、ご了解をいただいている状況でございます。

【鵜瀬委員長】これは議案外ですよ。後ほど、議案外の時に再度、答弁をお願いしたいと思います。

まずは第108号議案について、質疑をお受けしたいと思います。（発言する者あり）

暫時休憩します。

午前10時33分 休憩

午前10時34分 再開

【鵜瀬委員長】委員会を再開します。

質疑はございませんか。

【山田委員】第108号議案に関わってお尋ねをしたいと思います。

我々は、先だって、半導体の関係で千歳市に視察に行かせていただきました。今回このような形で様々な計画を立てていただいているようではありますが、聞くとところによると、千歳市議会からも、半導体に関して本県に視察をいただいたと聞きましたが、こういった点が長崎県が

優れているというのか、半導体で評価をいただいているのかを、まずお尋ねしたいと思います。

【末續未来人材課長】今、山田委員からご質問がございましたが、ちょうど農水経済委員会の皆様は千歳市をご視察中に、逆に千歳市議会の方が本県をご来訪されまして、私から、いわゆる半導体ネットワークの取組であるとか、サプライチェーンの取組の概要説明を行いました。

千歳市議会からは、これだけ大きな投資があるのが初めてということで、どうやって人材を確保・育成していくのか、このネットワークはどのような立ち上げをしたのかというところを集中的に聞かれました。

私どもは、県内での人材確保のために早期にこのネットワークを立ち上げて、国とも連携しながらやっていることや、大学や工業高校など、また民間の半導体関連企業も絡めて産学官でしっかりやっているのが大事だということをご説明しましたら、向こうからは「やはりそういうのが必要なんですね」ということで非常に満足されたという状況でございます。

【山田委員】中にいると、長崎県がすごくすばらしい部分があるというのがわかりづらい部分があったんですが、今のお話を聞くと、国策として進めている千歳市の方から、ラピダス、あれだけ大きなところから本県においでをいただくこと自体、そして今ご説明いただいた内容を聞くと、長崎県もこれから、これらの事業を通して半導体の可能性を強く感じたところであり、この計画に沿って着実に事業を進めていただくことをお願いして質問を終わります。

【鵜瀬委員長】ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【鵜瀬委員長】ほかに質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

次に、第106号議案及び第107号議案を含めて討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【鵜瀬委員長】 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

議案に対する質疑・討論が終了しましたので、採決を行います。

第106号議案、第107号議案及び第108号議案のうち関係部分は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【鵜瀬委員長】 ご異議なしと認めます。

よって、議案は原案のとおり、それぞれ可決すべきものと決定されました。

次に、提出のあった政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料について、説明を求めます。

【寺井産業政策課総括課長補佐】 「政策等決定過程の透明性等の確保及び県議会・議員との協議等の拡充に関する決議」に基づく産業労働部関係の状況について説明いたします。資料は、農水経済委員会提出資料、産業労働部をご覧ください。

今回ご報告いたしますのは、いずれも令和5年9月から10月におけるものであります。

まず、2ページから4ページにつきましては、1,000万円以上の契約状況一覧表でございますので、該当の1件を掲載しております。

次に、5ページから28ページでございます。こちらは、知事及び部局長等に対する陳情・要望のうち、県議会議長宛てにも同様の要望が行われたものに対する県の対応状況を整理したものでございます。産業労働部関係の計12項目について掲載しております。

最後に、29ページ、30ページにつきましては、附属機関の会議結果について1件を掲載しております。

以上で私からの説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

【鵜瀬委員長】 次に、理事者側から、資料の配付と説明の申し出がっておりますので、これを許可し、説明を求めます。

【川口雇用労働政策課長】 資料を配付させていただいておりますが、長崎県立高等技術専門校見直し案について、ご説明いたします。

現在、長崎・佐世保の2か所に設置しております県立高等技術専門校について、県内の産業構造の転換などの時代の変化にしっかりと対応し、県内の中小企業が求める人材を輩出していく魅力ある高等技術専門校となるよう、規模を維持しながら、訓練カリキュラム等の見直しを図ってまいります。

2の(2)をご覧ください。見直し案の方向性につきまして、工業会をはじめとした県内産業界などから、複数の技能を有する多能工人材の育成、図面が読める、製図ができるだけでなく、プログラミングまで対応できる人材の育成、基礎的なITリテラシーを有する人材の育成などのほか、企業在職者のリスクリング、高等技術専門校の魅力発信の強化など、ご意見を賜っております。

見直しに当たっては、さらに産学官の専門家からご意見をいただきながら、若者や地元産業界のニーズに即した高等技術専門校となるよう見直しを進めてまいりたいと考えております。

以上で説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

【鵜瀬委員長】 以上で説明が終わりましたので、

次に陳情審査を行います。

配付いたしております陳情書一覧表のとおり陳情書の送付を受け付けておりますので、ご覧願います。審査対象の陳情番号は、56番、61番、62番となっております。

陳情書について、何かご質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【鵜瀬委員長】質問がないようですので、陳情書につきましては承っておくことといたします。

次に、議案外所管事務一般に対する質問を行います。

まず、政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料について、ご質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【鵜瀬委員長】質問がないようですので、次に、議案外所管事務一般について質問はありませんか。

先ほど大久保委員から議案外の質問がありましたので、引き続き、その答弁をお願いしたいと思います。

【香月企業振興課長】先ほど、物価高騰対策の補助金の件でご質問いただきましたが、企業振興課で長崎県製造業物価高騰対策支援事業費補助金を担当しております、説明に書いていますとおり108件、交付決定をしたところでございます。10月中旬に募集を完了しております、申請をいただいた件数全て、決定の手続が終わっている状況でございます。

【鵜瀬委員長】それでは、議案外所管事務一般について、質問をお受けしたいと思います。

なお、委員一人当たり1回20分を目安に、質問応答をよろしく願います。

【中山委員】県内若者定着ということに私は関心を持っているわけですが、先般、長崎

新聞を見ておりましたら、県内大学生の内定が69.2%という形で、情報提供は長崎労働局ということであるようでございますが、全体から見れば高水準という形になっておまして、これは大学8校からの情報提供ということでありませぬ。

この中で気になるのがあるわけでありませぬ。県内就職希望者が前年度から4.5%の減、県内の内定者が717人で前年度より5.5%減じていると、これは10月末時点ということですよ。

その辺を含めて、県内8大学の10月末時点の県内就職状況、特に長崎県立大学についてお尋ねしたいと思います。

【末續未来人材課長】今、中山委員からご質問がございました件につきましては、長崎労働局が11月30日に発表したデータでございまして、本年10月末現在の県内大学生のいわゆる内定率、その中でも全体の内定率や県内企業に限定した内定率等を発表されております。それによりますと、県内内定割合は33.9%で、前年と比べると1.7ポイントの減となっております。これは労働局が、各大学に調査をされて、収集されて発表されているデータでございます。

私どもが労働局と話す中で、分析のためにということで、私ども限りで8大学の状況等もお伺いをしておまして、その中で気になる大学等につきましては、個別に聞き取り等もしております。

今、中山委員から、県立大学がどうなのかというお話もございました。県立大学に聞き取りをいたしましたところ、県立大学が、これは時点が11月末でひと月ちょっと延びますが、県内内定率が35.2%と、前年度比プラス3.3ポイントと伺っております。

この伸びている理由につきましては、公務員

とか看護といったところの内定が非常に好調と伺っております。全体的には、県外からの求人の増や、コロナが少し収まっている中で学生の就職活動の範囲が広がっている等もございまして、そういった形で少し落ち始めているのかなと我々としては認識をしております。

これにつきまして、早期から学生が県内企業と交流する機会を設けて、しっかり県内企業を知っていただく、選択肢にさせていただくことを改めて進めていかなければならないと、私どもとしては認識をしているところでございます。

【中山委員】県立大学は、県内就職率について前年度より3.3%上昇しているということは明るいニュースだと思いますけれども、全体としてかなりの落ち込みがあるということでありますから、その辺は十分に把握をしてほしいということをお願い申し上げます。

私の一般質問の中で浦副知事が、就職支援員、産業振興財団のOBを活用しているという話でございましたけれども、この辺が非常に有効だというふうなニュアンスの答弁でございました。この活用状況について、実績について、令和4年度でもいいですが、わかっておれば報告していただけますか。

【末續未来人材課長】県立大学の県内就職支援につきましては、県庁では学事振興課が所管しております。私どもも学事振興課と常に情報共有はしております。例えば令和4年度は企業訪問を200社弱されたとか、そういった情報は聞いておりますが、詳細なところにつきましては、私どもでは答弁しづらいところはございます。

今、委員がおっしゃいましたとおり、県のOBの方で、産業振興財団で長年企業誘致に携わっていた職員でございまして、私も一緒に勤務し

た経験があります。今年度新たに就任されて、非常に積極的に動いていらっしゃる認識をしております。

先日、私も県立大学の教授会で県の就職支援の取組をご説明する機会があったんですが、その際にも就職支援員の県OBの方が同席をして、いろいろご助言をいただくなど、私の感覚としては、非常に緊密に連携を取ってやられているんじゃないかと考えておりますので、今年度の動きが、ぜひ来年度の就職率等に結びつくように、我々もしっかり連携してやっていきたいと考えております。

【中山委員】一定、就職支援員が内定率に貢献しているのではないかというニュアンスでありました。200件近く企業訪問したということでもありますので、その効果が出たあとで検証も欲しいと思いますが。

この支援員の働きの中に、企業訪問と併せて私がしてほしいのは、学長PTがありますね。学長のプロジェクトチームがあるんですよ、県内就職のね。そういう形で、ある程度トップの方と情報提供をしてもらって、そこで意識づけをしていくと、こういう問題等あります。

もう一つは、就職支援員が入って活発になったのはありがたいですけど、この目標は44%でございましてね。効果が薄いと目標達成できませんので、ただ増員じゃなくて、結果を見て、来年度あたりは増員というか強化というか、こういうものを含めて、委員会であったということ学事振興課と話をさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いしておきます。

それと、私が疑問に思ったのは、労働局によると、全国的に人手不足で、県外企業からの求人が増えていると、これは当然そうなんですよ。誰が考えてもわかる。その後、県内企業を

知ってもらうための機会を早めにつくり、県内就職率を上げていきたい、こういうふうに言っている。

労働局が取り組むんですから、これはこれとして、県として、こういう状況じゃないんじゃないかと、少し早目、早目にやってきたんじゃないかと私は聞いておったものだから、県の取組の状況を教えてくださいませんか。

【未續未来人材課長】今、大学生の就活は、通常ですと大学3年生の3月に解禁をされて動き出すんですが、実態としては年々早くなっております。

私どもとしましては、いわゆる企業面談会はルールに沿ってやるんですが、そうではない、例えば企業との交流会であるとか、企業の若手職員と話す機会であるとか、またはインターシップに参加する機会であるとか、そういったものはぜひ1年生の時から、時間があればそういった企業を幅広く知る機会に参加をいただいて活動していただきたいということを常日頃から、キャリアコーディネーター等も通じて大学側、そして学生には周知をしているところでございます。

また一方で、学生目線のそういった就活イベントは非常に効果があると思っております。今、長崎大学で学生がNPO法人をつくられて、就活を支援しているいろいろなイベントを開催されていますが、そこに対して我々は事業を委託して一緒になってやっております。そこは学生の集客が非常にいいということで、こういったものをしっかりやりながら、早期の段階で県内企業を知っていただくような機会を我々としてもより積極的につくっていきたいと考えております。

【中山委員】今答弁いただいたことについては、

この委員会でも話があったので承知しているわけでありませう。

私が心配しているのは、県立大学については、令和元年度から2年度、3年度は上がったけれども、令和4年度は下がっているんですね。そして、平成29年度より2ポイントばかり低いと。もろもろの対策をとってきたけれども、なかなかこれが上がっていかないという状況を踏まえて、目標44%を達成するためにどう議論すべきかということで、そういう大きな意味で質問しているわけございませう。

そういう意味からすると、もう少し突っ込んだというか、基本的には企業が雇用せんことには話にならんわけですから、先ほど言うた労働局の認識ですよね、「県内企業を知ってもらう機会を早めにつくり」と、この辺ですよ。この辺をどういうアイデアを持っているかわかりませうけれども、この辺の認識と県の認識と、どうしても一致しているような感じがしないんですね。この辺を含めて、企業にどういう形で働きかけていくのか、この辺でもう少し絞り込んで労働局とも協議して進めていただければということをお願いしたいと思います。

次に、第108号議案で話をすればよかったとばってんが、この機会に聞こうと思いました。令和7年度に向けて目標値を変更していますね。そして、半導体を加えたということで数字が大きくなっているんです。その中で、新たな産業、新たな基幹産業4分野における目標値、金額を変更していますね。1,210億円から7,547億円、7,000人の雇用から1万3,117人とあります。

これ以外に計画はありますけれども、上方修正と下方修正とあるわけですけど、これで正になりますかね、この数字で、今回の改正については、

【香月企業振興課長】今回、総合計画の目標値ということで計上させていただいてまして、中身を申し上げますと、半導体関連を新設して、残りの従来ありました3分野、海洋、ロボット、航空機については現状を踏まえて修正を加えており、4分野の合計で計上している分が、各々の変更を加味した数字ということでご理解いただければと存じます。

【中山委員】 そうすると、雇用計画について、約6,100人ぐらい、令和7年度までに増える計画になっていますけれども、この雇用と県内就職の関係です。この辺の関連についてどのように捉えているのか、お答えいただければと思います。

【香月企業振興課長】雇用の増と県内就職ということでございますが、今回、成長分野の取組で目標値を変更、修正をしております、この中には半導体、航空機、海洋、ロボットとがございますが、我々はこういった関連の企業を訪問しながら、採用の状況や、採用後にどういった分野で活躍して、どんな状況かというのを聞き取りをする中で、例えば地元の工業高校の学生を採用して、まだ20代半ばであっても、会社の今後の重要なプロジェクトの中核を担って活躍しているというお話や、入って間もないけれども、本社の人材と比較して、長崎の人材は優秀というふうなお話も伺っております、こうして県内に成長分野の雇用の場をつくることで県内定着が広がっていくよう、そこに結びつけていながら活躍の場を広げていきたいというふうに考えているところでございます。

【中山委員】説明はよくわかるんですよ。半導体企業にこれだけの雇用を増やした場合に、県内にどの程度の影響があるだろうと、これを含めて基幹産業を育てるということですから、こ

の辺の関連性について、もう少し研究というか検討していただいて、我々にわかりやすく説明できるように検討を進めていただきたいということをお願い申し上げます。

最後に、私が心配しているのは、今年度、令和6年5月1日現在なのかわかりませんが、若者の県内就職率が下がるんじゃないかと心配しているんですよ。この数字から見ますと、希望者が4.5%減、そして現時点で全体5.5%減ということになっていますのでね。こういう形になると、非常に残念な形になってきますので、ここはある意味、県内就職の緊急事態だというふうに捉えてもいいのではないかと思います。

そういう意味で、担当部局は当然やらんばいかんと思いますけれども、知事なり副知事なり含めて県全体として、県内就職率を上げていくんだと、特に大学生のね、その辺に取り組んでもいいのではないかと。結果を見て、そして次年度取り組むというよりは、恐らく下がる可能性が高いというふうに私は見ているので、その辺を含めて、知事を含めて協議を開いて県全体で取り組むと、そういう考え方はないか、お尋ねしたいと思います。

【松尾産業労働部長】委員おっしゃっていただきました県内就職の課題については、先ほど課長からもお話ししましたように、コロナ後で県外からの就職の求人が非常に大きくなっているという背景もしっかり受け止めなきゃいけないというふうに私どもは思っております、そのためにいろんな形で、県内企業をどう知っていただくとか、地道なことですけども、そこが一番大事な形でございますので、インターシップをより早期に、高校生、大学生も含めて、しっかり把握をしていただけるような環境づくりをしていかなきゃいけないというふうに思っ

ています。

委員がおっしゃいました、県庁全体の中でそういうふうな意識づけということでございますので、我々、いずれにしても人口減少下でいかに県内にとどめておくかというふうなこと、本来、個人の自由のところはありながら、人口減少をどうとどめていくかというところは大きなテーマとして私どもは総合計画の中でも位置づけていますので、庁内全体でそういう意識が持てるような機会を、私の方でもしっかり共有していきたいというふうに思っています。

【中山委員】産業労働部長から、県職員含めて協議をしたいということについては一定、了いたしますけれども、はっきりしているのは県外からの引き手が非常に強くなっているということは事実ですから、そこを踏まえて、こちらもそれに合わせて力を入れなくちゃいかんわけですよ。

それで、対策はどうだこうだということは十分わかりますけれども、市民目線や県民目線でいくと、結果でしかないんですよ。結果はどうだったのかと、そこをもう少し追い求めていかんばいかんし、自分たちが計画をつくっておって、それに対して全然届かん数字で「ああしますよ、こうしますよ」では、もう通用しませんよ。それを含めて、ぜひ実効あるものにせんばいかんとですよ。そういった面では、知事を含めて県庁内、そして企業、産業界、経済界、全てそういうもとに取り組んでいって、一人でも県内に若者を育てていこうと、これが知事が言う「こども真ん中」社会のスタートじゃないですか。若者がおらんことになってしもうたら、子どもなんてなかなか出生しませんよ。子ども真ん中どころじゃないですよ。

そういう意味で、非常に皆さん方は重要な役

割を持っているし、ぜひもう一つ突っ込んで、何としても、目標は目標ですから、決めたわけですから、それを完遂するために、もっとほかにいい手はないか、これが全てか、そういうものを含めて前向きに取り組んでいただくことを強く要望しておきたいと思います。

【鵜瀬委員長】ここで暫時休憩をいたします。再開を11時15分といたします。

午前11時 5分 休憩

午前11時15分 再開

【鵜瀬委員長】それでは、委員会を再開いたします。

先ほどに引き続き、議案外所管事務一般について質問をお受けしたいと思います。

ご質問はありませんか。

【近藤委員】私の方から、教えてもらいたいことがあるのでお聞きします。

県立高等技術専門校のことです。私も何回かは行ったことがあるんですが、初歩的な質問なんですが、この授業料ってどういうふうになるんですか。

【川口雇用労働政策課長】授業料は無料でございます。

【近藤委員】無料で行うということで、年齢的に平均的に大体どれぐらいの人が入校されているんですか。

【川口雇用労働政策課長】入校生のほとんどが、高校を卒業された新卒者の方でございます。

【近藤委員】これは、中学卒業者は入校できないんですか。

【川口雇用労働政策課長】高校卒業程度となっております。中卒では入校できない状況でございます。

【近藤委員】入校する場合には高校以上という

ことですね。

そして、ここは寮完備ですか。

【川口雇用労働政策課長】長崎校、佐世保校ともに寮を完備しております。

【近藤委員】寮の費用はどういうふうになっているんですか。

【川口雇用労働政策課長】長崎校でいきますと、月4万円になっております。3食ついております。

【近藤委員】高校卒業ですぐ入る方が多いと聞いたんですけども、ここは、いろんな形で民間の企業に対する、直結した技術の提供ができると思うんです。

例えば30代、40代の方が入校してきて、ここで学んで次の仕事に就いたという事例はないんですか。

【川口雇用労働政策課長】人数までは把握しておりませんが、高校卒業して一旦就職されて、離職して入校されている方も数名いらっしゃいます。

【近藤委員】この学校はすばらしいと思うんです。いろんな形でここで技術を教えてですね。

今現在、どの企業を回っても、技術者がいないという形なんです。例えば建設業でもそうですよね。いろんな形で技術者がいない、部門、部門の技術者がいないという形で今は困っている状況で、高校生だけをねらったのこういう施設の経営よりも、私は、各企業を回って、ここで2年間、技術を学ばせるようなシステムをつくった方がいいんじゃないのかと。

もちろん高校生も必要です。でも、ある程度ここは、一回現場に出て、現場の中でどういう技術が必要なのかとか、そういう人材を育てるのを最重要にした方がいいんじゃないのかなと、これは私は前から思っていたことなんですけれども、企業に対しての斡旋とか、そういうふう

なことは今はやっていないんですか。

【宮地産業労働部政策監】先ほどの雇用労働政策課長の答弁にちょっと補足させていただきます。

先ほど、配付しました資料の裏面、ページが書いていまして恐縮でございますが、裏面にございます。近藤委員の問題意識にお答えするのは、在職者訓練というのを高等技術専門学校を活用してやっています、いろいろな技術の習得の支援を行っているところでございます。【近藤委員】今の説明だったら、どこかに在職しながら、その技術だけを学びに来るといふような考えの学校であってもいいということになるわけですね。

完全な高校みたいな寮完備の中でやる学校ではないということですね。

【宮地産業労働部政策監】各個人のご都合によるかと思うんですが、どちらかといいますと、社会に出た方々は、収入を得ながら技術を習得したいという方々が多いものですから、そういう体制をとらせていただいております。

【近藤委員】わかりました。ここは本当に大事なところだろうと思うんです。今は特に、企業関係を見ると、技術者がいないという声をよく聞くものですから、企業にも働きかけて、その従業員の方々をこの学校にやって、2年間技術を学ばせるとか、そういうのもぜひ、どんどん宣伝していただければと思います。

【鵜瀬委員長】ほかに質問はありませんか。

【山田委員】同じく県立高等技術専門学校について伺いたいと思います。今回、見直しが提案されていますが、具体的に教えていただきたいと思っております。

2の(2)の「溶接+機械等の2年コース」とあります。2年課程の4科目あって、あと1年

課程の3科目、これは佐々の方ですけれども、これを組み合わせるといふ考え方なのか、そのあたりを教えていただければと思います。

【川口雇用労働政策課長】今お配りしたところの例で、「溶接＋機械等の2年コース」という形で記載しておりますが、例えば1年1年のコースを2年間で、1年目は溶接、2年目は機械という形で、複数の技能を養成するようなコースができればということ、あくまでも例として記載しております。

【山田委員】現状においては溶接が1年課程で、これは多分、機械加工・制御科なのかなと思ったんですけど、2年課程になっていると思います。だから、それぞれ2年課程だけで学びたい人、溶接を受けた後に、溶接を1年やったから、いろんな基礎的なところを除いたところで1年で機械加工がいいとか、そういうふうな組み合わせをやるのか、どういうふうに考えているのか。その順番ですね、先にどっちを学ぶとか、様々どのようなことを考えているのか、教えていただきたいと思います。

【川口雇用労働政策課長】現時点ではまだ、どういうカリキュラムかというのは決めていない状況でございます。今後、有識者の方から意見を伺いながらカリキュラムも決めていきたいと考えております。

【山田委員】タイムスケジュール的な部分で、来春とかは当然間に合わない話だと思うんですが、どれぐらいを目途に考えているのか、教えてください。

【川口雇用労働政策課長】有識者からの意見を年明けにはお伺いし、その後、進めてまいりたいと思っております。丁寧に有識者なりから意見をお伺いしながら、いつの時点で見直すかも含めて検討してまいりたいと考えております。

【山田委員】大まかなスケジュールというものを大体、ものごとは立てるのかなと思ったのでお聞きしたんですけど。

【井内産業労働部次長】高等技術専門校の見直しのスケジュールについてですが、先ほど課長が申し上げたように、まだ確定したものはありません。

ただ、見直しの内容を、来年度に詳細を詰めるようにしたい。例えばイメージとして、来年度に詰めて、一定周知の期間が必要ですので、それを1年ぐらい取って、実際に走り出すのが令和8年度とかですね。これは、そこも含めて詰めていく必要はあるんですけども、周知も含めて一定の時間を要するというふうに考えております。

【山田委員】今年度内に有識者の方にお話を聞き、令和6年度に詰め終わって、実施は令和8年度ぐらいが目標かなということによろしいですかね。

【井内産業労働部次長】今想定するのはこれぐらいかなというところですが、実際、詳細を詰めていく中で、教員の確保等も含めて時間を要する部分が、もしかしたらあるかもしれないので、あくまで今の時点でのイメージということでご理解をいただきたいと思います。

【山田委員】タイムスケジュールについては理解をいたしました。

私は、ここの施設は、地場の企業からも評価され、とても頼りにされている、非常に重要な施設であるという認識のもとに質疑をしたいと思っております。

この現状と課題のところを書いてあるように、訓練内容に関連した就職ができていない訓練科が存在するとか、定員割れのところもあるかと思っております。このことが再編によってどのように

見直されるか。もちろんスキルアップ、さらに高度な人材を養成いただくということではありますが、現状として今、どれくらいが訓練内容と関係のない就職状況になっているのかを教えてくださいいただければと思います。

【川口雇用労働政策課長】訓練内容と関連した就職ができていない訓練科が一つ、長崎校にございます。ほとんどの方が、訓練内容とは関係ない企業に就職されている状況がでございます。具体的に言いますと、長崎校に商業デザイン科がございますが、こちらの科の訓練生が、就職先といたしましてはANAテレマートや小売業とかに就職されているという形です。

【山田委員】長崎校の商業デザイン科だけが、勉強した科目、訓練を受けた内容じゃないところに就職をしているという理解でいいんですか。

【川口雇用労働政策課長】主に商業デザイン科で、訓練内容と就業先が一致していないといえますか、訓練した内容に関する企業に就職できていない状況でございます。

【山田委員】じゃあ、商業デザイン科を除く科は全部、訓練を受けたところに関連する就職をしているという理解でよろしいですね。

【川口雇用労働政策課長】長崎校も佐世保校も、ものづくり系の学科につきましては、訓練をした内容に関する企業に主に就職しております。

【山田委員】商業デザイン科の中身を私がよく見ていなかったんですが、イメージでいうと、ANAテレマートとか、そういうところに就職しても関連があるのかなと思って、私もここはよく見てみようと思いますが、結果としては、ちゃんと訓練を受けた内容の業種にほぼ就職しているということですので、成果が上がっているというふうに理解をしたいと思っております。

現状においては、一般の高校を出て進学できなかった子が行くといったイメージがあるようでございますが、そういったことはなく、何より授業料が無料であること、そして県内就職率も非常に高い、高いスキルも身につけることができるし、令和8年度以降にはもっと、かなりレベルの高いスキルアップができる学校でありますので、前回は申し上げたと思いますが、教育委員会とも連携をしながら、これにも書いてありましたが、ぜひとも県内の若者が技術をつけて県内就職するための学校として、さらなるレベルアップをしていただき、多くの優秀な人材を輩出する学校として見直しをいただくことをお願いして質疑を終わります。

【鵜瀬委員長】ほかに質疑はございませんか。

【畑島委員】私も、県立高等技術専門校についてお尋ねいたします。

現在、高等技術専門校のカリキュラムを受講する場合に、受講者は厚生労働省の職業訓練給付金の対象になっているのでしょうか。

【川口雇用労働政策課長】授業料は無料でございますので、給付金の対象にはなっていません。

【畑島委員】授業料は無料ということですか。

恐らく現時点ではそんなにニーズはないのかなと思うんですが、今後、リスキリングということで企業在職者を受け入れる形になってきますと、企業に在職している方は、恐らく給与を受けながら行けるのでいいかなと思うんですけど、企業に就職をして、一旦離職をして、ここでスキルアップを図って、もう一回再就職を目指すという形になりますと、自分のキャリアアップのために使われるような講座も今後開設になるのかなと思いますが、いくら授業料が無料とはいえ、その間の生活収入が全くない状況でございます。

対象になるかどうかは私も要件を確認しておりませんが、例えば厚生労働省がやっている職業訓練受講給付金というのがあるんです。こちらは授業料の支給というよりも、スキルアップの講座を受ける間の生活費を10万円程度受けられますので、こうしたところを活用しながら、これまでは高卒者向けだったので、あまり想定しなかったと思いますけれども、そうしたことを図りながらやっていかないと、恐らくほかの大学であったり専門学校であったりも社会人向けの講座をどんどん開設しようとしてきますので、どこを選択するかとなった時に選択されない結果に陥ってしまうことが危惧されますので、ほかの制度の活用とかとの連携、しっかり考えて、社会人向けにしていくのであれば、受講しやすい環境はしっかり念頭に置いてやっていただいた方がいいのかなと思ったのでお尋ねした次第です。

別件です。ミネルバ大学と連携した講座、部長説明の5ページ、「第二創業を誘発する研修プログラムの開催について」といったところでお尋ねします。

こちらスタートする時に、事前にご案内をいただいていたんですけども、実際に先日、対馬の事業者で、このミネルバの講座を受講している方とちょっとお話する機会がありまして、大変良いものであると、非常にためになっているといったような話をお聞きしました。

そこで改めてお尋ねですけども、具体的にどういった内容の研修講座といたしますか、講座内容になっているのか。リーダーシップを養成するというふうに書いてありますが、具体的にどういった内容をしているのかといったところと、改めて県としてどういった狙いで行われているのかというのをご説明ください。

【伊東新産業創造課長】ミネルバ式リーダーシッププログラムにつきましてお答えいたします。

現在、そのプログラムを開講中でございますが、目的としましては、時代の変化のスピードや複雑な環境に適応しながら、それぞれの組織を先導できるリーダーを育成することを目的としております。

県内企業が、これまでの会社の事業や組織を見直して再構築、あるいは新規事業の創出、そういったことにチャレンジしていただくようなスキル、知識や考え方を学んでいただくためのプログラムというふうになっております。

現在、県内企業10社より10名の方にご参加をいただいております。11月2日から来年の1月29日まで、それぞれテーマが異なる12回の講座を、原則オンライン形式で受講しているところでございます。

【畑島委員】実際に聞いてみますと、かなりハードな講座内容になっているということで、事前の予習であったり課題であったり、そうしたところもしっかりやられていると、なかなか実効力の高いようなものになっているかなと思っております。

ちなみに、10社、10名の方ということですが、けれども、どういった企業で、どういった背景の方々なのかといったところをお聞かせいただけますでしょうか。

【伊東新産業創造課長】10名の方は、ご紹介いただいた対馬の方以外にも、ほかの離島から1名、ゲストハウスの運営等を行っている参加者がございます。そのほかといたしましては、スタートアップ企業、メディア、金融、小売り、あるいはエネルギー関連の会社、そういった様々な企業から合計10名の方がご参加いただいております。

【畑島委員】今回、完全オンラインでの講座と
いったことで、今ご紹介あったように、離島の
事業者にとっても非常に受講しやすい環境をつ
くっていただいていることは大変感謝をしてい
るところでございます。

一方で、こうした経営層、ある意味リーダー
層向けの講座といったところで、一般的には、
これまでは大学でいいますとMBAであったり、
そうしたところに近いようなイメージかなと思
っているところです。

実際、MBAとかですと、本来は経営学であっ
たりとか、そうした学問的なものを座学で学ぶ、
ケースワークをしていくといったところに加え
て、同じ受講生同士、同じ志といいますか、同
じようなベクトルを持ったりするような方々同
士の縦と横のネットワークを築くといったとこ
ろが、副次的な効果として非常に価値のあると
ころかなと思っております。また、そうしたと
ころで経営者同士、今後、新しい事業創造をし
ていくうえでも仲間をつくっていくというところ
が期待される効果としては大きいのかなと思
います。

今回は完全にオンラインとなってしまって、
そうした受講生同士の交流といったところが乏
しく、なかなかネットワークづくりといったと
ころが難しいのかなという印象を抱いているん
ですけれども、そのあたりのフォローといいま
すか、何かしらの手当てみたいなのところをもし
やられているようであれば、お聞かせください。

【伊東新産業創造課長】原則、完全オンライン
の講座となっております。このオンライン講座
というのは、先ほど対馬の方をご紹介いただき
ましたが、どこからでも参加できるという大き
なメリットがあるかと思っています。

それに加えて、各受講者の発言量が講師

からはっきり見えるようなシステムとなってお
りまして、発言量が少ない方を的確に指名して
ディスカッションを盛り上げていく、そういつ
たデジタル技術を生かしたメリットもございま
す。

ただ、委員のご指摘のとおり、参加者のネッ
トワークづくりというものが非常に重要だと私
どもも考えておりまして、去る12月1日、長崎
市内で講師を囲んだ交流会を開催いたしまして、
受講者同士の親睦を深めることができおりま
す。喜びの声もお聞きしております。今回は全
員のご参加はできませんでしたので、今後も機
会を捉えて開催させていただきたいと考えてお
ります。

【畑島委員】非常にこの講座の効果については
期待しているところでございます。

ただ、まだ開催中ではありますけれども、こ
の講座を行って受講者10人が受講して満足し
た、で終わってしまったら、県の政策としては
期待するところが得られていないのかなと思
いまして。

実際にこの講座を受けた方々が新しい事業を
創造したりとか、また、その方々がいろんなと
ころで活躍していただいて、そこで得たものを
ほかの人に伝えてもらったりとか、講座をやり
っぱなしにするんじゃなくて、先ほどやり取り
させていただいたネットワークづくりもそうで
すけれども、今回のこの講座、10人という少な
いメンバーかもしれませぬけれども、こうした
講座をきっかけとして、実際の効果がどんどん
周りに波及していったり、継続していったり、
実際に新規事業として発現して、長崎県の経済
全体を盛り上げていくような、そこまでもって
いって初めて実際にやった意義があると言える
ところかなと思っておりますので、この講座が

終わった後の波及効果、今後の発展といったところの工夫が必要かなと思っていますけど、何か現時点でそのあたりのお考えがもしあれば、ご紹介いただければと思います。

【伊東新産業創造課長】今回受講されている方々は、プログラムの終了後に、このミネルバのプログラムを受けたほかの県外の企業であったり、あるいは海外の方であったり、そういったミネルバのOB会というものがございまして、ここに自動的に参加できるようになります。そうすると、大手企業の受講者や海外のスタートアップであったり、ほかの講師の皆様とのコミュニティでつながることができるようになりますので、受講者皆様各自で受講して学んだことを継続的に発展させていくことは十分可能かなと思っています。

県といたしましても、今回の受講者同士のつながりを、先ほどのようなサポートをさせていただきながら、新事業の創出に向けて、例えばCO-DEJIMAのスタートアップ支援につなげるとか、そういった活用を促しながら、受講者との関係性は保っていきたいと思っています。

【畑島委員】あくまでビジネス上での新規事業創造とか、そうしたところを求めていく話でありますので、県として何も最初から最後まで手取り足取り教えていくという形ではないかなとは思っていますけれども、せっかくこうした事業をやっていますので、今後、県としても何かし財産としてしっかり蓄積していけるような発想といたしますか、仕組みを大事にさせていただきたいと思っております。またこれからも期待しておりますので、ぜひこちら、引き続き取り組んでいただければと思います。

【鵜瀬委員長】ほかに質疑はございませんか。

【本多委員】先ほど、大久保委員が質問された

内容の続きになるんですけども、部長説明の3ページです。ここでは11月15日時点で506件ということだったんですが、その後、566件まで増えていますと、先ほど寺井産業政策課総括課長補佐から教えていただきました。

その件数についてですが、当初県として想定していた数との差はどういったものですか。

【寺井産業政策課総括課長補佐】想定していた件数についてのお尋ねでございます。今年度6月補正で予算計上させていただいた時の想定件数としましては、1件当たりの単価が50万円ですと、1,000件を想定しておりまして、5億円の予算を計上させていただいております。

現段階で、約600件弱の申請状況になっております。もともと省エネ補助金につきましては昨年度から取り組んでおりまして、昨年度に非常に好評だったということで、今年度引き続き取り組ませていただいております。

その中で今年度は今、600件程度ということですが、昨年度から累計いたしますと1,600件余りの申請、決定となっております。今の申請状況を見ますと、一定、省エネ設備の更新のニーズは落ち着いてきたところかなというふうに思っております。

1,000件につきましては、県内の対象業種は約2万5,000社ございまして、例えば設備の耐用年数が10年から15年といたしますと、大体2,000件から2,500件ぐらいの更新ニーズがあるのではないかといいながら、今、トータルで1,600件程度いっております。この設備導入に関しましては、補助もございまして、自己負担も当然でございますので、そういった中で事業者の方のニーズは一定満たしてきているのではないかと考えております。

【本多委員】当初の計算というか、目論見にあ

る程度沿いながら、こうやって事業が進んでいるということでした。

もう一つお聞かせいただきたいんですが、その申請をされた方は、この情報をどこから入手されたのか、どういった経緯で入手されたのか、そういったことはお分かりになりますでしょうか。

【寺井産業政策課総括課長補佐】申請者の情報の入手先でございますが、今回申請をいただいて交付決定、最終的にお支払いをした方にアンケートをとっております。なかなかアンケートのご回答が出ていない状況ですけれども、我々としては、まず商工会、商工団体等を通じた情報発信とか、また産業労働部のメルマガでも発信しております。SNSも活用しております。そういった中で、いろんな情報源から情報は得ているというふうにお聞きしております。

また、申請をたくさんしていただくために、そういった情報発信だけではなく、この10月から11月にかけては、県内各地を職員が回りまして、商工会も連合会だけではなくて、各商工会単位でご説明をしたり、市役所、あるいは職域の協同組合など、そういったところにもご説明をさせていただいているところであります。

私どものそういった動きの中で、いろんな形で情報を入手されて、それぞれの各企業の状況に応じながら申請をいただいているものと認識しております。

【本多委員】各種、いろんなところから情報を入手されているということでございます。また、県職の方が現場に行き説明して回られたということで、非常にいいことではないかと思えます。

今後も長崎県の企業が強くなっていかないといけない。そのために、県としてはいろいろと

事業を打っていかれると思うんですけれども、その情報がしっかり伝わっていくことが大切かと思いますので、引き続きよろしく願いいたします。

【鵜瀬委員長】それでは、産業労働部関係の審査の途中ではございますが、午前中の審査はこれにてとどめまして、午後は1時30分から再開し、引き続き産業労働部関係の審査を行います。しばらく休憩いたします。

午前 11時46分 休憩

午後 1時30分 再開

【鵜瀬委員長】 委員会を再開します。

午前中に引き続き、議案外所管事務一般について、質問をお受けしたいと思います。

質疑はございませんか。

【中島委員】松島火力発電についてお伺いします。

去る10月31日に、電源開発株式会社から、松島火力発電所の今後についてと、ペーパーで発表がされているようであります。この中で、2024年度をもって1号機の廃止、そしてまた2号機は休止と発表されているようでございます。

発電所の存在は、前回はお話が出ていましたけれども、地元にとって非常に大きなものがあると思っております。なぜ今回、休・廃止をされることになったのか、まずお尋ねをいたします。

【岩永新産業創造課企画監】西海市に立地している電源開発の松島火力発電所は、昭和56年から2基が稼働しており、合計100万キロワット、原発約1基分の出力、発電をしております。また、直接間接合わせて約500名の雇用が生まれている西海市の中核企業でございます。

2050年のカーボンニュートラルを目指す世

界的な潮流の中で、政府としては、非効率の古い石炭火力は2030年までに徐々に休・廃止することを発表しております。

電源開発も、政府の方針や石炭火力発電所の脱炭素化を求める株主や機関投資家からの声の高まりを受けて、2号機への次世代技術の実装と併せて、1号機廃止を決定したものと認識しております。

今後は、2号機を改造して、石炭のガス化設備を付加することで高効率化を図りながら、最終的にはCO²を排出しない水素発電を目指すジェネシス松島計画を推進していくということを発表されております。

このため、2024年度、令和6年度末で1号機を廃止して、それと併せて2号機の設備更新工事を行うために、2号機は休止する予定と伺っております。

【中島委員】説明によりますと、1号機は廃止して2号機は休止するということであります。

500名近くの雇用もあるという中で、今回の休・廃止によって、地元西海市や県にどのような影響が出ると見込んでいらっしゃるでしょうか。

【岩永新産業創造課企画監】まず、電源開発には、地元に対して丁寧な説明を行っていただき、関係者の皆様のご理解のもと、地元経済を支える中核企業として、県内での雇用の継続や地元への発注等の維持を行っていただきたいということを西海市と一緒にお願いしているところでございます。

休・廃止の影響といたしまして、電源開発からは、新しく導入する設備に対応するための配置換えとか、既存設備の維持、運転にも人員が必要ということで、全体として雇用は維持されるとお聞きしております。

また、県への影響ということで申し上げます、発電量が減少いたしますので、電力の出力に応じて交付されております電源立地地域対策交付金が1基当たり約8,000万円の減額になると想定されます。加えまして法人事業税、県税の減少も併せて想定されるところでございます。

また、地元の西海市においても、1号機の廃止で固定資産税の減など財政的な影響もあるとお聞きをしております。

県といたしましては、西海市民の皆様の生活や社会経済活動への影響が極力少なくなるようお願いするとともに、松島の地で雇用が引き続き継続されて、脱炭素に向けての投資がしっかりなされていくことをお願いしているところでございます。

また、先月9日には知事が、吉田経済産業大臣政務官に面会いたしまして、雇用の維持が重要ということをお伝えしながら、電源立地地域対策交付金についても何らかの手当てができないかということで、財政的支援について要望させていただいたところでございます。

時代の潮流に合った新しい火力発電所として今後も存続できるように、西海市と連携しながら取り組んでいきたいと思っております。

【中島委員】県外への異動等も考えられるかもしれませんが、県内での雇用の継続をまずは優先的に考えていただきまして、西海市とも連携してしっかりと対応していただきたいと思っております。

もう1点、石炭火力を取り巻く環境は年々厳しくなっているわけですが、国において、さきのCOP28でも岸田首相が、温室効果ガスの排出削減対策がとられていない石炭火力発電所の新規建設は終了すると表明されております。

このような流れの中、県内のほかの火力発電

所が休止になるんじゃないかという心配もあるわけですが、その辺はどうお考えでしょうか。

【岩永新産業創造課企画監】委員ご指摘のとおり、石炭火力発電につきましては国内外から厳しい目を向けられているところでございます。国といたしましては、火力発電について、当面は再生可能エネルギーの変動性を補う調整力、供給力として必要な電源と位置づけております。

一方で、今回の松島火力発電所の休・廃止の検討のもととなりました、2020年の経済産業大臣の「非効率な石炭火力発電所の休・廃止を段階的に進める」といった発言もでございます。電力の安定供給を前提に、徐々に電源構成に占める火力発電の割合を引き下げていくという考えも表明されているところでございます。

ただ、再エネの導入拡大を図っていくためには、やはり石炭火力を継続的に稼働させていくことは必要と思っております。

火力発電はCO²を排出しますので、ジェネシス松島計画のように、アンモニアや水素の混焼や、CO²を回収、貯留する技術の導入といった次世代の技術による高効率化を図って、脱炭素型の火力発電所として転換していく必要があるのではないかと考えております。

県といたしましては、雇用の継続と企業の現地存続を最優先と考えながら、引き続き国や発電事業者の動向を注視して、情報収集に努めていきたいと思っております。

なお、県内には松島火力発電所のほかにも松浦市に発電所が設置されておりますが、現時点において、九州電力や電源開発の方から特にお話は聞いていません。

【中島委員】脱炭素化の状況も把握していますが、地元の経済にとっても雇用にとっても非常

に大事な施設だと思っておりますので、ぜひ存続ができるような形で県としても取り組んでいただきたいと思います。

あともう1点です。以前から半導体関連誘致のための工業団地について、島原半島でも何箇所か調査をされているみたいですが、今度が最後の委員会となりますので、なかなか情報が入りにくい状況なのかなと感じまして、途中経過でもいいんですが、何らかの進捗状況がわかれば教えていただきたいと思います。

【石川企業振興課企画監】工業団地の整備に向けて、水源調査を昨年度と今年度を実施しておりますが、その経過についてのお尋ねでございます。

昨年度6月に補正予算で新たに創設しました水源調査の事業で、昨年度は雲仙市、今年度に入ってから島原市と諫早市、この3市に対して補助を実施しています。

水源調査、水の調査につきましては、水質、水量、両方の調査をしていただいております。特に水量の調査につきましては季節変動があるということで、年間を通した調査がどうしても必要でございまして、現在、その3市とも、今年度末に最終的な結果が出ることを目指して、引き続き調査を実施しているところでございます。

この調査自体が、水を備えた工業団地を整備していくところが最終的な目標でございますので、調査の結果を踏まえまして、水を備えた団地の整備につながるように、引き続き市町と連携して取り組んでまいりたいと思っております。

【鵜瀬委員長】ほかに質疑はございませんか。

【石本委員】私も、火力発電所の関係で。

松島は、先ほど中島委員からお話がありましたとおり。

松浦についても、今は370万キロワットの日本有数の火力発電所を有しているわけですが、九電、Jパワーのそれぞれの電力の1号機が削減対象といたしますが、CO₂を削減するための対象となっているということで、この存続についても、地元に対する経済効果とか、雇用の問題とか、いろんな問題で、松浦市にとって、この火力発電所は重要な施設であります。

松島は、28年度までの再稼働についての見通しが発表されておりますが、松浦の火力発電所については、まだ具体的な話があっていないということです。

私も先週、両火力発電所の所長と、懇親の機会がありましたので、そういう話もしたんです。しっかりと地元で生き残ってもらうためにも、この存続について、しっかりと我々も、県、国に対して当然要望していくわけですが、両電力会社とも、県としても、今後の見通しなり、また国の方向性も踏まえて存続できるような形で、リプレースするなり、また新たな。

今後の対応がどうなるかということが一番気になっているわけですが、まず、松浦の火力発電所に対する方向性というか、県がつかんでいる情報からお聞かせ願えればと思います。

【岩永新産業創造課企画監】委員からお話がありましたとおり、松浦市には、九州電力が2基、電源開発が2基、計4基の火力発電所がありまして、合計370万キロワットと非常に大きな出力の発電所がございます。

火力発電所につきましては、世界的な環境意識の高まりから、その利用については縮小していく方向になってはいますが、国といたしましては、第6次エネルギー基本計画にもあるとおり、2030年時点での電源構成で、総発電量の19%は石炭火力とすることを打ち出しております。

県では、再生可能エネルギーの導入をさらに進めるうえで、出力調整に優れ、電力の安定供給の役割を担える石炭火力は必要と認識しておりますし、今後は低炭素化の取組が非常に必要になってくるかというふうに思っております。発電事業者には、こういった次世代の技術をしっかり活用して低炭素化への取組を積極的に導入していただくように働きかけていきたいと考えております。

国に対しましても、今まで政府施策要望等におきまして、石炭火力発電の脱炭素化や高効率化の実現に向けた電力事業者の取組を支援していただくよう要望してきたところでございます。引き続きこの要望を行っていくと同時に、休・廃止による影響が出る電源立地地域対策交付金の減額の激変緩和措置や、県として力を入れております洋上風力発電の交付金の対象化といったことについても併せて要望してまいりたいと考えております。

県としては、引き続き再生可能エネルギーの導入拡大と石炭火力発電所の低炭素化を併せて促進して、カーボンニュートラルの先進県を目指していきたいと考えております。

【石本委員】そこはしっかりと国に対しても、また両電力に対しても、今後協議をしながら、ぜひ進めていただきたいと思います。

それともう1点です。先日松浦市からも要望事項で上がってきた案件でございますが、先ほど話に出ました電力の移出、県交付金の問題でございます。今年度、松浦火力発電所について一部、火力発電が停止したということで交付金が減額されたと、今年度の交付金の採択が減額された状況があって、その要望があっているわけですね。

今回、松島火力発電所が28年まで休止状態に

なるということで、火力発電については、その間は松浦火力発電所が主体という状況になります。

県下全体の方針としては、国からの交付金が減額されれば、当然県内の交付金もそれに基づいて下がるわけで、配分が低くなるのはわかるんですけども、できましたら、これまでもずっと要望が上がっておりますが、立地自治体に対するこの交付金の、何と申しますか、立地自治体に対するインセンティブというか、そういうのも今後ぜひとも検討いただければというふうに思っています。これは常々地元からもそういう要望がっております。県下全体のことを考えるのは当然ですけど、何がしかの、電力を生産する立地自治体への優先配分というか、そういうのもぜひとも、県内でできる分はご協議を、検討をお願いしたいと思っておりますけど、それについてはいかがでしょうか。

【香月企業振興課長】電源立地交付金の件でございますが、電源立地交付金は、立地促進対策交付金と移出県等交付金と2種類ございまして、立地促進交付金は、国から発電施設の立地自治体に直接交付されているものでございます。移出県等交付金は、国から我々長崎県に交付をされているものでございます。これは両方とも、使うに当たっては国の承認が必要でございまして、発電施設の立地している自治体に交付されたお金は、松浦市が直接、国と協議をして承認を取って、市が事業に充てるというものでございます。

以前から当委員会でご意見をいただいております移出県等交付金は、県が国に協議をしているものでございまして、県では、国からの交付金を、産業に資する事業、例えば工業団地の造成に取り組む市町を支援している事業がございま

すが、そういったものの財源や、県の公的な研究機関、農林技術開発センターだったり、工業技術センターだったり、広く県民が産業振興のために利用する施設の機械を購入したり、本日の委員会でもありましたけど、高等技術専門校の費用に充てたり、そういった使い方をしてるところでございます。ただ、全てを県の事業に充てるというようなことではなくて、県市町、地元でも産業振興に取り組んでいただけるように、毎年市町に照会をして、こういったものはどうかと上げていただいている状況でございます。

松浦については、以前からぜひ市でも使いたいということで、事前協議の段階からこういったものはどうかと投げかけをいただき、我々からまた意見を返して、ここをこうした方がいいとか、ちょっとハードルが高いなとか、そういったやり取りをさせていただいておりますので、市のそういった事前協議に応じながら、産業振興の効果がより高いものを上げていただくように、市と協議をしながら進めていければというふうに思っています。

【石本委員】これまでの県のそういった取組については感謝しております。全体を立地自治体に配分してくれという話ではなくて、できればベースの部分を何がしかでも、基礎的な部分の立地自治体への配分というか、重点配分というか、そういうものを検討していただければというのが一番の狙いでありまして、当然交付金全体については県下全体の、離島を除いてでしょうけど、効果的な使途というのは当然あると思います。そういったベースの段階で何がしかの重点配分について、ぜひとも検討していただきたいということをお願いして、一応終わります。

【鵜瀬委員長】ほかに質問はございませんか。

【大久保委員】先ほどの松浦火力発電所の話、加えて私もお尋ねしたかったですけれども、今の話を聞いておりましたら、2つ種類があって、立地交付金と移出県等交付金があるということでございます。市が配分できるのは、自由裁量があるのは立地交付金で、移出県等交付金というのは県がもらって分配するということです。私も文章を見た時に、概ね1時間圏内のエリア内で、交付の用途は産業振興に資して使っているということではなかったかなと思います。

今回、松島火力発電所は計画的に少しずつ減らしていくということです。そうなれば、松浦火力発電所の移出県等交付金の割合、比率が大きくなっていくので、全部じゃなくて、松浦市からの1時間圏内、通勤圏内ということであれば、そこが中心となって算定をされていると考えれば、少しでも配慮をしてほしいということだと思うんです。

そこあたりの私の見解が間違っているのかどうか、もう一度お尋ねいたします。

【香月企業振興課長】先ほどの通勤圏1時間というふうなお話でございますが、電源立地交付金を受けるに当たって計画を出す際に、隣接、隣々接、1時間圏内というのは計画書の中で明記をされていて、国にそれで承認を得ているところでございます。

今の状況で申しますと、県内の本土地区は松島なり松浦なり、松島は2つの発電所がありまして、松浦に4つという状況でございますが、離島を除く県内全域が対象となっております。

その中で、松島発電所の停止に伴って、試算として大体8,000万円ぐらいの減少が見込まれるとご説明しております。

立地自治体に対する何かしらのインセンティブというか配慮を求めるご意見でございますが、

県の中で産業振興に資する事業に充てていく中で、私どもとしても、特定の地域ということではなくて、広く地域に還元されるように、当該委員会でも人口減少対策に対する我々産業振興の期待というご意見をいただきながら、工業団地の整備、大きな雇用を生み出すような企業の誘致も一方で取り組まないといけないというような状況もあります。ですので、全体の中で、限られた財源を何に振り向けるべきかというところは、私どもとしてしっかり考えながらですけども、今おっしゃったように、発電所のある地域の気持ちにどう応えていくかというところは、今、市町に対する事業を完全にシャットアウトしている状況ではないので、そこは松浦、関係市に我々の考えをまた改めて伝えながら、市が活用できる入口がありますので、そこをうまく活用いただくというところが一番現実的なところかなと思っております。

【大久保委員】今の答弁に対して、やっぱり公平に使いたいという気持ちが県にはあるのかなと強く感じます。そういったところが、立地自治体からすれば、当時、いろんな先の将来の産業を考えた時に、雇用を考えた時に、これでいこうということであれだけの面積を提供して、もちろん固定資産税も入りますけれども、ひとつの産業としての賭けで、あそこの立地があると思っております。そこに少し寄り添ってほしいというのが松浦市の気持ちではないかなと思っておりますので、そういったところの気持ちを酌んだ配分というか、インセンティブというか、そういったところを少し寄せてもらえればというふうに答弁を聞いて少し思いますので、隣の平戸市からもそういった声を添えさせていただきたいと思っております。

もう1つ質問させていただきます。基幹産業、

成長産業についてでございます。

先日、数日前も、諫早市で新たな造成地ということで、5年程度で、広大な造成地を考えていると新聞で見たところでございます。

TSMCの熊本だとか、ラピダスの千歳だとか、勉強させていただきました。本県においても、諫早、大村等々、サムコ、ソニーとか京セラ、目まぐるしく誘致に動いていただいて、松尾産業労働部長をはじめ関係の皆様の努力の賜物だなというふうに感謝をするところでございます。

今回の一般質問等を聞いていて、半導体は県央、航空機とか造船関係産業は長崎市が強く感じるところでございます。こういったアウトラインが出てきているんでしょうけれども、県内において、例えばサプライチェーンだとか基幹産業として育てていくには、全県の波及というところはどのように捉えてあるのか、お尋ねをしたいと思っております。

【香月企業振興課長】基幹産業化をどう考えて進めていっているのかというお尋ねかと思いません。

県の経済を支える基幹産業でございますので、単体の企業とか限られたエリアということではなかなか、県全体の経済を支えるような基幹産業に育てていくのは難しいところで、私どもとしては、いかに県内にサプライチェーンをつかっていくか、また、地域に広げていくかということが重要な要素の一つという捉え方をしているところでございまして、サプライチェーンをつかっていくために、企業同士の連携した取組を支援させていただいたり、あとは県内企業に仕事を発注できる企業をつかっていくと、県内で核となる企業ということで中核企業の育成、県外とのビジネスマッチング、そういったものを取り組みながら、新たな県外の大手の需要を

獲得するような支援に努めているところでございます。こうした取組をしながらサプライチェーンを、限られた地域ではなくて、例えば長崎と県北、県央と県北と地域をまたいで、広域的に連携が進むように努めながら、県全体に広げていく必要があると考えています。

【大久保委員】先ほど、県央だとか長崎市という話はしましたけれども、もちろん企業の観点からすれば、集積していかないと、コストとかいうことでの競争に勝てない部分もあるんでしょうけれども、県として誘致したうえでの全県への波及はやはり望むところでございますので、さらにそういったところは取り組んでいただきたいと思っております。

併せて、具体的にどういった企業があるのか。我々の近くにもいい会社はあると思っております。そういったところでサプライチェーンとして県下広くする企業があるのか、具体的にあれば、可能な限りで教えていただきたいと思えます。

【香月企業振興課長】委員から今ご照会がございました企業は、平戸の工業団地に愛知県からお越しいただいたKTXという企業がございませう。この企業は、本県に我々が誘致を進めたわけでございますが、コロナ禍の交付金を使って、しっかり設備投資を強力に支援するような制度なども併せて構築しながら、強力に誘致を進めた会社でございます。もともとは愛知では自動車関連を取り組まれていたんですが、今、長崎県では航空機関連に参入をいただいている事例がございませう。

もとは、長崎市に立地している三菱重工の航空エンジンと県内の大学の方で、海外でやっている部品加工を何とか国内に戻せないかと、長崎に戻せないかという共同事業を進めている中

で、非常に繊細な加工技術が要ということで、実はKTXには、世界に2台、日本には平戸にしかないような、非常に高性能の加工技術、加工の装置を設備に入れていただいていたので、それを使って非常に難度の高い航空機の部品加工を担当していただくということで、試作などに今は取り組んでいただいています。そこが順調にいくと、今は海外でやっている仕事が長崎に新たに来るチャンスになるということで、我々も非常に期待をしながら状況を見ており、また必要に応じて支援を積極的にやっていきたいと考えております。

【大久保委員】 KTXの話が出ましたが、3Dプリンタとレーザー加工機、世界でも数少ない機械が入っているということで、十分に使っただければと思っております。

先ほど一般質問の話をしました。知事も知事会でシリコンアイランド九州ということで、県だけで見なくて九州で見れば、そういった動きを知事会で、こういった言葉は昔からあるんでしょうけれども、もう一度確認されたということでございます。

今の活況、鹿児島にも京セラがありますし、九州各地に半導体の企業が進出して、シリコンアイランド九州という中でこういった動きを九州の中で、また知事会で、それ以外の専門的な産業部門でやられているのか、お尋ねをします。

【香月企業振興課長】半導体関連の状況として委員のご案内のとおりかと思っておりますが、九州に投資が相次いでいる中で、我々長崎県だけではなく九州、全国の自治体で、いかに半導体の成長を自分の地域に取り込むかというところは、どこも考えながら進めている状況で、その需要を地元に取り込むという点においては、正直、九州の中でも各々と競争の世界かなと考えてお

ります。

ただ一方で、共通の課題として人材の育成・確保という点は、どこも今後どうしていくのかというふうな状況と認識しております。

併せて、県外からいかにして人材を呼び込んでいくのかというところは共通の課題かと思っておりますので、例えば、今後、九州一体で首都圏の方から人を呼び込むとか、そういった連携の手法はいろいろ可能性としてはあるのかなと思いますので、できることを考えながら、単体の取組ではなくて連携した方が効果の高いものを見出しながら進めていく必要があると思っております。

【大久保委員】最後に尋ねますが、それは定期的に年に1~2回会議をしていくというものではないということですか。とりあえずは九州全体、シリコンアイランドをつくっていこうということでの合意というか、確認ができたということとどまっているのか。

【香月企業振興課長】九州シリコンアイランドは、九州地方知事会で、今回テーマの一つとして掲げられたものでございます。その中で、具体的に例えば会議を立ち上げてどうしていこうというふうなところは、そこまでは決まっていなものと承知をしております。

ただ、九州地方知事会の中で、改めて新生九州シリコンアイランドを目指す取組というものは一致した意見と我々としてはお聞きしているところでございます。

【末續未来人材課長】先ほどの答弁にちょっと補足をさせていただきますが、九州地方知事会等でそういった議論が始まったのと合わせまして、九州経済産業局が主導いたしまして、九州半導体人材等育成コンソーシアムを立ち上げておりまして、九州各県そこに加入をしております。

す。

その中では、例えば育成策、確保策などで九州で一体となってやれることがないかを、定期的にワーキンググループも含めて議論をしておりますので、そういった九州全体でやれることを我々も知恵を出しながら、一方で県内にいる企業の人材確保が我々としては一番やりたいところでございますので、うまく九州全体の動きを使いながら、本県にどう人材確保していくかというのは、また知恵を出しながらやってまいりたいと考えております。

【大久保委員】企業間の競争があるかとは思いますが、私も詳しくはわからないんですけども、半導体と一言で言っても、製造装置だとか、半導体を実際につくるでも、前工程、後工程も含めて、いろんな会社がそれぞれ役割分担でやっていると聞いております。そういったことを考えれば、長崎県内だけじゃなくてシリコンアイランド九州ということで、九州で集積していくことも観点としては大事なことではないかというふうに思っております、だからこそ、九州はひとつで考えるべきこともあるのではないかと考えております。

人材も、もちろん長崎だけでは、例えば賃金の問題だとか、家賃の問題ももちろん長崎でも考えなくてはならないでしょうけれども、首都圏だとか、北海道だとか、海外もそうでしょう、そういった競争の中で九州にどう呼び込んでいくかということも一つの大きな観点ではなからうかと思えます。

もう一つは教育の部分でもあると思っております。教育も、専門的な知識までいけば長崎だけでは足りなくて、九州の中でも専門的な掘り下げた学校を、それぞれ役割分担して、長崎はこういう部分で教育させようということも必要

かもしれない。そういったところの動きも併せてできないかというふうに思っております。

そういった観点においての答弁をいただければと思っております。

【末續未来人材課長】県内におきましても、ながさき半導体ネットワークの中に、いわゆる半導体の大手8社並びに、県内の長崎大学であったり総合科学大学であったり、または情報系の県立大学であったり、そして佐世保高専、そういったところが入って議論させていただいております。

例えば、現実的な技能のところと言うと高校生が非常に求められておりますし、開発とか先端のところになりますと大学生が求められておまして、いろいろ半導体ネットワークの中で議論をする中で、先日も長崎大学が、そういった専門の機関を立ち上げるという発表もございましたが、少しずつ動きが出てきております。

私どもとしまして、長崎らしさが出るような人材育成も含めて、各大学と企業を結びつけながら産学官で一生懸命に取り組んでいるところでございますので、そういったものを一つひとつ形にしていくことが必要かなと思っております。

【大久保委員】取組をされているということで、さらなる深掘りをしながら取り組んでいただきたいというふうに思っております。

先ほど言ったように、県でできることと九州で考えていった方がいいこと、その中で将来的に半導体をはじめ成長産業を長崎にしっかりつなげられるようにしていただきたいというふうに思っております。

そういった観点において、来年度の目標とするところ、取組を最後に聞きたいと思っております。よろしく申し上げます。

【香月企業振興課長】来年度に向けたところですが、いかに成長分野の仕事を取り込んでいくのかという視点を持って、例えば現行カーボンニュートラルの中で、今回、県の方向性を示すビジョンを掲げておりますが、その中ではカーボンニュートラル社会に向けて新しく生まれてくる事業をいかに取り込んでいくかという中で、環境対応船の話や半導体関連、それを支える半導体というふうなものを例示しながら、新しい需要を取り込んで新しい産業をつかって、そこを伸ばしていくというところを加速させていくためにも、サプライチェーン形成をしっかりと取り組んで、そこを広げていくことが重要と考えているところでございます。

中核企業を育成しながら、新しい技術開発に関して大学との共同研究などをサポートしながら、来年度、こうした取組をいかにして加速することができるかという視点で引き続き検討しながら、より基幹産業が進むように努めて考えていきたいと思っております。

【鵜瀬委員長】ほかに質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【鵜瀬委員長】ほかに質問がないようですので、産業労働部関係の審査結果について整理したいと思います。

暫時休憩いたします。

午後 2時15分 休憩

午後 2時16分 再開

【鵜瀬委員長】委員会を再開いたします。

これをもちまして、産業労働部関係の審査を終了いたします。

本日の審査はこれにてとどめ、12月11日午前10時から委員会を再開し、水産部関係の審査を行います。

本日は、これをもって散会いたします。お疲れさまでした。

午後 2時17分 散会

第 2 日目

1、開催年月日時刻及び場所

令和5年12月11日

自 午前10時 0分
至 午前11時59分
於 委員会室 4

漁業取締室長 中尾 直 君
水産経営課長 齋藤周二朗 君
水産加工流通課長 森川 晃 君
水産加工流通課企画監
(国内外流通対策担当) 桑原 浩一 君
漁港漁場課長 本多 健一 君
漁港漁場課企画監
(漁場・環境担当) 松本 昌士 君
総合水産試験場長 渡邊 孝裕 君

2、出席委員の氏名

委員長(分科会長) 鵜瀬 和博 君
副委員長(副会長) まきやま大和 君
委 員 中山 功 君
" 山田 朋子 君
" 中島 浩介 君
" 宅島 寿一 君
" 近藤 智昭 君
" 石本 政弘 君
" 本多 泰邦 君
" 大久保堅太 君
" 畑島 晃貴 君

3、欠席委員の氏名

な し

4、委員外出席議員の氏名

な し

5、県側出席者の氏名

水産部長 川口 和宏 君
水産部次長 佐古 竜二 君
水産部次長 吉田 誠 君
水産部参事監
(政策調整担当) 松田 竜太 君
水産部参事監
(漁港漁場計画・
漁場環境担当) 宮地 健司 君
漁政課長 尾崎 正英 君
漁業振興課長 古原 和明 君
漁業振興課企画監
(資源管理推進担当) 松尾 隆男 君

6、審査の経過次のとおり

午前10時 0分 開議

【鵜瀬委員長】 皆さん、おはようございます。
ただいまより、委員会を再開いたします。
これより、水産部関係の審査を行います。

【鵜瀬分科会長】 まず、分科会による審査を行います。

予算議案を議題といたします。

水産部長より予算議案の説明を求めます。

【川口水産部長】 皆さん、おはようございます。
本日は、よろしくお願いいいたします。

予算決算委員会 農水経済分科会関係議案説明資料の2ページをお開きください。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、
第76号議案「令和5年度長崎県一般会計補正予算(第6号)」のうち関係部分、
第79号議案「令和5年度長崎県一般会計補正予算(第7号)」のうち関係部分であります。

初めに、第76号議案「令和5年度長崎県一般会計補正予算(第6号)」のうち関係部分についてご説明いたします。

歳入予算は、国庫支出金25万2,000円の減、
合計25万2,000円の減。

歳出予算は、水産業費4,217万4,000円の減、
合計4,217万4,000円の減となっております。

歳入予算の内容についてご説明いたします。

国庫支出金について。

水産業改良普及事業交付金の減のため、国庫補助金25万2,000円の減を計上いたしております。

歳出予算の内容についてご説明いたします。

職員給与費について。

水産部職員の給与費について、関係既定予算の過不足の調整により、水産業総務費4,217万4,000円の減を計上いたしております。

繰越明許費及び債務負担行為については、記載のとおりであります。

次に、第79号議案「令和5年度長崎県一般会計補正予算（第7号）」のうち関係部分についてご説明いたします。

4ページをお開きください。

歳出予算は、水産業費3,524万円の増、合計3,524万円の増となっております。これは職員及び会計年度任用職員の給与改定に要する経費であります。

以上をもちまして、水産部関係の議案の説明を終わります。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

【鵜瀬分科会長】次に、漁港漁場課長より補足説明を求めます。

【本多漁港漁場課長】漁港漁場課所管の繰越しについて補足してご説明いたします。

お手元に掲載しております資料1 予算決算委員会農水経済分科会補足説明資料の2ページ、繰越事業理由別調書をご覧ください。

こちらは、第76号議案「令和5年度長崎県一般会計補正予算（第6号）」のうち、7ページに掲載されております農林水産業費の関係部分を理由別に整理したものです。

今回、令和5年度から令和6年度への繰越明許

費として新たに25億7,105万円を追加し、9月議会までに承認された12億7,684万3,000円と合わせて38億4,789万3,000円を計上しております。

これは、事業計画を変更する事業において、計画承認後の発注となるもの、入札不調による再発注や入札差金を活用して追加発注するもの、施設利用者等との施工方法や施工時期の調整に不測の日数を要したものについて、今年度内の完成が困難なため、今回、11月議会であらかじめ繰越しの承認をいただくものです。

3ページ目をご覧ください。

3ページから4ページ目に事業ごとの施工箇所、主な工事概要等を記載しております。

説明は以上でございます。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

【鵜瀬分科会長】引き続き、漁港漁場課長よりゼロ国債予算案及びゼロ県債予算案の説明をよろしくお願ひします。

【本多漁港漁場課長】ゼロ国債、ゼロ県債予算案についてご説明いたします。

5ページをご覧ください。

漁港工事においては、台風シーズン前に完了させる必要がある工事や、漁協等との調整により施工時期に制約がある工事があり、効率的な事業実施を図るため、補助工事はゼロ国債、県単独工事はゼロ県債を活用して円滑な工事を進めております。

6ページをご覧ください。

ゼロ国債は、島原市管理の大三東漁港において県予算ベースで5,000万円を、ゼロ県債は、県下の有喜漁港や奥浦漁港において、県予算ベースで6,400万円を設定しております。

7ページに施工箇所を記載しております。

説明は以上でございます。よろしくご審議賜

りますようお願いいたします。

【鵜瀬分科会長】以上で説明が終わりましたので、これより予算議案に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【鵜瀬分科会長】質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【鵜瀬分科会長】討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

予算議案に対する質疑・討論が終了しましたので、採決を行います。

第76号議案のうち関係部分及び第79号議案のうち関係部分は、原案のとおり、可決することにご異義ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【鵜瀬分科会長】ご異義なしと認めます。

よって、予算議案は、原案のとおり、それぞれ可決すべきものと決定されました。

【鵜瀬委員長】次に、委員会による審査を行います。

議案を議題といたします。

水産部長より総括説明を求めます。

【川口水産部長】資料は、農水経済委員会関係議案説明資料と、同資料の追加1、本日追加でSideBooksに掲載しております追加2がございます。

説明資料の2ページをご覧ください。

水産部関係の議案についてご説明いたします。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、第108号議案「長崎県総合計画チェンジ&チャレンジ2025」の変更について」のうち関係部分であります。

議案は、長崎県行政に係る基本的な計画について議会の議決事件として定める条例第2条の規定により議会の議決を得ようとするものであります。これは全般的な県政運営の指針である「長崎県総合計画チェンジ&チャレンジ2025」について、5年間の計画期間の中間年に当たることから、国の動向による社会経済情勢の変化や数値目標の進捗状況等を踏まえ、一部見直しを行おうとするものであります。

水産部においては、新たに取引を開始した商品の取引額累計の数値目標について、最終目標を達成したことから目標値を上方修正するものであります。

続きまして、議案外の主な所管事項についてご説明いたします。

今回、ご報告いたしますのは、原油価格・物価高騰対策について、日中・日韓水産関係交流について、カタクチイワシ・ウルメイワシのTAC管理の開始について、漁村塾集中講座について、長崎県水産業就業支援フェア等について、さかな祭りについて、農林水産祭日本農林漁業振興会会長賞の受賞について、長崎県水産加工振興祭について、長崎発「旨い本マグロ祭り」について、研究事業評価について、事務事業評価の実施について、第2期長崎県まち・ひと・しごと創生総合戦略の一部改定について、「長崎県総合計画チェンジ&チャレンジ2025」の進捗状況について、令和6年度の主要施策であります。

このうち主な事項についてご説明いたします。（原油価格・物価高騰対策について）

本県水産業においては、令和4年以降、世界的な原油価格の高騰により、漁業用A重油の小売価格は高止まりで推移しており、本年9月には過去10年間で最高値を更新し、漁業経営は大

変厳しい状況となっております。

このため県におきましては、国の臨時交付金を活用し、必要な対策を講じており、燃油高騰対策としては、漁業経営セーフティーネット制度の加入促進に取り組んでいるほか、燃油使用料軽減に資する船底清掃や節電に資する漁協の共同利用施設の機器交換などを支援しているところであります。

また、電気代や漁業関係資材等の高騰対策として、発泡箱や氷などを販売する漁協に対して、卸価格高騰見合いの支援等を講じているほか、養殖業における餌代の高騰対策として、配合餌料の漁業経営セーフティーネット制度への加入促進にも取り組んでおります。

引き続き、様々な社会情勢が県内水産業に与える影響を注視し、状況の推移に応じて浜が求める新たな対策の検討を行うなど、厳しい状況を乗り切るため、しっかり取り組んでまいります。

（日中・日韓水産関係交流について）

本県は、東シナ海等の水産資源及び漁場を中国、韓国との間で共有しており、水産資源の保持、資源管理の確立、安全操業の確保等を図る上で、日中、日韓との相互理解はますます重要になっております。

このような中、平成5年から実施している日韓海峡沿岸水産関係交流会議については、去る10月17日に日本側の長崎、山口、福岡及び佐賀の4県と、韓国側の釜山広域市、全羅南道、慶尚南道及び済州特別自治道の1市3道の水産行政担当者並びに研究者が参加して、全羅南道で交流会議を開催いたしました。会議では、種苗放流の実施状況や増養殖に関わる種苗生産等技術開発などについての情報交換を行い、水産資源を共有する両国間の連携を深めたところであ

ります。

また、平成12年から浙江省と代表団の相互派遣などの交流を行っており、去る11月21日に浙江省を訪問し、浙江省農業農村庁の行政担当者等と交流会議を行い、最近の漁業の実態や沿岸域の藻場の状況などに関して情報交換を行うとともに、漁業交流に関する備忘録の署名を行ったところであります。

引き続き、中国、韓国との交流を通して相互理解の促進に努めてまいります。

（カタクチイワシ・ウルメイワシのTAC管理の開始について）

国は、令和2年12月の改正漁業法の施行に伴う新たな資源管理の推進に当たって、TAC管理魚種の拡大を重要項目として進めており、令和6年1月からは、カタクチイワシ対馬暖流系群及びウルメイワシ対馬暖流系群の2魚種についてTAC管理が開始されることとなりました。

国では、15の魚種を新たにTAC管理の候補として検討することとしており、対馬暖流系群のカタクチイワシ、ウルメイワシが法改正後、初めてのTAC管理対象魚種として追加されることとなります。

来年1月から、これら2魚種のTAC管理が開始されますが、漁獲可能量は関係都道府県ごとの管理ではなく、国全体のTACとして総量管理され、これを超えた場合でも採捕停止措置を行う本格的なTAC管理にはすぐに入らず、ステップアップ方式を取ることとなっております。

具体的には、本格TACの開始までの期間はステップ1、2と段階的に移行期間を経ることとなっており、この期間に漁獲量報告の確認、収集体制の確立や管理上の課題解決を図りながら、令和8年以降に本格的なTAC管理に移る予定となっております。

カタクチイワシ、ウルメイワシは、煮干し原料や養殖用餌料としても重要な魚種であるため、県としましては、漁業者や関連事業者の経営への影響が少ないTAC管理になるよう、管理状況の検証を進めるとともに、必要に応じて国に対し、運用上の課題解決や資源管理により減収が起きた場合の対応策などを要望してまいります。（漁村塾集中講座について）

去る9月25日、26日の2日間、県庁で令和5年度漁村塾集中講座を開催いたしました。この講座は、最先端の漁労機器やICT技術を活用した生産活動の効率化や省力化等について学んでいただき、本県水産業のスマート化を促進しようとするもので、今回は漁業技術習得中の研修生からベテランまで講座の内容に関心のある漁業者18名に参加いただきました。

集中講座では、自らが操業する漁場の海底地形図を3Dで作成できるプロッタや、操業日誌を自動で作成するシステム、養殖漁場の水温などを自動で観測する機器、鮮度保持技術についてなど、2日間にわたって計8講座を開催し、受講者からは、「幅広い分野の話が聞けて今後の参考になった」、「今回得た知識を利用したい」などの感想が寄せられたところであります。

今後も、このような集中講座のほか、各種集会への講師派遣や実際の機器を用いた出前講座など、様々な形で漁村塾を開催し、経営力強化や水産現場のスマート化を促進してまいります。

続きまして、追加1の2ページをご覧ください。（長崎県水産業就業支援フェア等について）

本県では、これまで新規漁業就業者の確保に向け、県内外の漁業就業支援フェア、移住相談会等への出展によるUIターン者の呼び込みや技術習得支援等による就業者の確保・定着に取り組んでまいりました。この結果、近年の漁業

就業者数は増加傾向にあり、昨年度は203人の新規就業につながっております。今年度は、県内水産業への就業を促進するため、去る7月7日の県内高校生を対象としたフェアに引き続き、11月19日には漁業に関心がある一般の求職者を対象としたフェアを県庁において開催したところです。

一般向けのフェアは、人材を募集している沿岸漁業、養殖漁業、遠洋・沖合漁業、種苗生産、魚市場など23団体に出展いただきました。県内外の高校や大学への案内、新聞・ラジオ・Webでの情報発信などに取り組み、来場者は県外4名を含めた17名となりました。来場された方々は、興味のある出展団体を複数回、雇用に関する相談を行っておられました。

参加された方々からは、「熱心な説明が聞けて水産業に関する理解が深まった」などの反応があり、出展業者からは、「来年も参加したい」との声が多く寄せられました。

今後も、県主催のフェアを定期的で開催することで、水産業界における就業者の確保に努めてまいります。

続きまして、農水経済委員会関係議案説明資料に戻っていただき、同資料の5ページをご覧ください。

（さかな祭りについて）

去る10月14日、松浦魚市場において、第24回松浦おさかなまつりが開催され、約5,000人が来場し、魚のつかみどりや、アジ・サバの試食会、海鮮味噌汁の無料配布などでにぎわいました。

10月15日には、長崎魚市場において、第40回長崎さかな祭りが開催され、約3万人が来場されました。会場では、模擬競り、魚のすくいどり、長崎県産養殖ヒラスや養殖マグロの刺

身、くじら雑煮の試食会など、様々なイベントでにぎわいました。

また、10月29日には、佐世保魚市場において、第23回西海の恵佐世保漁港お魚まつりが開催され、約2万6,000人が来場し、模擬競りやお魚バーベキュー、海鮮丼の無料配布などでにぎわいました。

なお、松浦魚市場と佐世保魚市場については、新型コロナウイルス感染症の影響により4年ぶりの開催となりました。

今後とも、より多くの消費者に本県水産物を紹介する機会を設け、魚食普及や地産地消を推進してまいります。

続きまして、追加1の3ページをご覧ください。
（令和6年度の主要施策）

令和6年度の予算編成に向けて、令和6年度長崎県主要施策素案を作成いたしました。これは、新しい長崎県づくりのビジョンの実現や長崎県総合計画の推進に向けて、令和6年度に重点的に取り組もうとする施策について、新規事業を中心に示したものであります。

このうち水産部の予算編成における基本方針及び主要事業についてご説明いたします。

基本方針としましては、ビジョンの実現に向け、水産物を含む長崎産食材の魅力を生かしたグルメ、売場、食事どころの創出に取り組むとともに、長崎県水産業振興基本計画に掲げる多様な人材が活躍し、環境変化に強い持続可能な水産業と賑わいのある漁村づくりを一層推進してまいります。

具体的には、長崎ならではの食の提供、魅力発信の場を創出・拡大する取組として、朝市や屋台村をはじめとした県内外の人が長崎県のおいしいものを買える場所、味わえる場所を創出し、食材の宝庫長崎を強く印象づけながら、長

崎産水産物の魅力を発信し、消費の拡大を目指すとともに、海業コンテンツの創出に向けた取組を支援することにより、地域の賑わいや所得向上を推進します。

次に、西日本随一の生産力を背景に、多様な輸出先に安定して出荷する体制の強化を図る取組として、養殖生産の安定化や収益性向上、生産規模拡大に向けて、赤潮対策など新たな技術開発を推進するとともに、東南アジアや北米など新たな販路開拓を進め、情勢変化に強い多様な水産物の輸出先を確保していきます。

また、持続的な水産物の生産・供給のために必要な資源、生産基盤、人材を確保する取組として、新たな手法の導入やブルーカーボンの活用を通じた藻場の維持・拡大を図るとともに、漁業・漁村の魅力発信と漁業就業者の確保・育成などを通じ、豊かな水産資源を維持し、水産業を次世代に継承できる体制づくりを進めます。

なお、令和6年度当初予算における予算要求状況につきましても、併せて公表を行ったところであります。

これらの事業につきましては、県議会からのご意見などを十分に踏まえながら、予算編成の中でさらに検討を加えてまいりたいと考えております。

以上をもちまして、水産部関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

【鵜瀬委員長】以上で説明が終わりましたので、議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【鵜瀬委員長】質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【鵜瀬委員長】 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

議案に対する質疑・討論が終了しましたので、採決を行います。

第108号議案のうち関係部分は、原案のとおり、可決することにご異義ございません。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【鵜瀬委員長】 ご異議なしと認めます。

よって、第108号議案のうち関係部分は、原案のとおり、可決すべきものと決定されました。

次に、提出のあった「政策等決定過程の透明性等の確保等に関する資料」について説明を求めます。

【尾崎漁政課長】 「政策等決定過程の透明性等の確保及び県議会・議員との協議等の拡充に関する決議」に基づき本委員会に提出いたしました水産部関係の資料についてご説明いたします。

お手元にお配りしております農水経済委員会提出資料をご覧ください。

まず、補助金内示一覧表につきまして、令和5年9月から令和5年10月の直接補助金の実績は、2ページから6ページに記載のとおり、漁業と漁村を支える人づくり事業、漁業就業実践研修など、計38件となっております。

次に、1,000万円以上の契約状況につきまして、令和5年9月から令和5年10月までの実績は、7ページから58ページに記載のとおり、建設工事が27件、59ページから68ページに記載のとおり、建設工事に係る委託が計9件、69ページから71ページに記載のとおり、建設工事以外が計2件となっております。なお、このうち入札に付したものは、入札結果一覧表をそれぞれ添付して

おります。

次に、陳情・要望に対する対応状況につきまして、知事及び部局長に対する陳情・要望のうち、県議会議長宛てにも同様の陳情・要望が行われたものは、資料の72ページから125ページにかけて記載のとおり、「令和6年度離島・過疎地域の振興施策に対する要望」など計2件となっております。

最後に、附属機関等会議結果報告につきまして、令和5年9月から令和5年10月までの実績は、126ページから128ページに記載のとおり、長崎県海面利用協議会などの計2件となっております。

なお、別紙といたしまして、営繕課で実施しております集中契約のうち、水産部関係で1,000万円以上の契約案件について、参考資料として配付いたしております。

以上でございます。

【鵜瀬委員長】 次に、漁港漁場課長より追加説明の申出がっておりますので、これを許可します。

【本多漁港漁場課長】 予算決算委員会の分科会時にご意見をいただいた監査指摘事項の不当利得返還請求についてご説明いたします。

資料は、資料2 農水経済委員会追加説明資料となります。

2ページをご覧ください。

まず、10月18日の予算決算委員会の決算審査時の報告で、県が所有者に代わり引き揚げた船は6隻で、引き揚げ費用は1,036万9,220円と報告いたしましたが、2隻同時に引き揚げたものを1隻と誤認しており、実際は7隻を引き揚げておりました。お詫びして訂正いたします。

資料に戻りまして、1には監査の指摘事項を、2には対応状況を記載しております。

2の表についてご説明いたします。

県が所有者に代わり引き揚げた船舶7隻のうち、1番の1隻は既に所有者Aにより撤去されており、現存するのは2番以降の6隻となります。2番、3番の2隻の所有者Aは同一人物で1名、4番の1隻は所有者Bの死亡により相続関係者が3名います。これら4名に対し、連絡がついた方に面談等による説明を行い、県有地からの撤去指導文書と不当利得返還請求の納付通知書を11月20日付で郵送いたしました。不当利得返還請求の合計金額は30万2,000円となります。今後は、機会を捉え、相手方に接触し、継続的に納入を指導し、積極的に回収に努めてまいります。

なお、5番から7番の3隻1名については、所有者Cの死亡後、相続関係者全員が相続を放棄したため、引き揚げ費用の525万1,240円は、令和4年3月30日付で不納欠損処分済みです。相続放棄により3隻は所有者なしとなったため、不当利得返還請求ができない状況となっております。

以上でご報告とさせていただきます。

【鵜瀬委員長】 以上で説明が終わりました。

次に、陳情審査を行います。

事前に配付いたしております陳情書一覧表のとおり、陳情書の送付を受けておりますので、ご覧願います。

審査対象の陳情番号は、56番、62番、68番、76番となっております。

陳情書について、何か質問はございませんでしょうか。

暫時休憩します。

午前10時29分 休憩

午前10時30分 再開

【鵜瀬委員長】 委員会を再開します。質問はご

ざいませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【鵜瀬委員長】 質問がないようですので、陳情書につきましては、承っておくことといたします。

次に、議案外所管事務一般に対する質問を行います。

まず、「政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料」について、ご質問はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【鵜瀬委員長】 質問がないようですので、次に、議案外所管事務一般について、ご質問はありますか。

なお、委員一人1回当たり20分を目安に質問・応答をお願いします。

【中島委員】 前回の委員会の時、水産物の輸出についての協議がなされまして、今、中国に対してちょっと厳しい状況ということで、今後は他の国への働きかけをやっていくということでお話をいただいております。

その後、数か月がたった状況ですけれども、その後の取組についてお伺いしたいと思います。

【桑原水産加工流通課企画監】 なかなか新しい取引先を見つけるというのは、すぐできることではないんですが、現在、長崎魚市さんを中心として、香港あるいは韓国への輸出について、現地のパートナー企業と相手先を選定というか、探しているところでございます。

状況としては、進んできていると思っております。来年にでも香港や韓国への輸出ができればいいと思っております。

それから、韓国ですけれども、昨年度から養殖ブリの活魚の状態での輸出が増えてきておりました。今年度はさらに、大体10月、11月で昨

年度の同時期と比べますと4割ほど増えているという状況ですので、この辺をうまくつないでいきたいと思っています。

それと、ジェットロとの連携ということで、11月24日にジェットロと日本政策金融公庫、それから九州農政局をお願いしまして、県内で輸出されている方との協議会、説明会を行いました。

それから、年明けてジェットロの方がフィリピンとシンガポールのバイヤーを県内に呼んでくるということで、個別に業者さんと話を進めていきたいと考えております。

【宅島委員】部長説明で、カタクチイワシとウルメイワシのTAC規制が国で始まるということでありまして。特に橘湾、そしてまた九十九島方面はカタクチイワシの産地でありまして、漁業者の方たちも非常に多く就業されております。予測として、その方たちの獲れる量、そういったものはどうなっていくのか、お尋ねいたします。

【松尾漁業振興課企画監】お答えいたします。

まず、国全体のTAC、対馬暖流系群のTACというものが、試算では7万7,000トンと決まっています。もう一つ、ウルメイワシについては4万4,000トンというふうに今示されています。うち、長崎県につきましては4万7,594トン、シェアが61.81%と系群の中で非常に高く、そのような4万7,000トンのTACということで参考に示されています。もう一つのウルメイワシに関しましては、4万4,000トンのTACのうち1万5,699トンと、こちらも参考として示されています。

参考と申しましたのは、部長説明でありましたTACのステップ1に関しましては、TACは系群全体で国がはじき出しますが、参考として示すだけで、特に数量規制といった採捕のストップをかけるようなことがないという段階になり

ますので、こういった示し方をされています。

私たちとしましては、どれくらい来るのかということ認識した上で、漁獲状況をきちんと把握しながらTAC管理、要は令和8年には、将来的に本格TACに入りますので、そういった一定の数字を見ながら管理の課題を見い出したり、解決につなげていきたいというふうに思っているところです。

【宅島委員】ありがとうございました。以前、マグロのTAC規制等々あって、漁業者の方たちが、獲れてたのに獲れないということで、県民所得の向上にもストップがかかるような状況でありました。ステップ1では、そういった状況はないということでありまして、ステップ2、ステップ3になって、総量規制とかそういったことがある可能性があると思いますので、県として、カタクチイワシ、ウルメイワシに関しては、強く国に対しても要望活動を行っていただきたいと思っております。

それと、輸出魚のことにに関して、東南アジア等に伸ばしていきたいというような発言もございました。私、12月1日の一般質問において、水産加工施設を県漁連の方もぜひやりたいという強い気持ちを持たれておりますし、ぜひ、ブリ、タイ、マグロといった加工施設を整備してやっていただきたいと思っておりますけれども、再度答弁をお願いいたします。

【川口水産部長】水産加工施設につきましては、前回、本会議でもお答えをさせていただきましたけど、長崎県は加工が非常に弱いと考えておりまして、これまでも各業者さんそれぞれで産地加工しながら、輸出なり、国内流通に取り組んでまいりましたが、やはり拠点となるような加工施設がまだ長崎には整備されてないと認識しておりまして、九州の先進県では、鹿児島で

あれ、大分であれ、大きな加工施設を持ってやっておりますので、その点は漁連を中心として関係の漁業者、漁協等とよく協議をしながら、どこが、どういうふうにすると流通がうまくいくのか。それと、来年の2024年問題もありますので、そういうことも加味しながら協議をしっかりと進めてまいりたいと考えております。

【宅島委員】ありがとうございます。産出高は全国で第2位という水産県でありながら大規模な加工施設がないというのは、そこは改善をしていく余地があると思いますので、ぜひ県漁連と一緒に何とか実現に向けて頑張りたいと思います。

大分県の事例においても、二十数億円の施設整備に係るものに関して、国庫補助事業がほとんどで、県の負担は6分の1ぐらいでいいというような事例もあっておりますので、ぜひそれを参考にしながら、国庫補助事業を活用して整備をしていただきたいと思います。よろしく願います。終わります。

【鵜瀬委員長】ほかにございませんか。

【中山委員】日本一の養殖トラフグの価値というか、復興について少し質問させていただきたいと思います。

私は、10年ぐらい前に関係者から、養殖トラフグは、もう儲からんごとなつたばいという話を聞いて、当時、県と長崎市と業者と話し合いをした中で、県としては、全雄の開発等に取り組むというような発言があったと認識しております。

そこで私は市と業者に対して、やはりブランド化せんばいかなんということ、私の地元はゆうこうという柑橘類があるんですけれども、ゆうこうを餌に混ぜて、ゆうこうトラフグをつくったらどうかという話をしたんです。網場の

方に市の水産センターがありますけれども、2年間ぐらいやったんですけれども、数字的にはなかなか効果が出てこなかったということで、これは中断した形になりました。それが尾を引いてというか、それがゆうこうシマアジにつながったんじゃないかなと、私はそういうふうに認識をしているわけでありまして。

そういう中で、今年、赤潮になって、もう本当に壊滅的な被害を受けておるわけでありまして。宅島委員からも一般質問で質問があったし、委員会でもあったし、そして、県と市の取組については、一定評価するものであります。

そういう中で、復活するために代替魚をどう導入するかということで、大方は理解しているんですけれども、1点だけ確認したいと思います。長崎市たちばな漁協における養殖トラフグの2年ものですね、導入計画では1万2,500尾程度を計画しておいて、11月20日ぐらいには、まだ2,500尾ぐらいしか購入できなかったという形で、あと1万尾ぐらいについては調整中というような話がありました。

そこで、これがどういうふうに進捗しているのか、まず、その1点をお聞きしたいなと思います。

【森川水産加工流通課長】トラフグの2年魚につきましては、11月29日時点での数字ですが、計画尾数で1万7,850尾、導入済みが1,350尾、調達先を確保したものが1万6,100尾というふうな状況になっております。

【中山委員】私の資料では1万2,500尾だけど、実質的には1万7,850尾だったんですね。

それで、1,000幾ら来たということで努力はしてもらったというふうに理解しているけれども、ここが売れんことには現金収入がないわけですよ。それからすれば少し残念だったなという

感じがいたしますので、ぜひ残りの期間、可能性があれば最後までひとつ努力していただきたいことを要望しておきたいなと思います。

次に、今の導入計画の中で養殖経営対策費4億1,000万円の事業費をどれだけ使っているのか、執行状況をお尋ねしたいなと思います。

【森川水産加工流通課長】今のところ、代替魚の導入につきましての予算額が3億9,500万円ほどですけれども、今年度計画の執行見込みが約50%というふうな状況になっております。これは導入済みに加えて、調達先を確保したというもの、調達先以外の検討中のものも含めて大体5割程度という状況になっております。

【中山委員】満額使って初めて一つの効果があったということに考えるわけでありませう。あと、来年度、稚魚をやっていかにばいかなので残しとかんばいかなと思いますけれども、50%ということですから、もう少し進んでいるのかなと思っていましたけれども、先ほど答弁があったことを含めて、全額、消化できるように引き続き努力していただきたいなと思います。

次に、共済保険ですね。これは100%加入しておったということでありましたけれども、3分の1程度の補償だろうという話がありました。この補償の支払いの進捗状況がどうなっているのか、お尋ねしたいなと思います。

【齋藤水産経営課長】共済金の支払い状況につきましては、12月1日時点で養殖共済の支払いを受けておりますのは、保有する養殖魚が全滅された4業者の方に支払いができていう状況でございます。残る10者につきましては、共済の支払い対象となる魚の数は、保有していた尾数から出荷できた尾数の差で算出するような状況になるということになっております。この出荷が12月中には終了するというところで

ございますので、その後、順次確定していくのではないかと考えているところでございます。

【中山委員】12月1日に4業者への支払いが済んだということでありませうから、それはそれとしていいんですけれども、残りについてぜひ早急に支払いできるように特段努力してほしいなと思います。

併せて、課題になっておった共済原価というのか、これが随分前に決められておって、これが低いんだということで、こういう補償になっているわけです。国に対して働きかけをしているということでありましたけれども、来年のことでもありますので、これについて進展がっているのかどうか、何か動きがあつておればお尋ねしたいと思いますが、いかがでございますか。

【齋藤水産経営課長】現状では、国に要望はしておりますけれども、その答えというのは、まだ返ってきていない状況でございますので、引き続き、粘り強く要望していきたいと考えているところでございます。

【中山委員】ここもきちんとプッシュしていかんことには、100%入って3分の1では余りにも悲しいわけですね。ぜひ、さらなるプッシュをお願いしたいと思います。

参考とするために幾らか質問いたしますが、養殖コストについてでございます。

50%から70%が餌代でございますけれども、餌代の最近の推移はどのような状況になっているか、お尋ねしたいと思います。

【森川水産加工流通課長】近年、輸入ものの魚粉の高騰等で配合餌料の単価等が非常に高騰しております。前年と比較しまして約2割ぐらい高くなっているというふうな状況で、依然として高騰が続くのかなというふうなところが見取れる状況でございます。

【中山委員】 餌代が2割も高くなっているということですので、それを含めて最近の、今年ぐらいの生産コスト、併せて油も上がっているの、輸送コストがどの程度上がっているのか、わかれば教えてください。

【森川水産加工流通課長】 手元に輸送コストの数字が把握できておりませんので、調べさせていただきます。

【中山委員】 餌代が20%ぐらい上がったということですので、人件費も当然上がっているわけですね。それで、ここで生産コストを、輸送コストを含めて、3,000円なら3,000円かかるということをきちんと裏づけをつくっておくことが、さっき言うたように、共済原価で国と交渉するのに必要じゃないか、そういう意味で質問しましたので、ぜひその辺を明らかにして共済原価の引上げにつながっていくような取組を要望しておきたいなと思います。

次に、養殖業者の期待も大きかったんですけども、かなり導入されておりますけれども、通称スーパートラフグですね、全雄、この完成度は、もう完成してしまったのか、完成途中なのか、これについてどのように考えているか、お尋ねしたいと思います。

【渡邊総合水産試験場長】 トラフグについてですけれども、全雄のトラフグについては、現在、技術的には全雄をつくることはできております。ただ、その中の白子がなかなか小さかったので、その白子を大きくするための選別を行いながら、いい親をとって、いいシ白子をとるような技術の開発を今現在進めているところでございます。

【中山委員】 それは承知しとつとやけども、白子がどれだけ取れるかが全雄の特徴であるので、白子が80グラム以上または100グラム以上、全雄の中でどの程度、80グラムを超える白子が生

産されておりますか、わかりますか。

【渡邊総合水産試験場長】 白子の入りですけれども、先ほど中山委員がおっしゃいましたように、通常80から100グラムの白子が入っている場合に、白子が入っているというふうにみなされております。この点については、まだ白子が4割とか5割とかその程度でございますので、それを通常販売されている80～100グラムまでもっていきこうということで現在進めているところでございます。

【中山委員】 4割を8割とか9割に上げていかんことには、価格はなかなか変動しにくいんですよ。難しいと思うけど、あとひと押し、8割程度まで上げていただくように早急に取組の強化をお願いしておきたいなと思います。

次に、令和6年度赤潮対策など新たな技術開発を推進するとありますので、その内容等についてお尋ねしたいと思います。

【森川水産加工流通課長】 現在、事業の詳細部分等を詰めているような段階でございますので、まだまだ内容が固まっているものではございません。

養殖業を取り巻く環境というのは、赤潮等によって生産が不安定になったりですとか、資材などのコスト高、中国向けの輸出再開が不透明というふうな非常に厳しい状況にあると。

そういう状況の中で養殖生産の安定性やコストの低減による収益性の向上など、解決すべき課題が多くあります。今考えている事業では、このような生産安定・増大及び輸出拡大等に立ちふさがるような壁をブレイクスルーするような技術開発に取り組みたいという考えで事業の内容を検討しているような状況でございます。

【中山委員】 私が間口を広げ過ぎたけれども、赤潮対策について推進するというを書いて

いるので、そこだけでいいので、あとはよかけん。

【森川水産加工流通課長】今年、赤潮で非常に大きな被害が出ましたけれども、一番大事なものは、まず現場の漁師さんの自主監視体制が大事だというふうに考えております。橘湾におきましては、橘湾の赤潮ガイドラインというものをつくっております、これに基づいてずっと調査してきていただいておりますけれども、今年の赤潮は、カレニアといって今まであまり大きな被害を出してなくて、橘湾で初めてこんな大きな被害になったというふうな種類でございます、改めて養殖業者の皆様の自主監視体制をもっと強化していく必要があるというふうなことを考えております。

【中山委員】自主監視をするのは当然の話で、それは命がけでやっているというふうに思うんですね。それに伴って技術開発を中心にやってもらわんばいかんし、併せてマスコミにすっぱ抜かれて、我々に報告する前にマスコミからやられたということもあるので、それは十分管理しながら、議員にまず報告してからマスコミに報告するということを徹底してもらわんばいかなんということをお願いいたします。

最後に、県内外の消費拡大をさらにどうしていくのかという問題です。県内、県外について、消費拡大に今後どういうふうに取り組んでいくのか、その点をお聞きしたいと思っております。

【桑原水産加工流通課企画監】これまでも取り組んできたことですが、まずは県内での消費、観光客を含めて、先ほどビジョンの中で魚を食べられるところ、買えるところ、まずはそういったところをより強化していきたい。そのためには、どう流通させていくかということが非常に重要だと考えておりますので、まずは

そこに力を入れていきたいと思っています。

それから、国内についてですけれども、これまで関西方面に比較的多く魚を出荷されておりました。今年度から関東方面、北関東を含めてですけれども、そういった量販店などへの販売を漁連と一緒に強化しているところでございます。

それから、輸出も、今、中国に向けては止まっていますので、東南アジアも含めて、これまであまり強化してこなかったところをさらに力を入れていきたいと考えております。

【中山委員】県内消費をどうするかということで、学校給食とかやったということを聞くけれども、我々に示してもらいたいのは、こういう政策をして消費量を前年度からこれだけ上げたということを数字で説明してもらわんことには、その効果をなかなか実感できないんですよ。県内消費については、ぜひ数字を把握してもらいたいと思いますけれども、これはできますか。

【桑原水産加工流通課企画監】数字として県内の消費額というのをきちんと把握するというのは非常に困難だと思っておりますけれども、総務省が出しております各都道府県庁所在地、長崎市のデータはございますので、そこから1世帯当たりの消費金額が出ます。昨年は全国8位で7万8,452円の1世帯当たりの消費金額となっております。長崎県の世帯数は55万8,000世帯です。これを掛けて推測しますと、県内で438億円が魚として消費されております。

それから、県内に出荷されている割合ですが、県の調査と長崎魚市場の統計年報で地元売りが主体の仲・卸買受人などのデータでいきますと2割ぐらいです。概ね2割から3割が県内に出荷されている状態だと思います。そうすると消費されている魚の67%ほどが県内産と

ということになると考えております。

【中山委員】企画監ね、よう考えてもらわんばいかんのは、私はトラフグについて質問しているんですよ。他の魚をひっくるめてじゃなくて、養殖トラフグの県内消費、国内消費ということの質問の趣旨ですから、その辺をよく理解して答弁せんばいかんと思えますよ。

併せて、県内消費については、全然つかめませんでは話になりませんよ。事業をしているからいいじゃないんですよ、結果を出してもらわんばいかんから、何らかの形で消費量について県独自でつかむ方法を編み出してもらいたいなということを申し上げておきたいなと思えます。

時間がきましたので最後に、今回の養殖トラフグの被害から復活したイメージについて、きちんとした形でせんばいかんと私は思っているんです。それで今年は無理だから、来年の3月、4月ぐらいに1回、日本一のトラフグの復興祭をぜひやってアピールしてほしいなと考えておりますが、これについては予算の関係もありますので早めに申し上げておかんばいかんと思っております。今日話しているわけですが、その考え方について最後にお尋ねしたいなと思えますが、いかがですか。

【森川水産加工流通課長】今年、大きな被害を受けて、皆さんご苦労されて、これから事業を再開していこうというふうな状況の中で、何かしら、そういうイベント的なものが重要なのかなと考えております。その辺の開催については、市役所であるとか、漁協さんであるとか、いろんなところと一緒に考えていきたいなと思っております。

【中山委員】課長が考えていただくということでありましたので、これは部長に判断してもらわんばいかんと思えますが、今の私の質問を聞

いた上で、どうしても復活したということをは何かの機会に宣言せんといかんと思えますので、当然、関係事業者の同意を取らんばいかんと思えますけれども、ぜひやった方がいいと私は思えますけれども、水産部長の腹づもりを聞かせていただければと思えますが、いかがでございますか。

【川口水産部長】まず最初に、養殖トラフグの県内消費はどのくらいかというお話がありました。ご承知のとおり、県内には県北に大きな産地がありまして、県南に橘湾という大きな産地がございます。それぞれの漁協で出荷先等は把握しておりますので、そこはしっかり押さえたいと思えます。

それぞれの産地で県内消費を増やさないといけないということで、過去、何回にもわたって県内消費の取組、それと学校給食への提供等も取り組んでまいりましたが、そこがなかなか長崎県の食習慣と合わないというところがありますので、そこをどのようにしたら長崎の人も、例えばお祝いの日にトラフグを食べるとか、そういうことにならないかということを含めて、これは従来からの課題でございますので、検討してまいりたいと考えます。

それと、復活をアピールするための取組ということで、非常にありがたいご提案だと思っております。我々も、これまで加工振興祭でありますとか、さかな祭りがあって、その中では当然まだ魚が入っておりませんので十分なPRができませんでした。そういう大きなイベント等について、橘湾トラフグの復活をPRしていきたいと。

そうすると、今仕込んであるトラフグが来年3月に出荷できるかという問題もございまして。それで、橘湾の例えば長崎市たちばな漁協につ

いては、ゆうこうトラフグ、ゆうこうシマアジ、ゆうこうマダイということであるような取組をされておりまして。市とか県で井を斡旋していただいて我々も食したところでありまして、そういう細かいところから積み上げながら、復活に向けてどういう取組ができるか、市、関係漁協、漁業者と協議をしながら進めてまいりたいと考えます。

【中山委員】 県内消費につきましては、一番効果的なことは、フグ自体を試食した人が、鯨もそうなんですよね。やはり学校給食で提供していますので、学校は400以上あると思いますので、ここで少し広げていくと、まずは試食させるということが大事だと思いますので、ぜひ学校給食の拡大について特段の配慮をお願いしたいと思います。

併せて、いい機会に、来年度1年かけて、トラフグ業者も歯を食いしばって頑張っていくと思いますので、それがうまいこといけば、どこかで大きなアピールが必要だと思いますので、ぜひ復興祭をやっていただくことを要望して、質問を終わります。

【鵜瀬委員長】 ここで暫時休憩をいたします。

再開を11時15分といたします。

午前11時 3分 休憩

午前11時15分 再開

【鵜瀬委員長】 委員会を再開します。

ほかに質問はございませんでしょうか。

【近藤委員】 ちょっと質問させていただきます。私も12月の漁獲の値段とかなんとか心配ですね。昨日は平戸の田平に行って、あそこの値段とか魚の状況とか見てみたら、すごく魚が売れて、駐車場にも入れないように人が、それが福岡とか佐賀からもよけい来しているんですよ。そ

ういう状況が普段よりもすごいなと思ってですね、夕方に行ったら魚があんまりないような状況でした。魚は県内の皆さんが今興味を持ってやっているなというのはわかるんですけども、一つだけ、中国が魚をストップした中で長崎県も結構影響があると思うんですけど、それを数字で出せないか、ちょっと教えていただけませんか。

【桑原水産加工流通課企画監】 昨年度の輸出実績からいいますと、養殖のマグロが17億円ほど、養殖のブリが1億円ほどで、そのほかの天然の鮮魚が3億円ほどで、冷凍魚が1億円ほど、ざっとこのようなことで中国に輸出しておりました。8月末に中国は完全に輸入を停止していますので、そこから完全にストップしているという状態ですので、今現在は全く輸出できてないという状況です。

農林水産省が12月5日に公表している数字でいきますと、10月の前年同月比は83%ほど減ったという話を聞いておりますし、これとほぼ同じような状況だと思います。

【近藤委員】 マグロとかハマチ、アメリカと中国、特に中国ですね、三十何%というのは、もう契約栽培みたいに中国に、いついつ出す、そのかわり何キロというような養殖の方法を長崎県はやっているんです、五島の方がですね。その中で約三十何%が中国向けで、2年もの、3年もの、マグロなんかもそうですね。それが今完全にストップしているという状況の中で、加工もいろいろストップしている中で、この12月にどういう状況に県としてはなるのか、予想を教えてください。

【桑原水産加工流通課企画監】 予想としましては、やはり影響は避けられないところだと思っております。ただ、それをできるだけ量として

さばいていこうと思っておりますので、先ほどちょっと申し上げましたが、ブリについては、韓国への活魚状態での輸出に力を入れていきたいと思っております。マグロも中国向けでは大きなものは80キロまで育てていますので、そこをうまく、今、生簀に入っているものをどんどん出して、次のを入れていかなきゃいけないと思っておりますので、そこを強くしていきたいと思いません。

【近藤委員】今、出していきたいと。どこに出すんですか。現在海の中で泳いでいるんですよ、それを出していきたいと言われたんですが、余っている魚をどこに出そうと思っているのか、ちょっと教えてもらえますか。

【桑原水産加工流通課企画監】まずは学校給食を含めた国内に出していきたいと思っておりますし、ほかの国、東南アジア、例えばシンガポールにもマグロがいますので、そういったところを強化していきたいと思っております。

【近藤委員】私が一番懸念しているのは、養殖業者、そういう中でも12月というのは特別な月なんですよ。多分、餌代から全ての、それを支払うのが12月に前はなっていたんですけども、そういう計画の中で、だから魚は12月に売って、その売上で今までのそういうのを払うという段階でやってきた中で、それで今まで養殖業が、値崩れとかなんとかで離島関係のハマチが全部つぶれたということもあるんですよ。

自分が一番心配しているのは、そういう状況の中で絶対12月に出さんばいかんという業者が県内の養殖業者の中に何件くらいあるのか把握してますか。

【吉田水産部次長】マグロにつきましては、養殖業者の方は、この12月、特にクリスマス商戦あたりの消費というのが多いので、そこに向け

て販売を大きく進めていこうとしておられます。商戦、いろいろございますが、特にピークがクリスマス商戦というふうに向っております。

現状、クロマグロが直近の統計で言いますと160億円ぐらい、そのうちの17億円が中国に出たということです。輸出しているマグロの93%が中国ということで、他国に売るといのは、なかなか難しい魚種でございます、現状ではです。

その中で養殖業者の方は、県内、私もいろいろお伺いしておりますけど、昨年と比べてまだ荷動きあたりは同じように売れているところ、苦労されているところ、多々ございます。その中で価格も少し前まで3,500円ぐらいだったのが、200~300円、少し下げた中で、これもまだ採算がとれるというところで、養殖業者の方は、この12月商戦を乗り切るためにいろいろ取組をされているというふうに向っております。

【近藤委員】私が心配なのは、200~300円下げて売れる、そこら辺の採算、これが一番怖いのが、1,000円、2,000円まで下がってしまって、そういうケースってあると思うんですよ。

そういう中で経営者自体がどこまでしっかり踏ん張っていけるのかというのが一番の心配であり、そしてまた、売り先、中国は多分12月中は輸入はしませんよ。そしたら12月期間中に、今余っている魚をどういう形で、普段食べない人たちにも食べていただくか、そういう施策が絶対必要だろうと思います。

さっき、中山委員も言っていたフグも一緒なんですよ。やっぱり止まってしまったら、もう業者は、それでしまいです。どんないい魚をつくっても、それが動かないというのは、もう本当、業者がつぶれていくしかないんですよ。その時に養殖業者の先行きというのがしっかり

わかるような、雇用型漁業として養殖業を長崎県はずっと続けてきた業種です。その中で雇用して長崎県の漁業を進めていこうという長崎県の一番の方針を決めてきた中で、はっきり言って、今、切羽詰まったところにきているので、水産部は一体となってやってもらいたいなと思っているんです。

先ほど、中山委員が言ってたんですけど、餌代についてです。今、業者が一番不安がっていることは何かというと、現状もなんですけども、TAC管理の問題なんですよ。例えば、イワシとかなんとなが管理されて、これは絶対餌代に反映してくるだろうと思っています。今現在は、来年、再来年まではいいんですけども、これから先の魚の餌代というのを考えてみたら、3,000円を4,000円にしないと採算が合わない状況が出てくると思うんですけども、その点については、今年、来年じゃなくて、先について、TAC管理で国から抑えられた状態で、枠が決まった状態で、餌代がどれくらいになる予想がつくかわかりませんか。これが見つからないと養殖業者は先が見えませんか、やっていけませんよ。

そこら辺で、どういう数字をはじいているのか、わかったら教えてください。

【吉田水産部次長】まず、ALPS処理水、中国への輸出問題につきましては、養殖業者の方、まず12月につきましては、既存のルート、プラスアルファでいろんな中央の卸売市場あたりと連携しながら、販路拡大を進められているという状況でございます。その上で一番心配しておられますのは、1月以降、12月までは何とか売り先が見い出せているという業者が大半でございますけど、1月以降の販売が少し不安だということでございますので、そこにつきましては

漁連等とも連携しながら、国の基金もありますので、そういった活用できる事業を使いながら、例えば量販店でのPRとか、そういったところを県としても支えていきたいというふうに考えております。

続きまして、餌の問題でございます。現状、餌の値段が非常に高くなってきておりまして、特に多くの生餌を使うマグロ養殖業界の方からは、厳しいといった声を伺っております。

現状を申しますと、ここ数年はと委員の方からもありましたけど、太平洋側は不漁でしたけど、長崎沿岸はサバが獲れました。さらに、今はイワシが獲れているということで、例えばサバがキロ当たり150円だと、本来であればマグロはサバを使っておりましたけれども、今はイワシが100円で、これが地先で獲れるということで、イワシを多く取り入れながら、あとは仕上げの関係で、どの餌を、どう組み合わせるかということになされているところでございます。

私どもも、まずはTACの中でしっかりと地元養殖業者にも行き渡るように、主張すべきところは国に対してしっかり言っていきたいと考えております。

さらに、餌の切り替えの中で何か課題があれば、そういったところは技術的に行政的にもサポートしていきたいと考えております。

【近藤委員】養殖業者というのは、ものをつくってすぐ売れるものじゃないんです。やっぱり2年後、3年後、大きいものは4年後、これを計算して、4年後、3年後の価格がどれくらいと数字をはじいた中で、1年1年、それに手をかけていくわけですね。その時に、やっぱり博打じゃないかと思うんですよ。昔は、その時の値段さ、というふうな感覚の中で漁業管経営をやっていたところが結構あったと思います。でも、やっ

ぱり一企業として水産を考えた時に、3年後、4年後を計算して、しっかり生産することが、これからの水産業だと思っているんです。それが従業員の給料を上げたりとか、いろんな計算がはじかれるものと思います。

そういうことを考えて、そういうことを漁業者がやるんじゃないくて、やっぱりそこら辺まで県がしっかり指導していくような養殖業にしてもらわないと、今から先の養殖業者が困っていくのかなと。やっぱり数字が大事です。先ほど中山委員も言われていましたが、数字が出ないところでは先の予想はつかないと私は思います。ぜひこれから先の養殖が長崎県としてしっかり踏ん張っていけるように、よろしく願います。

一つだけ教えてください。イワシは南島原と天草、この前は北海道でも変なあれがあったんですよ。あの原因はまだわかってないと思うんですけど、わかっていることがあったら教えてくださいませんか。

【松田水産部参事監】イワシについてお話がありましたように、島原とか熊本、最近では函館の方でありました。

それで、いろんな説があって、研究者の方も、特定はできないんですが、環境がかなり変化している中で、イワシはわりと冷たい水温を好むということなので、海洋の水温の関係、それから温暖化の中で漁場とか生息地が変わっている等のいろんな中から、恐らく環境の変化が要因としては一番大きいだろうということですが、具体的にこれだというのはわかってないようでございます。

【近藤委員】 そうだと思います。この環境の変化の中で一番怖いのは、橘湾でフグの養殖が全滅したとか今まで初めてですよ。赤潮の問題

とか、そういう環境の問題は我々が敏感に感じなきゃいけないものじゃないかと思うんですけども、これがなかなかわからない。日本近海的环境というのをしっかり把握できるように国で対策を練ってもらえなと思っております。

これで質問を終わります。

【鵜瀬委員長】 暫時休憩します。

午前11時31分 休憩

午前11時31分 再開

【鵜瀬委員長】 委員会を再開します。

ほかに質問はございませんか。

【畑島委員】 陳情書の72番で上がってきているんですけども、現場の方で、ヤス、モリの利用、使用について混乱が起きているような印象を受けているんですけども、このあたりについて経緯であり、現状でありといったところのご説明をお願いいたします。

【古原漁業振興課長】 本県の漁業調整規則におきましては、遊漁者と漁業者との調整を図るために、遊漁者の方が使用できる漁具、漁法を制限しております。このうち、柄を手にとって魚を突くヤスについては、その使用を認めております。

しかし、近年、魚突きを行う遊漁者の方々の利用方法が多様化あるいは活性化しておりまして、高い殺傷能力を持たせるために数メートルもある長い柄に強力なゴムを取り付けた漁具を使用して魚突きを行う方々が増えておりまして、漁業者の方々との間でトラブルが増えております。

このため、遊漁者と漁業者との調整を図るため、調整規則において、ヤスの定義を明確化するために、現在、漁業調整規則の改正を目指しているものです。

具体的に申しますと、ヤスという規則に書かれている定義の中に括弧書きで、「ゴム、バネ、その他発射装置を有するものを除く」といったものを追加して記載するような形で作業を進めているところでございます。

【畑島委員】 そうしますと、従来は明確にそうしたゴムつきのヤスの使用を禁止していたわけではないものを、新たに規則を改正して明確にゴムつきのものについては一律的に禁止するというような改正を行おうとしているという理解でよろしいでしょうか。

【古原漁業振興課長】 今までこういった漁具の使用の方法が不明確であったというところで、実は、県内のある漁業協同組合長会からも、こういったトラブルが発生しているのでしっかり対応してほしいという要望が寄せられて、その中で定義を明確にすべきだというご意見がございましたので、今回は定義を明確にする。もともとは発射装置を有するような漁具については認めてなかったと。手に持っているのが原則で、あと、使う時に柄が手から離れないようにするという説明をしまいたんですけれども、どうしても遊漁者の方々はその点、我々も丁寧な説明をしてきたつもりですけれども、十分にご理解が得られていないようなことがございましたので、そういったことを踏まえて定義を明確化するというふうなところが今回の規則改正の目的でございます。

【畑島委員】 実際の取扱に変化はなく、これまで明確化されてなかったものをしっかり明確化するというような位置づけであるというふうに理解いたしました。

今お話をいただいたとおり、現場、現場によってトラブルが実際に生じてきて、こういった改正に至るといったところで、当事者間でも

種々ご主張もあろうかと思えます。

ただ、この要望書を見るに当たって、そのあたりの説明といいますか、認識にずれが出てきているので、こういった話も上がってきているのかなというふうに思います。

現時点で私も全て現場を把握しているわけではございませんけれども、一番は長崎県においては漁業に従事する皆様の安全・安心をしっかりと守るといったこともそうですし、一方で海の資源を最大限活用していくといったところもあるかと思えますので、その辺のバランスを図りながら、現場の方々の理解を求めるような形で前に進めていただければなと思えます。

別件です。真珠養殖についてお伺いさせていただきます。

去年、今年の実珠養殖産業にとっては非常に追い風が吹いている状況なのかなと理解しております。海外を中心に需要の高まりを受けておりまして、それに伴って単価が上がって産業振興、盛り上がっている状況かなと思えます。

ただ、一方でこうした需要が高まっているにもかかわらず、現場の実珠養殖の事業者さんとお話をさせていただきますと、チャンスである状況に対して、事業投資、事業拡充になかなかついていけないといったようなのが実情であるというふうに聞いております。中には、こうした好景気な状況にもかかわらず、事業を縮小せざるを得ないといった事業者もいるというふうに聞いております。

その要因としまして大きく2つあるのかなと思っております。一つは、真珠養殖に限らずですけれども、担い手の不足、なかなか人が集まらないといったことがあると聞いております。特に真珠養殖に関して申し上げますと、季節性が高い労働環境、ピーク時には非常に作

業が生じるけれども、そうじゃない時には特段作業が発生しないといった季節性もあるかなと思っております。

こうした特徴も踏まえて、真珠養殖において担い手を確保していくために、どうしたやり方があるのかといったことの県のお考えについてお聞かせください。

【斎藤水産経営課長】県におきまして、養殖業者の方々から人手不足というお話を聞いておりまして、そういったことは承知をしているところでございます。

先ほど委員が言われたように、真珠養殖の場合は、繁忙期に人手がたくさん要するというのもあって、その人手をどう確保するかということになりますと、一つ考えられるのは、派遣会社から短期の派遣を受けるという形があるのではないかなと思っております。

そういった中で対馬の場合を考えますと、まず、日本人の方々ということであれば、対馬づくり事業協同組合というのが令和4年3月に設立されておりまして、これが派遣会社ということになっておるようでございます。現在では、真珠養殖の方々はこの事業組合の活用はされていないとお聞きしております。

もう一つ考えられるのは外国人の派遣ということになりますと、やはり株式会社エヌの活用ということが一つあるのではないかと考えているところであります。

【畑島委員】ありがとうございます。もう一つの要因としまして、事業者一つ一つは非常に零細なところが多い、小規模な事業者が多いといったところもあるのかなと思います。そうしたところもあって、先ほど申し上げたような部分の活用であったりとか、なかなか選択肢として上がってこないといったところもあたりとか、

人手不足だけじゃなくて、新しい事業投資を行ったり、技術開発をしたりということを経営者単独でやっていくというのは、体力的にもなかなか厳しいのかなと。そうしたことでギリ貧になってしまっているというところの要因もあるのかなというふうに思っております。

このあたりについての県としてのサポートであったりとか、そういうことのご支援といったところのお考えについてお聞かせください。

【森川水産加工流通課長】養殖業者のグループの支援につきましては、当課が所管しております事業におきまして、養殖業者の方、漁業士等で構成する養殖産地協議会というものをつくっていただきまして、そこで産地計画をつくっていただいて、その計画に基づいて行う生産体制の構築であるとか、強化に必要な機器等の整備を支援するというふうなことが可能になっております。

対馬の真珠関係におきましては、平成29年に対馬真珠組合と組合員の方で協議会をつくられて、平成29年から31年までの3か年で管内の6か所に設置したICTブイの整備費用につきまして支援をさせていただきました。

このICTブイの設置によりまして、水温、クロロフィル量、溶存酸素量、塩分のデータ等をスマートフォンからリアルタイムで確認できるという体制が整備されております。

また、真珠養殖技術の開発につきましては、総合水産試験場におきまして、貝の外套膜萎縮個体の出現率の低減や、貝に挿入した核が脱落する割合を低減させるような養殖方法の技術開発に取り組むとともに、今年度からは大型個体のへい死率が低いとの情報を基に実態調査や対策を検討していくというふうになっております。

【畑島委員】ありがとうございます。真珠養殖

に限らずですけれども、産業全般において、一般論としましても、調子がいい時と言ったら雑な言い方になりますけど、売上げがあったりとか、しっかり確保できていたりとか、事業として堅調な時に次に向けた投資をしっかりと行っていくといったことが大事かなと。いざ、売上げが落ちてしまったりとか、事業的に採算が厳しい時になってから考え始めて次の投資を何とかしようとしても、なかなか体力がなかったりとかしますので、せっかくなので、今のうちに次につながる投資ができるように、ぜひ県庁の皆さんも事業者の方々の相談に乗って、しっかりフォローしていただければと思います。引き続きよろしくお願ひします。

【鵜瀬委員長】ほかに質問ございませんか。

【大久保委員】引き続き私も確認させていただきます。

昨日、12月10日にもなって過ごしやすい気温というふうに皆さんも感じられたと思うんですけども、反面、水産業をはじめとする一次産業にとって、こういった気候変動はどれだけ影響してくるのかなというふうに思った一日でございました。今年は、赤潮被害も長崎県においては大きく、水産業の今後ということも考えさせられるところでもございました。先ほど、部長説明にもありましたように、養殖業においては、これから生き延びていくための手段の大きな一つであるかなというふうに思っております。

その中で、養殖産地育成計画等、水産部もつくられているんですけども、この養殖というところは、分ければ海上養殖と陸上養殖とあると思うんですけども、そこあたりは一緒くたで考えられているのか、全く別個で計画されているのか、もしくは力の入れ具合、この2つを見た時に、どういった県のお考えであるかとい

うことを確認させていただきたいと思います。

【森川水産加工流通課長】養殖産地育成事業を平成29年度から取り組んでおります。これは海面養殖に限らず、陸上養殖の方々にも事業をした実施例がございます。何分、生産量自体が海面の方が多いものですから、陸上で事業を実施したのは1か所だったかと思ひます。

【大久保委員】現状としては、県内は海面養殖がほとんどで、陸上養殖はわずかであるということでもございませうけれども、私は素人でもございませうけれども、考えるに当たっては、今の燃油高騰を見た時でも、漁と比べた時に、出漁することも大事ですけども、守っていく、生産性を上げていくというところでは陸上養殖の方が長けているんじゃないかなと思っております。高齢化の部分も陸上の方が出漁するよりは高い年齢でもできるんじゃないかなとも思っております。もう一つは天候に強い、こういったこともメリットがあるんじゃないかなと思っております。もう一つは、最大のメリットとして、水産というのは、漁法だとか魚種だとか、また、海域によって様々な取り合いがあるもので、そこあたりがなかなか新たな海よっての参入だとかというのがしにくい状況であると思ひますけれども、陸上養殖は農業に近いところで、枠でやるもので、隣で同じものをつくっても喧嘩もしない。こういったメリットもあるんじゃないかなと思っております。

そういったところで、水産県として、これから陸上養殖のパーセントを高めていくというのは水産業振興として大事なことじゃないかなと思ひますけれども、再度、先の見解というか、考えをお尋ねしたいと思ひます。

【森川水産加工流通課長】委員がおっしゃるように、陸上養殖のメリットとしては、台風や赤

潮の影響の被害を受けにくいことであるとか、管理しやすいようなこととか、いろいろメリットがございます。ただ、デメリットとして施設の経費とか運転経費が高いというふうなこともあると思います。

これから県として将来を見据えて生産量を拡大していこうというふうな状況でございます。こういうふうなことを考えた場合は、従来の海面養殖業だけではなくて、陸上養殖であるとか、沖合での養殖であるとか、そういうふうなことが一つの手段として重要になってくるのかなというふうには考えております。

【大久保委員】重要ではあるということがございますけれども、それを計画的にというか、そこを育成する施策は、今のところはないということですか。これからどのように施策として考えられているのか、お尋ねします。

【森川水産加工流通課長】確かに一つの大きな手段として重要であるという認識でございます。それをどの辺までもっていくかというふうなところを今検討しているような状況でございます。今すぐになかなか言えませんが、ただ、委員おっしゃるとおり、これからは伸ばしていかなければいけない産業の分野であるということでは重々認識しております。

【大久保委員】今のところ、施策としてはあんまりないということがございますけれども、私が思うように、これからの水産業として、ある意味、県としてトップリーダーを日本で張ってもらいたいと思っております。

そういった意味においても、これから伸ばすべきところだと思っておりますので、要検討ということで今日はとどめさせていただきたいと思っておりますので、十分研究いただければというふうに思っております。よろしく申し上げます。

【鵜瀬委員長】ほかに質疑はございませんか。

【石本委員】質疑というより要望になりますけれども、先ほど来、トラフグの生産、それから販売等について意見が出ておりましたけれども、長崎県は全国一の有数なトラフグの生産地ということでもあります。県民の皆様、特に全国の皆さんにしても、長崎県がトラフグの生産地という認識が少ないんじゃないかなと。私自身も、こういう仕事をして、地元の松浦でも養殖トラフグの生産地として日本一だということを認識してきたところですが、これまでなかなか、ネットを見ても、トラフグ、また養殖トラフグで検索しても、まず出てくるのは下関のトラフグですね、特に今から12月、正月に向けて贈答品とか。どうしてもフグといったら下関というのが、国民というか、県民も含めて一般的な認識だろうと思えます。

そういう意味からすると、トラフグにしても、養殖マグロにしても、長崎が有数な生産県ということをお県としてもっとアピールして、先ほど中山委員からでしたか、来年に向けてトラフグの復興祭をしたらどうかという意見がありましたけど、やっぱりそういう催しをしながら、まずは県民に対して長崎県はこういう、トラフグにしても、マグロにしても、いわゆる日本一の生産量だということをしっかりアピールして、もっと食べていただく、そういうPRをしっかりとさせていただきたいと思うんですけれども、県の考えをお尋ねします。

【森川水産加工流通課長】委員おっしゃるとおり、養殖トラフグの生産が日本一だということで、先ほど中山委員からもご質問がございました。やはり日本一だということを県民の皆様をはじめ、できるだけ幅広く知っていただいてアピールしていかなきゃいけないということは、

私どもも重々承知しているところでございます。

どういう手段がいいのかということも含めて前向きにぜひやっていきたいなと考えております。

【石本委員】そういう意味からすると、県を挙げて、トラフグに限らず、やっぱり水産県の長崎県ということですから、魚種も多いということで、もっと県民をはじめ、さかな祭りを今2か所、3か所で、各地域、地域でやっていきますけれども、県民の皆様全体に認識していただくような、要するに県下全体のさかな祭りというものを大々的にやっていただいて、長崎県はこういう魚で全国ナンバーワンかというようなイメージを県内外に県が主体となってもっともってアピールする必要があると思いますので、そこら辺はしっかりと今後対応していただきたいというふうに要望して終わります。

【鵜瀬委員長】ほかに質問はございませんか。

【まきやま副委員長】ヤスとモリの問題についてですけれども、漁業者とのトラブルとありましたが、どのような理由でトラブルになっているのか、具体的に教えてください。

【古原漁業振興課長】まず、漁業者の方々のトラブルで一番懸念しているのが、魚突きの方々が潜っている時に、操業している漁船との衝突、あるいは巻き込み事故につながるといった懸念をしているのが一つ。もう一つが、魚突きの方々が対象にされるのがクエという魚が多いんですけれども、放流をしたり、自ら資源管理をして大事に守っている魚といったものを無遠慮といいますか、捕るというふうなところで強いご不満を持っていらっしゃるということになります。

【まきやま副委員長】クエに限られているというのは間違いないですか。

【古原漁業振興課長】岩礁帯に棲む魚なんかを、

クエ以外にもたくさん突いていらっしゃるかと思えます。岩礁域に生息する魚を狙っているというふうなことかと思っております。

【まきやま副委員長】それでは、ヤスとモリで突いている漁獲量が長崎県の水産に与えるインパクトは、どのぐらいのものですか。

【古原漁業振興課長】本県におけるクエの漁獲量は200トンぐらいございまして、一番多いのははえ縄漁業で獲られるもの、それに次いで一本釣りという漁法で獲られるものとなっております。

特に、最近、クエは値段が高いこともございますので、放流して、漁業者の期待が非常に大きくて、それに従事している方、クエを専門にしている方、それ以外の方からアンケートを取ったんですけれども、1,200名ぐらいの方々がクエを何らかの形で獲っていらっしゃるということを押さえております。

【まきやま副委員長】他県のルールはどうなっていますか。

【古原漁業振興課長】それぞれ都道府県ごとに漁業調整規則を定めております。例えば、北海道、岩手県は、ヤスの使用を全面的に禁止しているようなところもございます。

【まきやま副委員長】それでは、全面的に許可しているところもあるということですか。

【古原漁業振興課長】ヤスについては、水産庁のホームページによりますと、漁獲物を突き刺す先端部と柄が固着して柄をもって目的物を刺すのがヤスで、投射して目的物を突き刺すモリ類は含まないという定義がされております。そういった範疇で、定義の中で使えるものは認められているというふうなことです。

先ほど、畑島委員からもご意見として最後に伺った中で、この調整規則の改正に向けてパブ

リックコメントを実施したんですけれども、その中で1,000件近い、パブリックコメントとしては非常に多いご意見をいただきまして、賛成であったり、反対であったり、あるいは漁業と遊漁の共存をすべきというふうな多数のご意見をいただいたところです。

また、昨年度のそういった調整規則の改正を行う過程の中で、魚突きの愛好家の方々が組織をつくられましたので、そういった方々と意見交換を今年行いまして、そういった意見もパブリックコメント、あるいは愛好家の方の意見を含めまして、漁協の関与の下でしっかりルール化できたものについては、県が特別採捕許可といった仕組みを導入しておりまして、そういったルールが整ったところについては、県が許可、お墨つきをして、発射装置のついたものについても使っていいよといったことを取り組んでいるところでございます。

【まきやま副委員長】ほかの県では許可しているところもあるし、許可してないところもあるということは、国のルールがしっかり定まってないのかなと思うんですが、国はどのような見解を出していますか。

【古原漁業振興課長】国は、各都道府県の実情に応じた中でしっかりやってほしいというふうな考え方でございます。

【まきやま副委員長】そうであれば、やはりルールの中身の周知が多分足りてないということで、こういったトラブルが起きていると思いますので、同好会の方と漁協と一緒に取り組んで採捕の許可を与える等、そういう仕組みづくりをうまく進めていただけたらと思います。

それと、そのルールの周知をしっかりと告知していかなければ、この問題は解決していかないのかなと思います。

以上です。

【鵜瀬委員長】ほかに質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【鵜瀬委員長】ほかに質問がないようですので、水産部関係の審査結果について整理したいと思います。

しばらく休憩します

午前11時57分 休憩

午前11時58分 再開

【鵜瀬委員長】委員会を再開いたします。

これをもちまして水産部関係の審査を終了いたします。

本日の審査は、これにてとどめ、明日は午前10時から委員会を再開し、農林部関係の審査を行います。

本日は、これをもって散会いたします。

お疲れさまでした。

午前11時59分 散会

第 3 日 目

1、開催年月日時刻及び場所

令和5年12月12日

自 午前10時 0分
至 午後 2時27分
於 委員会室 4

農業経営課長(参事監) 長門 潤 君
農産園芸課長 原田 幸勝 君
農産加工流通課長 村上慎一郎 君
畜産課長 富永 祥弘 君
農村整備課長 野口 和弘 君
諫早湾干拓課長 安達 有生 君
林務課長 永田 明広 君
森林整備室長 高橋 祐一 君
農業技術開発センター所長 中村 功 君

2、出席委員の氏名

委員長(分科会長) 鵜瀬 和博 君
副委員長(副会長) まきやま大和 君
委員 中山 功 君
" 山田 朋子 君
" 中島 浩介 君
" 宅島 寿一 君
" 近藤 智昭 君
" 石本 政弘 君
" 本多 泰邦 君
" 大久保堅太 君

産業労働部政策監 宮地 智弘 君
水産部次長 佐古 竜二 君

3、欠席委員の氏名

畑島 晃貴 君

4、委員外出席議員の氏名

なし

5、県側出席者の氏名

農林部長 綾香 直芳 君
農林部次長 松田 武文 君
農林部次長 渋谷 隆秀 君
農林部参事監
(農村整備事業・
諫早湾干拓担当) 鈴木 豊志 君
農政課長 川端 博子 君
農業イノベーション推進室長 一丸 禎樹 君
団体検査指導室長 高橋 哲 君
農山村振興課長 酒井 浩 君

6、審査の経過次のとおり

午前10時 0分 開議

【鵜瀬委員長】 委員会を再開いたします。

なお、畑島委員から、欠席する旨の届け出が出ておりますので、ご了承をお願いいたします。

これより、農林部関係の審査を行います。

【鵜瀬分科会長】 まず、分科会による審査を行います。

予算議案を議題といたします。

農林部長より、予算議案の説明を求めます。

【綾香農林部長】 おはようございます。

私の方から予算議案の説明をさせていただきます。

「予算決算委員会農水経済分科会関係議案説明資料」の農林部の2ページをご覧ください。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、第76号議案「令和5年度長崎県一般会計補正予算(第6号)」のうち関係部分、第79号議案「令和5年度長崎県一般会計補正予算(第7号)」の

うち関係部分であります。

それでは、まず、第76号議案「令和5年度長崎県一般会計補正予算（第6号）」のうち関係部分についてご説明いたします。

歳入予算は、合計で4,657万2,000円の増、歳出予算は、合計で8,870万6,000円の増となっております。

なお、各科目につきましては、2ページに記載のとおりであります。

3ページをご覧ください。補正予算の内容についてご説明いたします。

（職員給与費について）

農林部職員の給与費について、既定予算の過不足の調整として、合計で6,798万8,000円の減を計上いたしております。

（畜産振興対策について）

持続的な畜産物生産に向けた高品質な堆肥の生産・流通に資する堆肥化处理施設等の整備への支援及び物価高騰に起因した肉用牛子牛価格の急激な下落により、経営が圧迫されている繁殖農家に対する緊急的な支援に要する経費として、畜産環境対策費4,709万円の増、肉用牛経営緊急支援事業費1億960万4,000円の増を計上いたしております。

（繰越明許費について）

繰越明許費については、9月補正予算において設定した繰越明許費について、その後、計画、設計及び工法の変更による遅れや入札不落等により、年度内に適切な工期が確保できない事業が生じたことから繰越明許費を追加することとし、土地改良費8,800万円、林業振興費8,749万2,000円、治山費3億2,261万3,000円に変更しようとするものであります。

（債務負担行為について）

農林行政機器等保守業務に要する経費の債務

負担の限度額に、農業農村整備事業の設計業務等で使用する積算システムの保守業務に係る令和6年度に要する経費を追加するため、286万円を措置するものであります。

次に、第79号議案「令和5年度長崎県一般会計補正予算（第7号）」のうち関係部分についてご説明いたします。

歳出予算は、合計で8,548万9,000円の増となっております。

これは、職員及び会計年度任用職員の給与改定に要する経費であります。

以上をもちまして、農林部関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

【鵜瀬分科会長】次に、畜産課長より、令和5年度11月補正予算計上事業一覧について補足説明を求めます。

【富永畜産課長】畜産課関係の事業につきまして、補足説明をさせていただきます。

説明資料「令和5年度11月補正予算計上事業一覧」の2ページをご覧ください。

今回、畜産課の補正予算として計上しておりますのは、2件で1億5,669万4,000円となっております。

まず、1件目につきましては、3ページをご覧ください。

資源循環型畜産確立対策推進費についてご説明いたします。

この事業は、国の補助事業を活用し、家畜排せつ物を適正に処理し、その利用を高めるため、高品質な堆肥の生産・流通に資する堆肥化处理施設の整備に要する経費として、事業費の2分の1である4,709万円の予算を計上しております。本事業では、卵を生産する6万2,000羽規模

の養鶏農家において、雲仙市の畜産クラスター協議会を事業実施主体とし、写真左側には年間処理量763トン規模の密閉型強制発酵装置、写真右側には堆肥流通の効率化を図るために450平米の保管施設を併せて整備する予定としております。この一体的な事業の実施により、土壌や農作物にとって有効である良質堆肥の利用拡大に努めてまいります。

2件目につきましては、4ページをご覧ください。

肉用牛経営緊急支援事業につきましては、肉用子牛価格の急激な下落により、経営が圧迫されている繁殖農家に対して、緊急的な支援を行うため、国の支援交付金の対象とならない経費などを支援するもので、1億960万4,000円を計上しております。

事業内容につきましては、子牛価格が全国的に下落傾向であることから、国は、九州・沖縄ブロックの平均価格が60万円を下回った場合に差額の4分の3を交付する制度を本年1月から創設しております。しかしながら、本県の子牛価格は、九州平均よりも下回って推移し、国の価格補填を受けても下落部分を補いきれない大変厳しい状況にあることから、国の制度で補填されない4分の1の半分である8分の1について、本年4月まで遡及して支援する予定としております。

具体的な実施案をご説明いたしますと、令和5年7月から9月までの第3四半期では、国の補填額8万2,000円と県事業の約8,000円を合わせて、1頭当たり9万円となり、交付対象頭数5,416頭、総額4億8,700万円が交付される予定であり、このうち国からの補填金は12月25日に生産者へ交付される予定となっております。今後とも、繁殖経営の安定につながるものと考えておりま

す。

また、本県では、近年、繁殖牛農家の規模拡大に伴い、肥育牛の出荷頭数と比較して子牛の出荷頭数が多くなったため、子牛の一部を県外の肥育農家に買い上げていただく必要がありますが、子牛市場に県外の肥育農家が集まらなければ、競争原理が働きにくく、子牛価格が下がりやすいという構造的な課題があります。このため、県内の肥育牛出荷頭数の拡大に向け、新たに肥育に取り組む繁殖牛農家を対象に、肥育素牛導入の支援を行う予定としております。

畜産課関係部分は、以上でございます。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

【鵜瀬分科会長】次に、農政課長より繰越事業理由別調書について補足説明を求めます。

【川端農政課長】私から、農林部関係の繰越明許費についてご説明させていただきます。

補足説明資料「繰越事業理由別調書」の2ページをお開きください。

今回計上しておりますのは、表の右から2つ目の項目、今回計上の欄に記載のとおりであり、一番下の合計に記載しておりますとおり、9件、3億1,120万5,000円となっております。

9月議会にてご承認いただきました額と合わせますと、12件、4億9,810万5,000円となっております。

繰越の理由としましては、計画、設計及び工法の変更による遅れによるものが3件、7,543万3,000円でございます。

これは、主に共生保安林整備費において、施工予定箇所が本年8月の台風6号により被災したことなどから、設計及び工法の変更による不測の日数を要するなどの事案が生じ、年度内に適正な工期を確保できないため繰越を行うものであ

ります。

次に、その他の理由によるものが6件、2億3,577万2,000円でございます。これは主に予防治山費において入札不落が発生するなどの事案が生じ、年度内に適正な工期を確保できないため繰越を行うものであります。

また、3ページから4ページに事業別内訳として繰越箇所、事業内容等をまとめております。今後は、残る事業の早期完成に向けて、最大限努力してまいります。

私からの説明は、以上でございます。

【鵜瀬分科会長】以上で説明が終わりましたので、これより予算議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

【中島(浩)委員】肉用牛の経営緊急支援事業についてですが、子牛の価格の補填については、本当に県の方でしっかりと対応していただいて、生産者の方も助かっているかと思えます。

もう一点の肥育に限りの方、1頭当たり10万円の補助ということですが、頭数は何頭ぐらいを予定されているのでしょうか。

【富永畜産課長】この事業につきましては、繁殖農家が肥育用の牛舎を新たに改造したり、導入事業を用いて肥育経営を開始するということで、現在、約60戸の繁殖農家に2頭、合計120頭分を支援したいと考えております。

【中島(浩)委員】以前から繁殖と肥育と両方される農家を増やさなきゃいけないと取り組んでいらっしゃると思うんですが、今回、その程度の数で繁殖と肥育のバランスというのは一定緩和されるような感じなんでしょうか。

【富永畜産課長】和子牛と肥育牛の出荷頭数を比較した場合、和子牛の出荷頭数が多く、その差は10年前の約3,300頭から、現在は6,600頭と、2倍程度に拡大しています。今回、緊急的な措

置ですが、繁殖と肥育の割合が同等となるよう、中長期的に検討していきたいと考えております。

【中島(浩)委員】単年度ではなく、継続的にされるということですね。わかりました。期待しておりますので、よろしく願います。

【鵜瀬分科会長】ほかに質疑はありませんか。

【大久保委員】引き続き、同じ肉用牛経営緊急支援事業についてお尋ねします。

今回、大変厳しい肉用牛の繁殖農家に対して支援をいただくこと、ほかにも燃油高騰だったり、飼料・資材の高騰がある中で、寄り添っていただいて感謝するところでございます。

まずは、下落に対する支援ということで、この緊急交付金にならない部分の支援ということでの8分の1に対してですけれども、まず、手続き、手元に届くスケジュール、そういったところをお尋ねしたいと思っております。いつぐらいに手元に届くようになるのか。

【富永畜産課長】先ほど申し上げましたとおり、国からの支援は12月25日ということで、生産者へ交付されるというスケジュールになっております。

県の8分の1の事業につきましては、この議会でご承認をいただきまして、速やかに事務を進めていきたいと思っております。今、要領、要綱の方は事前に準備をしております。なるべく早く交付したいと考えております。

【大久保委員】この支援は、やはり待ち望んでおられるところで、資金繰りというところでも大変厳しい中で、おおよそわからないのかなということで、まず今年は厳しいのかなと思うんですが、年明けのどれぐらい、1月、2月なのか、3月ぐらいになってしまうのか。そのあたりは言える範囲で結構ですので、少し説明いただければと思います。

【富永畜産課長】 今議会が終了いたしまして、関係者にはいち早く説明会を実施しまして、それから事務を進めてまいりたいと思っております。具体的に1月、2月と、なるべく早く頑張りたいというところがございます、前回の酪農対策についても、事務をなるべく早く簡素化してやったところ、大体2か月間で終わりましたので、これを例にして、今回の緊急対策も同じような実施要領、スケジュールでやっていきたいと思っております。

【大久保委員】 行政として明確に明言すれば、期待を持たせるというところもあるでしょうし、不測の事態が起きるかもわからないということでの答弁だったと思いますけれども、なるべく早く手元に届くように、よろしく願い申し上げます。

それと、遡っての支払いということも考えられているということですが、いつからの遡りになるのでしょうか。

【富永畜産課長】 4月から6月の第1四半期に補填が出ましたので、その時の補填価格が60万円のボーダーラインから、実際の九州・沖縄地区ブロックが58万円でしたので、国から4分の3の1万5,000円出まして、残りの4分の1の5,000円、この8分の1につきまして2,500円を交付したいと考えております。

【大久保委員】 遡ってということですが、それにつけて、おおよそ今わかっているところで、県として1頭当たりどれぐらいの支援になると考えられているのかというのは答えられずでしょうか。

【富永畜産課長】 概算で申しますと、大体9,500円ぐらいになるかと思えます。第2四半期が7,000円ぐらい、それから第1四半期が2,500円ぐらいです。（発言する者あり）

少し調べさせてもらってよろしいでしょうか。

【鵜瀬分科会長】 暫時休憩いたします。

午前10時17分 休憩

午前10時17分 再開

【鵜瀬分科会長】 再開します。

【綾香農林部長】 牛1頭当たりですけれども、4月から6月、第1四半期が県費で2,500円、国が1万5,000円の1万7,500円。それから、7月から9月の第2四半期は、国が8万2,000円、県が約8,000円で合計9万円が今のところ確定している数字でございます。

【大久保委員】 遡ってこれだけ支援を、8分の1いただけるということも助かるというふうに思っておりますけれども、残りの8分の1、これは市町によってつけるところとつけないところとあるということですが、そのあたりは把握されているのか。連携、連動はしてないというふうに聞いておりますけれども、そこはどういった状況かわかりでしょうか。

【富永畜産課長】 子牛価格の下落に対する市町の支援についてですけれども、県北地域におかれましては県と同様の8分の1を支援する予定と聞いております。

島原地域につきましても、8分の1ではなくて、1頭当たり1万円の支援金を準備しているということをお聞きしております。

それから、五島、壱岐につきましても同様の8分の1の支援を検討中ということをお聞きしております。

【大久保委員】 それにあわせて8分の1支援するところが結構あるということですが、県と市町と、どうしても議会の関係だとかということでスケジュールがなかなか合わせにくいところもあるでしょうし、連携できるところは

協力をして、なるべく農家にとっても手続きなどが煩雑にならないようにということも含めて、できるところは連携をとっていただければと思っております。

続いて、繁殖農家に併せて一貫経営の支援でございますけれども、これは今回、この状態で下支えがあるのは、やはり購買者がたくさん来られて、先ほど課長もおっしゃるように県内が活況であることが子牛価格の上昇にもつながるということでの支援だと思えます。この支援はこれからも続けていかれるということですが、県内の種に限るということですが、例えば子牛を買っての肥育と、経産牛を導入しての肥育もあります。この経産牛については入っているのかどうか、確認できますか。

【富永畜産課長】現在のところ、繁殖牛が繁殖素牛を自家保留、または市場で購入したものを対象と考えておまして、いわゆる老廃肥育の分につきましては、この事業の中には入っておりません。

【大久保委員】承知しました。

あとは、どうしても肥育をしていくと、子牛から一貫経営となれば、その1頭で見れば3年収入がない状態でしょうけれども、そういった資金繰りも併せて、今回、1対1に県がもっていくということでの支援というのは、どのような支援があるんでしょうか。

【富永畜産課長】委員おっしゃるように、急激に肥育素牛を増やしますと、枝肉価格が下がった場合に資金ショートを起こしてしまうというリスクもございます。

今回、我々がシミュレーションいたしまして、雌牛の繁殖経営において、適正に、資金ショートを起こさずに経営を存続できるというのは、肥育素牛の導入を2頭から始めるというふうな

スタンスであります。これを徐々に拡大をしていきまして、合計で137戸まで拡大していきたいと考えております。

急激な素牛の導入というのは、極力避けていきたいと考えております。経営を見ながら、徐々に増やしていくというのが一番いいのかなというふうに考えております。

【大久保委員】私もこの畜産に関しては、やはり長い年数をかけて産地づくりというのは必要なんだなということ、先ほどの課長の答弁においても、全くそのとおりだと私も思っております。そういった意味においても、今回のことを教訓に、長崎県らしい、しっかりと土着した施策を持って、これから10年、20年先もしっかりと明るい畜産経営のやり方を導いていただければと思いますので、引き続きよろしく願い申し上げます。

【鵜瀬分科会長】ほかに質疑はありませんか。

【石本委員】今の肉用牛経営緊急支援対策事業の中の新たに肥育に取り組む繁殖農家ということです。ここで1点確認ですけれども、例えば肥育目的に新たに購入する場合と、例えば安いからということで自己取りですね。それを1年肥育して、また出荷するという場合も該当するのかどうか、ちょっと確認です。

【富永畜産課長】その場合も該当いたします。

【鵜瀬分科会長】ほかに質疑はありませんか。

【まきやま副委員長】重ねて質問いたします。

国の支援が12月、今月までということで継続の要望をされていると思うんですけれども、その回答についてお聞かせください。

【富永畜産課長】この子牛の支援事業ですけれども、12月末までの時限的な支援措置であります。来月以降も子牛価格の動向に応じて制度を延長していただくことが大変重要なことと考え

ておりまして、本年11月に制度の延長も国に要望を行ったところです。

今後とも、引き続き制度の延長につきまして、国に要望していきたいと考えておりまして、今週には審議会の方向が示される予定でございます。

【鵜瀬分科会長】ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【鵜瀬分科会長】ほかに質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【鵜瀬分科会長】討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

予算議案に対する質疑・討論が終了しましたので、採決を行います。

第76号議案のうち関係部分及び第79号議案のうち関係部分は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【鵜瀬分科会長】ご異議なしと認めます。

よって、予算議案は、原案のとおりそれぞれ可決すべきものと決定されました。

【鵜瀬委員長】次に、委員会による審査を行います。

議案を議題といたします。

農林部長より総括説明を求めます。

【綾香農林部長】農林部関係の議案等について、私からご説明いたします。

「農水経済委員会関係議案説明資料」農林部の2ページをご覧ください。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、第108号議案「長崎県総合計画チェンジ&チャレンジ2025の変更について」のうち関係部分で

あります。

議案の内容についてご説明いたします。

本議案のうち関係部分については、長崎県行政に係る基本的な計画について、議会の議決事件と定める条例第2条の規定により、議会の議決を得ようとするものであります。

これは、全般的な県政運営の指針である「長崎県総合計画チェンジ&チャレンジ2025」について、5年間の計画期間の中間年にあたることから、国の動向による社会経済情勢の変化や数値目標の進捗状況等を踏まえ、一部見直しを行おうとするものであります。

農林部においては、「農産物・木材の輸出額」の数値目標について、農産物の最終目標値を達成したことから目標値を上方修正するものであります。

次に、議案以外の報告事項について、ご説明いたします。

（和解及び損害賠償の額の決定について）

本案件は、本年5月29日、諫早市山川町所在の駐車場において、公用車で発進する際、左方安全不確認により、駐車中の普通乗用車に接触した農業大学職員による事故について、和解が成立し、損害賠償金18万8,611円を支払うため、地方自治法第180条の規定に基づく軽易な事項として専決処分をさせていただいたものであります。

次に、農林部関係の議案外の主な所管事項について、ご説明いたします。

「農水経済委員会関係議案説明資料 農林部」及び同資料の追加1及び追加2を併せてご覧ください。

今回、ご報告いたしますのは、令和6年度の主要施策、野生鳥獣による被害の状況について、令和5年10月の降雹被害について、長崎四季畑

の認証商品の決定について、長崎みかん（早生温州）初売りイベントについて、家畜伝染病（豚熱・鳥インフルエンザ）対策について、諫早湾干拓事業の開門問題等について、事務事業評価の実施について、研究事業評価について、「長崎県総合計画チェンジ&チャレンジ2025」等の進捗状況について、第2期長崎県まち・ひと・しごと創生総合戦略の一部改訂についてであります。

そのうち主な事項につきましてご報告いたします。

まず、「農水経済委員会関係議案説明資料（追加1）」の2ページ目をご覧ください。

（令和6年度の主要施策）

令和6年度の予算編成に向けて「令和6年度長崎県の主要施策（素案）」を策定いたしました。これは、「新しい長崎県づくり」のビジョンの実現や長崎県総合計画の推進に向けて、令和6年度に重点的に取り組もうとする施策について、新規事業を中心にお示したものであります。このうち、農林部の予算編成における基本方針及び主要事業についてご説明いたします。

農林部では、「新しい長崎県づくり」のビジョンの実現に向け、食の分野における長崎のうまかもんを買える、味わえる場所の創出に向けた調査・実証や、イノベーション分野におけるドローンでの防除技術の改良、農業支援サービス事業者の連携支援等活用拡大に向けた仕組みづくりなどに取り組んでまいります。

また、ビジョンをはじめ「快適で儲かる農林業・快適で暮らしやすい農山村」の実現に向け、各種施策を推進してまいります。

具体的には、まず、農業支援サービスを活用した農作業の外部化、施設のリースによる移住就農者の確保、生産施設の強靱化など、高齢化

や労力不足、気候変動等環境の変化に対応できる足腰の強い産地づくりを推進してまいります。

また、農業者の生産環境やワークライフバランスの推進につながるドローン等を活用したスマート技術の改良・実証・普及や環境にやさしい農法で生産されたグリーン農産物の販売強化など、スマート化・グリーン化による快適で儲かる農林業の実現を目指してまいります。

さらに、農泊におけるインバウンドの誘客拡大に向けた受入体制整備や輸出等に対応したマーケットイン型産地の育成などアフターコロナにおける国内外への新たなチャレンジを支援してまいります。

なお、令和6年度当初予算に係る予算要求状況につきましても、併せて公表を行ったところであります。

これらの事業につきましては、県議会からのご意見などを十分踏まえながら、予算編成の中で更に検討を加えてまいりたいと考えております。

次に、「農水経済委員会関係議案説明資料」の3ページ目上段及び同資料の追加2の2ページ目をご覧ください。

（令和5年10月の降雹被害について）

去る10月27日、西海市を中心に大村湾沿岸の一部地域や、島原半島に至る広範囲において、降雹による農産物等への被害が発生し、11月29日時点での農林業関係の被害状況は、総額で約6億6,200万円、このうち農作物は約6億2,700万円の被害となっております。

特に、みかん等の柑橘類の露地栽培では、収穫直前の果実が傷つき腐敗するなどの被害があり、面積にして548ヘクタール、被害額としては、被害総額の約9割を占める約6億900万円となっており、市町別では西海市で約3億2,600万

円、諫早市で約1億3,800万円等といった状況であります。

また、11月10日に知事が被害を受けた西海市のみかん産地を視察した際、生産者から、「ピンポン玉サイズの雹が直撃し、果実には亀裂や割れが生じてほぼ全滅となっている」、「このような被害は過去には例がない」などの説明があり、被害の甚大さを改めて実感したところであります。

県といたしましては、当面の対策として、被災した農作物に対する防除や被害果実の除去等の技術対策を関係機関・農家へ周知したところであり、今後については、被害を受けた産地が引き続き生産を維持していけるよう、必要な対策について農業団体、関係市町と連携しながら検討してまいります。

最後に「農水経済委員会関係議案説明資料」の3ページ目下段をご覧ください。

（長崎四季畑の認証商品の決定について）

長崎県ブランド農産加工品認証制度「長崎四季畑」については、県産農産物の活用促進並びに農林業者、食品事業者の所得向上・農山村地域の活性化を図るため、平成24年度から県産農産物を原材料として製造・販売している優れた農産加工品を県が認証し、商品のPRや販売支援に取り組んでおります。

令和5年度は、新規の35商品及び認証期間3年を経過する更新分20商品の申請があり、去る11月20日に学識経験者等で構成する総合審査会を開催し、味覚、長崎県らしさ、商品力等の視点から厳正な審査を実施した結果、新規の29商品及び更新の20商品が選定され、来年2月に認証式を行うこととしております。これにより、「長崎四季畑」の認証数は既認証数と合わせて計136商品となります。

認証商品については、購入できる場所を掲載した「長崎四季畑」リーフレットを作成し、県内販売店や公共施設等へ配布するほか、県内外の販売店や各種イベント等におけるフェアの開催、商談会への誘導等を行うなど、「長崎四季畑」のさらなる認知度向上や販売促進に取り組んでまいります。

その他の事項の内容につきましては記載のとおりであります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

【鵜瀬委員長】以上で説明が終わりましたので、議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【鵜瀬委員長】質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【鵜瀬委員長】討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

議案に対する質疑・討論が終了しましたので、採決を行います。

第108号議案のうち関係部分は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【鵜瀬委員長】ご異議なしと認めます。

よって、第108号議案のうち関係部分は、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

次に、提出のあった「政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料」について、説明を求めます。

【川端農政課長】私から「政策等決定過程の透明性等の確保及び県議会・議員との協議等の拡

充に関する決議」に基づき、本委員会に提出いたしました農林部関係の資料についてご説明させていただきます。

農水経済委員会提出資料、農林部の2ページをご覧ください。

補助金内示状況につきましては、令和5年9月から10月までの実績についてご説明いたします。

直接補助金は、2ページから5ページに記載の地域内資源活用推進事業費補助金など32件でございます。また、間接補助金は6ページから10ページに記載のながさき農林業農山村構造改善加速化事業補助金など45件であり、直接補助金と間接補助金の合計は77件でございます。

次に、資料の11ページをご覧ください。

1,000万円以上の契約状況につきましては、令和5年9月から10月までの実績についてご説明いたします。

まず、公共事業以外につきましては、11ページに記載の豚熱予防液売買契約など7件でございます。

次に、公共事業にかかる委託につきましては、12ページに記載の6件であり、13ページから27ページにその入札結果一覧表を添付しております。

次に、28ページをご覧ください。

公共事業にかかる工事につきましては、28ページ、29ページに記載の33件であり、30ページから81ページに、その入札結果一覧表を添付しております。

次に、資料82ページをご覧ください。

陳情・要望に対する対応状況でございますが、知事及び部局長に対する陳情・要望のうち、県議会議長宛てにも同様の要望が行われたものに関しまして、82ページから136ページに県の対

応を記載しております。

なお、別紙といたしまして、営繕課及び物品管理室で実施しております集中契約のうち、農林部関係の1,000万円以上の契約案件について、参考資料として配付いたしております。

以上で報告を終わらせていただきます。

【鵜瀬委員長】 以上で説明が終わりました。

次に、陳情審査を行います。

事前に配付いたしております陳情書一覧表のとおり、陳情書の送付を受けておりますので、ご覧願います。

審査対象の陳情番号は、56番、68番、69番、72番となっております。

陳情書について、何かご質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【鵜瀬委員長】 質問がないようですので、陳情につきましては承っておくことといたします。

次に、議案外所管事務一般に対する質問を行います。

まず、「政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料」について、ご質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【鵜瀬委員長】 質問がないようですので、次に、議案外所管事務一般についてご質問はありませんか。

なお、委員一人1回当たり20分を目安に質問・応答をお願いしたいと思います。

質問はありませんか。

【本多委員】 新規就農者の定着率についてご質問いたします。

6月定例会で、まきやま副委員長との質疑応答の中で、平成29年から令和3年度までの5か年で1,226名の方が就農されておりますけれども、そのうち離農された方が12名ということで、定

着率は99%ということになっておりますという回答がありました。99%、非常に高い数値で、これは一般企業も含めなかなか見ることができない数値だと思います。関係者の皆様の努力に感謝いたします。

また、一方、本県の水産業の場合は、着業後3年で22.5%、5年で26%の方が離職しております。農業と漁業で数値が変わるのは理解できるんですけれども、比べると新規就農者の定着率が高すぎるのではないかと考えました。

新規就農者の場合、希望される方には経営開始資金が補助されると伺いました。令和4年度から内容が若干変更になったようですが、そこも含め、内容をまず教えてください。

【長門農業経営課長】経営開始資金の制度の内容のご質問だと思っております。

就農直後の経営確立を支援するという事で交付する制度がありまして、平成24年度から成年就農給付事業として開始されたということでございます。

委員おっしゃいますように、事業の組み換えとか要件の見直し等がありまして、これまで継続されておりますけれども、令和4年度からは経営開始資金ということで、その資金の額は経営開始後3年目まで、年間150万円交付するような形になっております。

なお、国の実施要項では、農業経営を中止した場合などは返還をしなければならないということになっておりまして、交付期間と同程度、同期間の営農を継続しなかった場合には返還が求められるという状況になっております。

【本多委員】3年間交付を受けながら就農して、その後、同等期間の3年間働けば合計450万円の経営開始資金は返さなくても構わない、そういった認識でよろしいでしょうか。

【長門農業経営課長】先ほどご説明したように同程度、同期間の経営を継続することで返さなくて良いということになります。

【本多委員】新規就農者の中で、経営開始資金の交付を希望される方はどの程度の割合いらっしゃるのでしょうか。

【長門農業経営課長】新規就農者のうち、経営開始資金を交付される割合というご質問だと思います。令和4年度につきましては、新規就農者277名に対して約36名ということで、約13%ということです。

遡っていきますと、令和3年度で287名のうち42名、約14.6%、令和2年度266名のうち、経営開始資金を活用したのは40名ということで、約15%という状況になっております。

【本多委員】新規就農者の中では、一部の方がこの経営開始資金を交付されているということですね。

これはうがった見方をするとですが、経営開始資金の交付を受けた方で、農業が合わないなと途中で考えられた方も、3年間その450万円をいただいて、そして同等期間、あと3年間我慢すれば返さなくていい。そうなった場合に、その返還義務がなくなったタイミングで離農してしまうのではないかと考えたんですけれども、今現在、示されている定着率、5年間というのは、果たしてきちとした数字なのかなというふうに考えました。どの職種もそれぞれ楽しさも厳しさもあるので、新規就農を考えている方が参考にする定着率という数字について、より正解に近い数値を提示する方が親切ではないかと考えます。

また、仮に返還義務がなくなった、そのタイミングでの離農者が一定数いるのであれば、その離農理由をヒアリングすることで、事前に適

正なフォローができることにつながって、ひいては本県の新規就農者が長期にわたって定着する、定着率向上につながるのではないかと考えます。

5年ではなくて、例えば7年とか8年、10年、そういった定着率を出すことについて、また、今もしその定着率がわかれば教えてください。

【長門農業経営課長】経営開始資金の交付者につきましては、交付終了後、5年後に就農継続の状況について調査するというので、国の方で実施要領が定められておりまして、そこで報告が求められております。

実際、直近のデータによりますと、平成29年度に交付を終了された方の5年後ということで、令和4年度末の就農状況ですけれども、この方が約9割という状況、94%という程度になっています。

先ほど委員からご説明がありました平成29年から令和3年度までの定着率というのが、実は経営開始資金だけではなくて、自営就農者全体の1,226名の方の定着率、これが約99%ということですので、先ほどの就農継続率から考えても、99%と94%なので、あまり大きく低下してないのかなと、9割程度ですので。

そういった中でも、やっぱり新規就農者のまずは5年間、当初の5年間、ここをしっかりと把握しながらフォローアップしていくことが我々として大事なのかなと考えているところでございます。

新規就農者のフォローアップは、例えば認定の新規就農者とか、資金や補助事業を活用された方、あとは先ほど言われました国の交付金制度を活用された方、そういった方々を対象に台帳を経営カルテみたいな形で作成しながら、おおむね5年間、市町と振興局、関係機関と連携

して濃密的にフォローアップを行っているところでございます。

こういったフォローアップを就農直後から、経営が不安定な時期でありますので、スタートダッシュがしっかり行われるように、引き続きそういった営農状況の確認とフォローアップ、これに取り組んでまいりたいと考えています。

【本多委員】返還免除期間が終わったからといって、そう定着率に差がない。また、全体で見れば90%以上、高い確率での定着率だということがわかりました。

これから、私の方もしっかり胸を張って、長崎県の新規就農者に対するフォローアップのすばらしさとか、定着率が高いんだというのをしっかり訴えていきたいと思っております。

ありがとうございました。

【鵜瀬委員長】ほかに質疑はございませんか。

【中山委員】イノシシ被害ゼロのモデル事業と日本一びわの復興について少し質問したいと思います。

まず最初に、先ほど説明がありました野生鳥獣被害1億7,300万円ということでありまして、かなり減ってきたなという印象を受けますし、また、イノシシ被害も1億円程度ということで、かなり減ってきたということでありますので、対策自体がじわじわ効果を出していることについては評価したいと思っているわけでありまして、ただ、被害額がまだ1億7,000万円というのは結構大きいんですね。それで、どういう作物が被害を受けているのか。特に、増減というか、増えたり減ったりしたのがありますけれども、特に何か目立ったものがあれば教えてください。

【酒井農山村振興課長】農作物別の被害額でございますが、一番大きいのが水稲でございます。

次が果樹、野菜というものが大きなものになっておりますが、それぞれここ数年被害額は減少してきております。

特に、水稻につきましては、令和2年が1億3,000万円程度の被害があったわけですが、令和4年につきましては5,000万円程度に減少しているということで、それぞれ被害については減少傾向にあるということでありませう。

一方、麦であったり、芋であったりというのは、もともと被害額がそう大きくはないんですが、継続した形で被害が発生しているような状況でございます。

【中山委員】特に、高齢者が家庭菜園というか、近くの畑で芋や野菜を作っておりますので、この辺が被害を受けると、どうしても高齢というのもあってやめてしまおうと。せっかくの生きがいが、イノシシ被害でやめていこうという話を幾らか聞いておりますので、特に、芋、野菜等についても、今後さらに低減できるように取組を進めていただきたいと思います。

次に、イノシシを3万7,000頭捕獲したということでありませうので、かなり頑張っているなという気がするんですけども、イノシシも命がありますので、せっかくですからこれを大切に扱うということは、一つの見識が必要だと考えておりますので、この処理はどういうふうに行っているのか。また、これをジビエとか、できれば活用してほしいし、また、県民に食べていただければ大変ありがたいんですけども、この活用状況についてどのように動いているのか、お尋ねしたいと思います。

【酒井農山村振興課長】利用の状況でございますが、捕獲されましたイノシシ、鹿の利用状況についてでございますが、イノシシにつきましては令和4年度で見ますと食肉処理施設等での処

理と自家消費を合わせまして約5,800頭でございませう、これは捕獲頭数全体の2割程度が利用されているという状況でございます。

鹿につきましては5,200頭ということで、全捕獲頭数の約3割が利用されているということでございます。食肉処理施設におきましては、ジビエとしての利用もございませうし、いわゆるペットフードでの利用というのも含まれておりませう。

このように、割合的には少ないわけでございますが、山中で捕獲したイノシシ等につきましては、道路まで引っ張り出す段階で傷がついたり、また現場の段階で止め刺しをして、放血、血抜きをするわけですけども、そういった段階でも非常に現場の状況が悪くて、血抜きが不十分であったりというのがありませうして、施設に持ち込むまでに時間がかかり、持ち込んだはいいんですけども、なかなか利用ができる状態ではなかったというものも多ございませう。また、捕獲全体の中の約6割が、いわゆるウリボウ、小さい個体でございませうして、そういったものは処理をしても食肉としての利用価値がないということございませうして、全体的には利用の割合は伸びておりませうが、しっかりと利用できるものは利用するというところを、我々もその利用に関する研修会等も定期的に開きながら、ジビエの利用というものにも力を入れていきたいと考えているところでございます。

【中山委員】今までも取り組んでいるわけでございますが、イノシシで2割、鹿で3割ということでありませうけれども、ぜひこれをさらに高めるように、さらなる取組の強化を要望しておきたいと思ひます。

次に、長崎市野母崎、樺島で実施しておりますイノシシ被害ゼロの事業の進捗状況はどのよ

うに進んでいるのかお尋ねしたいと思います。

【酒井農山村振興課長】樺島地区でのイノシシ被害ゼロの取組の進捗についてでございますが、この取組につきましては、イノシシの被害ゼロの取組としまして、佐賀県で被害ゼロを実現した集落について指導をしていただいた実績のある民間の鳥獣被害対策アドバイザーを講師として招聘いたしまして、今年度につきましては樺島地区において被害対策の研修を実施しているところでございます。

全体で10回の研修の開催を予定しておりますが、現在まで6回ほど終了しております。これまでは捕獲技術向上のための研修等を中心に取り組んでおりまして、今後、残りの4回につきましては年度内に捕獲したイノシシの止め刺しや食肉処理等の研修を実施する予定としているところでございます。

【中山委員】順調に推移しているように思いますし、私も現地調査を見せていただきました。熱心に若い人が取り組んでいるし、県職員も同行して、逐一その状況を確認しておりますので、なかなか熱心な取組をしていることについては確認をしているわけであります。

ただ、自治会関係者、自治会連合会長あたりから、少し負担が大きいというような話もありまして、恐らく先般、10月20日、県職員と市職員、地元関係者と今後の取組について意見交換会をやったと考えておりますが、そこでどういう意見が出たのか。そしてまた、それを受けて今後どう取り組んでいくのか、お答えいただきたいと思えます。

【酒井農山村振興課長】委員からございましたとおり、先日、地元の関係者、市、県で今後の取組について協議を実施したところでございます。

その際には、地元の方からは、今、捕獲対策を中心に研修を実施していただいておりますが、その防護の方の対策についても研修に取り入れていただきたいという意見もございましたし、山の中の状況についても状況確認ができないかという意見もあったところでございます。そのようなことから、今現在、招聘している講師の方と話をしまして、まずは防護対策についても研修に取り入れていただくよう協議を実施しているところでございます。

【中山委員】その意見の中に、少しスパンを、1年、2年、3年ぐらい置いてゆっくり取り組んでいきたいというような話も聞いていると思いますけれども、令和6年度の予算を含めてどういう取組をしていくのか、その方向だけでもわかれば教えてください。

【酒井農山村振興課長】先ほど申し上げました佐賀県から招聘している講師のお話を聞かしても、被害ゼロにもっていくまでに数年かかっているという意見もいただいております。そのようなことから、県としましても、すぐに結果が出るものではないというふうに認識しておりますことから、継続して取組を進めていきたいと考えているところでございまして、関係する予算の確保についても鋭意努力をしていきたいと考えているところでございます。

【中山委員】予算確保についても鋭意努力したいということでありましたので、これを何とかしても成功させないといかんわけでございますが、この研修会については熱心に4～5名がやっておりますので、これは心配要らないと思えます。このまち全体としてどう取り組んでいくのかということが今後の大きな課題になってくると思うんですよ。300人ぐらいしかおりませんけれども、ほとんど高齢化しているんですね。そう

なると、このまち全体で取り組んでいきさえすれば、この事業は大きく成長すると思いますので、それにはやはり仕掛けが要ると思うんですね。仕掛けに必要なためには、ある程度予算も要るんですよ。アドバイザーだけの予算じゃなくて、全体で取り組んでいくための仕掛けの予算が要ると私は考えていますので、ぜひ町民が一体となって取り組むような仕掛けのための予算づくりもひとつ取り組んでいただきますように要望しておきたいと思います。

次に、日本一びわの復興について少しお話しさせていただきますけれども、やはりこのびわの再興をするためには、何としても、一つは共済保険ですね。これにきちんと入ってもらわないといかんし、被害があった時にはこれである程度補填してもらわないことには続けていくことは非常に厳しいわけでありまして。

現時点で、平成4年度に入っている共済保険、特にインデックス方式が非常に評判が悪いわけでありまして、この辺の補償額と支払いの目途、時期、これについて少し進展があれば教えてください。

【原田農産園芸課長】インデックス方式の共済制度のお尋ねでございます。インデックス方式につきましては、まず、国の統計のびわの出荷量等々の数字を基に共済の金額が算出されることになっております。その統計の数字が令和5年の11月30日に、本県の出荷量として498トン、前年比67%として公表されております。

それを基に共済金の計算がされるわけですが、令和5年の1月に被害がありましたものですから、令和5年産のびわ生産者の果樹共済の加入状況でございますが、全相殺方式で1戸、委員指摘のありました地域インデックス方式につきましては88戸、加入をされております。

ちなみに、それ以外で収入保険も35戸加入されておりますが、その地域インデックス方式につきましては、今申しました統計の単収を基に計算をしまして、いわゆる過去5年の統計数字を基に損害の割合を算定いたします。今回、過去5年の平均というものが250キロ、10アール当たり250キロとなりますので、令和5年産の統計の10アール当たりの数字が208キロとなっておりますので、208キロ割る250キロで約83%となりまして、100から83を引いた損害割合は17%となります。

インデックス方式には、10%の被害から共済を支払い開始するパターンと、それぞれ20%、30%ということで3パターンございますが、今回は損害割合が83%でございますので、支払い開始設定を20%、30%と設定した生産者は今回は対象となっております。10%から支払いをしてほしいというを選択した生産者につきましては、県全体で88戸のうち73戸ありまして、統計数字を基にNOSAIの方でざっくりと概算で計算したところ、損害金は全体で220万円くらいということで報告がっております。

73戸で220万円を割りますと、1戸当たり約3万円ということになっております。

【中山委員】そこが非常に地域インデックス方式というのは、露地びわがあれだけ被害を受けたけれども、県内の露地びわとハウスびわを含めた中で露地びわがどれだけ収量が減ったかと、こういうふうになってくるものですから、1件当たりじゃないんですよ。ここが非常に難しいところで、なべていくと、全体でいけば17%しか被害がなかった。そして1戸当たり3万円と。こういうことになると、共済保険に入れと言っても、なかなか入りにくいとは私は思っているんですよ。だから、この辺をどう改善するか、

やはり国とも話をしていただかないといけないと思います。

もう一つの方法としては収入保険ですね。収入保険が適用しやすいと思うんですけれども、これは青色申告しないといかんということになるわけですけれども、収入保険もどのような状況になっているのか、この辺をもう少し普及できないのかどうか、考え方についてお尋ねしたいと思います。

【原田農産園芸課長】先ほどご説明しましたとおり、令和5年の収入保険の加入状況は35戸でございますが、今度、令和6年度に向けて収入保険の推進を地元でも、共済組合もやっております、現在35戸から41戸というふうが増えております。

委員ご指摘のありましたとおり、地域インデックス方式につきましては、やはりハウスと露地を一体的に統計の数字で押しなべて出す、それを基に共済金をはじき出すということで、やや若干不利なことになっております。当然、経営が小さいところにつきましては、やはり安い掛け金で9割程度の高い補償を選択できるメリットのあるインデックス方式というのは、複合的、兼業的な農家では加入しやすい部分ではあります。やはり経営が柱の一つになっている生産者にとっては補償が物足りない保険制度でございますので、こうした方々には、びわのみならず、経営全体でしっかりと保険に入ってもらい必要がありますので、収入保険というものは、今後、経営を安定的に続けていくためにも重要ではないかと思っております。

まだまだ加入の期間がございますので、地元振興局とNOSAIとともに、今、現場の方でもしっかりと推進を図っているところでございます。

【中山委員】この前の水産のトラフグの場合も

そうだったんですけれども、なかなか共済保険が、本来の共済という形に、なかなか制度的に現実的になってない。こういった面で共済制度についても抜本的な見直し、現状に合った制度にしていかなことには、農家はたまったもんじやないと考えておりますので、ぜひもう一回、抜本的な見直しについて国と共済関係者と協議を進めていただきたいことを申し上げておきたいと思っております。

もう一つ、今度新しい取組だったクラウドファンディングですね。今年度末までに1,300万円ということで頑張っていたいただいていることについては承知してはおりますけれども、現時点で募金というか、寄附総額はどの程度になっているのか、お尋ねしたいと思っております。

【原田農産園芸課長】クラウドファンディングについてのお尋ねでございます。本日現在、12月12日現在で、支援者が約100名、支援金額が103万4,000円となっております、目標の金額に対しまして約7%程度の進捗となっております。

【中山委員】期待したんですけれども、こういう状況で大変厳しいなという感じがしますけれども、目標の1,300万円については農林部長も最後の最後まで努力するというふうにここで明言していますので、まだ残りの期間があると思っておりますが、今後の取組はどうやっていくのか、考え方についてお尋ねしたいと思っております。

【原田農産園芸課長】クラウドファンディングにつきましては、目的が2つございまして、一つは長崎のびわの今の窮状をしっかりと伝えて、びわのファンを獲得すること、そのびわの窮状を理解し、目的に賛同した方々から復興に必要な資金を寄附していただくこと、この2つが大きい目的でございます。

今回のクラウドファンディングは、個人をターゲットにしたクラウドファンディングでございまして、現在、個人からの寄附は、先ほど申しましたとおり103万円程度になっておりますが、実は一定数、この窮状を理解しました企業様から、複数の企業でも何とかしたいとの話をいただいております。そういった意味でも、今回、クラウドファンディングでそういった関心を得ることができたというのは一つの成果だと思っておりますし、一方で、先ほども申しましたとおり、クラウドファンディングではシステム上、企業の寄附は受け付けられないという欠点がございます。そのため、こうした企業様の好意をどうするのかというのは、まず対応につきまして、県庁内の関係する、ふるさと納税関係だと税務課、企業版のふるさと納税関係だと政策調整課、またお金を使う財政課、そういった関連の関係課としっかりと対応を協議した上で、今後の対応を早急に検討したいと考えているところでございます。

【中山委員】ぜひ、企業のお力を借りて、企業版ふるさと納税含めて検討して目標達成に努力してほしいと思います。

1点だけ手前みそでございますが、実は関西の県人会、会長代行と先日、9日に会いまして、私の方も直接お会いしました。1月7日に県人会を開くと。100人程度来るから、自分自身が、会長代行が各会員をお願いして回るから、頑張るからという話がありましたので、ぜひそのフォローアップをひとつよろしく願いしておきたいと思います。

最後に、びわの問題、トラフグの赤潮の問題、そしてまた、みかんの降雹の問題等、自然災害が非常に目まぐるしく起きているので、今後、これが少なくなることはないじゃないかと思っ

ているんですね、あってはいかんけれども。そうすると、やはり水産部でも話をしたんですが、法人による基金をつかって、1次産品の被害に対する基金をつかって、その基金の中から損失補償を1割なら1割程度すぐでも出せるというか、そういう制度ができれば非常に生産者は勇気が出るんじゃないかと思うんです。これは難しい課題でございますけれども、ぜひ1次産業産品の自然災害に対する基金を、法人による基金をつかって、そこから素早く一定の金額を支出できると、こういうシステムができれば、より安心して農業、漁業がやれると考えておりますので、少し時間がかかるとは思いますが、ぜひ検討することを要望して質問を終わります。

【鵜瀬委員長】ここで暫時休憩いたします。

午前11時11分 休憩

午前11時12分 再開

【鵜瀬委員長】再開します。

ほかに質疑はありませんか。

【大久保委員】先ほど議案の方でも畜産振興について話がありましたけれども、その中で肥育導入についてもお話がありました。もちろん資金繰りの懸念というのはありますけれども、その中で支援として農業近代化資金というのもございまして、この資金は限度額が5,000万円だと思っております。これを1億円とかに増額できないかという現場の声もあっておりますけれども、それは国が決めるのかどうか、県で決められるのか、そのあたりのご説明をお願いします。

【富永畜産課長】どちらも制度設計については県で決定できます。

【大久保委員】それが可能なのかどうか、1億円に増額することが、5,000万円ですと切っ

由と、そのあたりをご説明いただければと思います。

【富永畜産課長】 委員ご指摘の現在の5,000万円をさらに増額して1億円にというお話ですが、現実的に3億円の近代化資金を借りるとなると、50万円の子牛を600頭、年間導入しないといけないということで、かなり大型の肥育経営でないと、なかなか借りにくいのかなと思っておりまして、通常、現在2億円まで制度改正されまして、近代化資金が借りられるようになっておりますので、そちらの方を今推進はしております。現在、知事特認上回る分の5,000万円については、もう買受者も固定しております。その関係で現在、肥育農家が導入しやすいような資金というのは近代化資金が一番よろしいので、状況に応じて検討していきたいと思っております。

【大久保委員】 この1億円まで借りる人はごくわずかの大規模者であるということですが、産地として農業産出額が大きいこの長崎県において、例えば少頭飼いの人も、今クラスターを導入して、少しずつ中規模化、大規模化していくわけですね。大規模化しないと、長崎県の、今は総頭数の維持もできないと思っております。やっぱり目指すところは大規模化できる環境を整えるのも必要なのではないかと私は思っております。幾ら大規模化する人が少ない、戸数は少ないといっても、そういった環境づくり、使う人は少ないにしても、目指すところがちゃんと事業計画があって、この近代化資金を1億円まで使えるからここまでやっていこうという目標が立てられるような長崎県づくりも要るんじゃないかと思っておりますので、そういった検討も併せてお願いします。

併せて、全く別件で、これは聞いているのは

畜産振興と併せて補助要件の緩和だとかという視点でも聞いておりますので、例えば今、ハウスの施設導入でいろんな施策があるとは思いますが、一つの施策についてではなくて、今この資材高騰において、ハウス等々のハードの建設費というのも結構上がっていると聞いております。

そこで、県がやっている独自施策もあれば、国と連動することもあるんでしょうけれども、そういった資材高騰に併せた建築費、建設費の増額についてはしっかりと、そこを捉えて、例えば上限を上げるとか、補助率は上げてないにしても、そのあたりの県のお考えと実情をお尋ねします。

【川端農政課長】 ハウス等の整備にかかる資材の高騰に対する対応でございますけれども、まず、ハウスの整備については委員からご指摘がありましたとおり、国庫事業と県単の事業を活用いただいているところでございます。

まず、国庫事業について現状を申し上げますと、補助率は先ほどもお話がありましたとおり、従来から2分の1でございまして、これについては見直しというのはあっていないところでございますけれども、昨今の物価高騰の影響を鑑みまして、事業費の方は一部見直しが行われているところでございます。

事例でご紹介いたしますと、ハウスの整備で有効に活用されておりますが、産地生産基盤パワーアップ事業につきましては、低コスト耐候性ハウスを整備する場ですけれども、平米当たり4万円の上限でありましたところが、令和5年度の事業から平米当たり4万5,000円ということで、12.5%の上昇の見直しが行われております。

次に、県単事業につきまして申し上げますと、

ながさき農林業農山村構造改善加速化事業費補助金におきましてハウスの整備等をしていただいているところでございますけれども、こちらでも10アール当たりの整備費につきまして、基礎事業費というのを設定しているところがございます。この目的はといいますと、ハウスの導入に当たって、コストの縮減とか、生産者の過剰な投資を防ぐという目的があるところがございますけれども、こちらにつきましても毎年、事業の実績を基に検証を行っておりまして、様々な情勢の変化に応じて見直しを行うこととしております。

今年度の事業におきましては、特に委員からご指摘のありましたとおり、ハウス部材とか、被覆の資材、そして工事費など、そういったものの価格が上昇しているという状況を鑑みまして、基礎事業費の上方修正を行って運用しているところがございます。具体的に申し上げますと、12%から34%上昇しておりまして、生産者の皆様の負担が大きくなるようにということにしております。

【大久保委員】課長からも、それには対応しながら各種施策を展開しているということがございますけれども、きっとたくさんの事業があるので、まだ隠れていることで、なかなかそこまで対応できてないこともあるかと思っておりますので、県としてもそういった実情に合わせて上限額を改定するとかということは臨機応変に対応いただきたいと思っておりますし、国に対してもそういったことはどんどん声を上げていって、実情に合わせた農業振興を図っていただきたいと思っております。

もう一つが、農産物の適正な価格形成ということでございますけれども、これも燃油高騰だったり、飼料高騰によってコストが高くなって

おりますけれども、その中で価格転嫁できているかといったら、できているものというか、できてないことが多いんじゃないかと思っております。国においても今回、食料農業農村基本法の見直しによって、団体であったり耕作者、生産者が期待を持っているところでもあると思っておりますけれども、そういった価格形成において新たな展開があったり、また県独自、また国の動きがあれば教えていただきたいと思っております。

【川端農政課長】価格形成についての国の動き等でございますけれども、委員からのお話の繰り返しにはなりますが、国では食料農業農村基本法の見直しが今行われておりまして、消費者や実需者のニーズにおいて生産された農産物につきまして、市場における適正な価格の形成を実現し、生産者、加工流通事業者、小売事業者、消費者からなる持続可能な食料システムを構築するという方針で検討が進められているところでございます。

具体的には、生産者から消費者までの食料システム全体で適正な取引が推進される仕組みづくりということで、適正な価格形成に関する協議会が設置されておりまして、今年の8月以降、議論がなされているところがございます。

まず、2回目の10月に開催された協議会では、適正取引を推進するための仕組みを具体化していくということで、農産物、いろいろな品目がございまして、それぞれ流通過程が異なったり、地域でも実情が異なったり、いろんな事情が複雑でございまして、まずは品目を特定して、品目ごとに価格形成やコスト構造、取引の実態等について検討を進めようということとされております。

まず、初めの取組としましては、流通経路が

簡素でコストの把握も比較的可能な牛乳や豆腐、納豆を対象にワーキンググループを設置して、適正取引を推進するための取組の具体化が検討されているところでございます。

ほかの品目につきましても、引き続き国の協議会で議論されるということになっております。

県としましても、こうしたコストの価格転嫁というのは、今、いろいろな物価高の影響等を受けている農業者の皆様にとって、経営にとって非常に重要なことだと思っておりますので、引き続きこうした国の動きをしっかりと把握しながら、そして、また政府施策要望の方でも国に適正な価格の形成について要望しているところでございますので、こちらも引き続き取り組んでまいりたいと考えております。

【大久保委員】 この価格形成というのは、1次産業、水産も合わせてですけれども、やっぱり市場で価格が決めることによって、商売の方は、小売りでもそうですけれども、価格はその会社、店頭で決められる。1次産業は価格が決められないとよく言われますけれども、非常にここは難しく、市場主義だから難しいのは十分に存じております。ただ、その需給の中でどのように行政側としてとかということで、その価格を形成、または高くしていけるかということが議論になるんでしょうけれども、一つは1次産業、特に野菜は価格が高騰すると、すぐテレビに取り上げられて、高くなった、高くなったと言われるのを消費者も理解していかなければならないということで、農業をされている方に思いをはせて、ある程度の価格でも高くなったと言わずに買っていくということも必要なんじゃないかと思っておりますし、そこは東京と違って、この長崎県は目の前に、また生活している人が隣に、または自分の家庭におられるの

で、そういったところを食育ということも含めてやっていくことも必要なんじゃないかと思っております。

逆に言えば、そういうことを一つ一つ積み重ねていくことしか、なかなか難しい部分もあるのかなと思っておりますし、もちろん生産者が目の前、待たなしの状態でもあるということにも思いを馳せながら、県と国がしっかりと連携を図りながら、その打開にも動いていただきたいと思っておりますので、よろしく願い申し上げます。

答弁がありましたら、よろしく願います。

【川端農政課長】 委員からご指摘がありましたとおり、この価格形成、コストの転嫁につきましては、消費者の皆様のご理解が必要だということに考えております。

一つの事例ですけれども、昨今、本県でもながさき農林業大賞の表彰式を執り行わせていただきましたけれども、農林業大賞も地域で特色のある農業経営をされている方を表彰するというものではございますけれども、一方で、長崎県の生産者の皆様がすばらしいものを作っているというのを、そういったことから広めていきたいという思いも持って続けている事業でございます。

昨日もですけれども、テレビ局の夕方の番組で、今回、知事賞を受賞された南島原のいちご農家のご夫婦の取組を、結構尺を取って特番をつくっていただいたんですけれども、その中で農家の方たちがどういったご苦労をされて、どういった技術を駆使されていいものを作っているかということを知っていただくというのは、やっぱりこういうコストがかかっているという理解にも非常に有効であると考えておりますので、今後とも、いろいろな機会を捉えて消費者の皆

様に、長崎県の農家の皆様がいいものを頑張って作っていらっしゃるということをお知らせしてまいりたいと思っております。

【鵜瀬委員長】農林部関係の審査の途中ですが、午前中の審査はこれにてとどめ、午後は1時30分から再開し、引き続き農林部関係の審査を行います。

しばらく休憩いたします。

午前 11時26分 休憩

午後 1時29分 再開

【鵜瀬委員長】委員会を再開いたします。

午前中に引き続き、農林部関係の審査を行います。

議案外所管事務一般について、ご質問はありますか。

【石本委員】2点ほど質問させていただきたいと思います。

まず、1点は、既に先の定例会から、現在の資材の価格高騰対策については、県としても国と併せて取り組んでいただいているところですが、いろんな話を聞きますと、やっぱりまだまだ簡単に解決できるような問題じゃなくて、今後とも、しばらくの間はこういった資材価格高騰対策の継続、または強化が必要だということは認識しておられると思いますけれども、現時点で、現状と今後の見通しというか、県の対応というか、そこら辺の考え方についてお伺いしたいと思います。

【原田農産園芸課長】現状につきましては、燃油、また資材等々につきましても、まだまだ上昇し、特に燃油は一定国の補填が始まったところですが、高止まりしているという状況は我々も認識しているところでございます。

一方で、県の燃油・資材高騰対策ということ

で、昨年から燃油の使用量、また肥料の使用量を削減、低コストに資する機械や資材等々の導入の支援を令和4年の6月補正予算、また9月補正予算、さらには令和5年の6月では製茶工場の燃油の省エネ化を含む機械の導入について支援をしたところでございます。

先ほども申しましたとおり、まだまだ資材の高騰の状況が高止まりしている状況でございますが、一過性的に資材の高騰分を補填するというのは、今後の財政状況を見ても非常に困難だと思っておりますし、逆に、昨年、今年とやりました省エネに資するような機械の導入を支援することで、その機械の耐用年数、5年、10年と使うまでその効果を発揮するということでは、県の公金をそこに支援をするというのは効率的で効果的ではないかと思っておりますので、今現在、予算を執行しているところでございますので、引き続きその予算の執行に努めるとともに、必要であればその対策も実施の方を検討してまいりたいと考えているところでございます。

【石本委員】確かに現在もできる限りの施策はされているという認識はしておりますけれども、例えば今、省エネを目的とした機械類の導入についても支援があるということですが、そういった省エネ機械等も含めて、団体からの要望等については、まだまだ種類が限定されているという声も聞いております。その補助対象品目というか、例えば機械等の種類を拡大する余地というか、そういう意見等は今上がってきてないかどうか確認します。

【原田農産園芸課長】今のところ、我々のところにはそういった声は上がってきておりませんが、昨年からのその事業、また今年の事業を含めて、いろんな問い合わせといたしますが、こう

いった機械はどうだろうかというような問い合わせはあります。そこで省エネ性が確認されれば、低コスト性が確認されれば、なるべく広く拾っていているところがございますので、もしそういう声があれば、我々の方にご相談いただければ、その機械や資材の状況を確認した上で判断させていただきたいと考えております。

【石本委員】 そのほかにも肥料、飼料等の高騰対策ということについても、現時点でも行っているわけですが、さらに県費の上乗せ等の検討の余地があるのかどうか。また、これについても短期的な支援ということになっていますけれども、少なくともここ1~2年は、簡単に物価高騰、資材高騰がおさまる気配は見えないと思っているんですけれども、今後のそういった対応も含めて、現時点でその飼料や肥料に対する支援対策について、継続していただくのはもちろんのことですけれども、今以上の支援の、例えば県費の上乗せとか、拡大とか、そういう対応についてはどのように考えているかお伺いします。

【一丸農業イノベーション推進室長】 肥料高騰対策、肥料の施策についてのご質問だと思っております。私から肥料についてお答えしたいと思います。

肥料の高騰については、昨年、ウクライナ等の国際情勢によって原料の確保が難しくなったということによりまして、令和2年度の春肥と比較しまして、令和4年、昨年の秋肥では約180%、その後の春肥では200%という価格の上昇が見られて、農家に大変影響が出たという認識をしております。

そのため、県としましては、昨年から国の予算を活用しながら、緊急的な対策として、先ほど指摘がありましたとおり、昨年の秋肥と本

年の春肥につきましては、肥料の高騰分の85%を国と協調しながら補助をするとともに、長期的な対策として、有用で安価な堆肥の県内の広域流通・供給をするための堆肥ペレットの製造・供給を行いたいという団体に対しまして機械の購入等に対する支援を実施してまいりました。

現在は、全農の今年度の肥料の売渡し価格について、春肥で約4割程度、秋肥としましては約1割程度の引き下げを行っております。しかしながら、昨年と比較しまして価格は下がっておりますけれども、まだまだ令和2年と比較した場合は高止まりの傾向にあるというのは認識しております。そのため、肥料価格や国の動向を注視しながら、肥料につきましても国への継続的な支援の要望をいたしますとともに、現在支援をしております肥料高騰対策について、しっかり実施するとともに、肥料等の効率的な施肥方法についても現場を通じて指導していきたいと考えております。

【石本委員】 当然県だけで解決する問題ではないと思いますので、今後とも、国に対してもしっかり要望をお願いしたいと思います。

併せまして、燃油の高騰対策についても補填積立金における県費の追加負担の要望も上がっておりますけれども、そこら辺についてはどのような考えかお伺いします。

【原田農産園芸課長】 燃油のセーフティネットにつきましては、国と生産者で積み立てることとなっておりますので、今のところはそこに県が積み立てることは考えておりません。

【石本委員】 こちら辺も農業だけではなくと思います。当然水産の方も含めて、特にこの燃油の高騰、また、最近もさらにガソリンについても上がっている状況でありますので、何とか、

県単独というのはなかなか難しいと思いますけれども、国の対策と合わせて検討ができる部分については今後とも検討してお願いしたいと思っております。

それから、もう一点、物流の2024年問題についてでございます。もう既にいろんな報道がなされていますけれども、今後、特に第1次産業、農業についても物流という問題は価格等の面から大変な影響があるかと思っておりますけれども、この2024年問題に対する県の認識について、どのように考えておられるかお伺いします。

【川端農政課長】 2024年問題に対する県の認識ということでございますけれども、この4月からトラックドライバーに労働時間の上限規制が課されるということでございまして、九州が産地から大消費地まで遠いということと、それから陸路で配送しているのが多いということで、こうした農産物を消費地まで届けるというところに影響が出てくるというのは、私どもとしても認識しているところでございます。

ただ、一方で、この物流というのは、九州から関西、関東へということで広域的な課題でもありまして、国レベルでの対応も必要になってきていると考えております。

国におきましては、物流革新に向けた政策パッケージを今年の6月にまとめて物流の効率化や商慣行の見直しなどの取組を進めていくという方針を示されております。

具体的に物流の効率化に向けましては、例えば青果物に関しましては出荷団体や卸団体といったところで構成される検討会を設けて、例えばパレットの循環体制をどのように構築するかというところの検討が進められております。

また、商慣行の見直しにつきましては、荷主企業や物流事業者が取り組むべきガイドライン

というのを示してございまして、それらに基づいて自主的な行動計画をとということも促していくこととされております。

県としましては、こうした国レベルで検討されている対策も含めて、まずは、今、荷主事業者や現在利用されている物流事業者などの当事者間でしっかりと、今後どういったところに課題があって、どういうふうに改善していけば対応できるかとか、そういったところをまずはしっかり当事者間で話し合いを進めていただくことが重要ではないかと考えているところでございます。

【石本委員】 農業団体の方にもどういう課題があるかという話を聞いているわけですがけれども、その中では今お話がありましたとおり、トラック業界等はドライバーの不足とか、いかに効率的に荷を運ぶかということに当たっては、今のばら積みからコンテナ、効率を上げるためにパレットの統一化とか、それからトラックに合ったパッケージのサイズの見直しとか、段ボールの規格についても、多分変更が検討されているという話を聞いているんですけれども、そういった荷物を運ぶための、効率化のためのパレットの選択とか、新たな段ボールの作成といったことに対する支援なり、国の補助、県の補助というのはどういうものが考えられるのか、あればお伺いしたいと思っております。

【原田農産園芸課長】 国における物流の仕様につきましての補助の状況でございます。実際に国の強い農業づくり総合支援交付金、産地の基幹施設等、支援タイプ等々でメニューがされております。特に、2024年問題ということで、物流の生産性向上推進ということで先ほどもお話がありましたが、JAやトラック業界、また卸売業者等々で協議会をつくって、そういった実

装の支援であったり、選果場の機械等々の整備・導入、こういったものを含めて標準パレットでの輸送にマッチするような形の国の事業がございますので、そちらを我々としては進めていきたいと考えております。

【石本委員】今ちょっと話がありましたけれども、例えば荷主や卸、それから物流業界等で構成されています「青果物流通標準化検討会」が設置されたと思いますけれども、そういった協議会、先ほどもあったような協議会とかいうのは、例えば県としては協議会には入っていないとか、そこは全く別物ですよ。それに対してまた、県もその状況を見てから、いろんな対策なり支援なり考えるという格好になるんですか、その協会で協議された後の話の具体化は。例えば検討されましたよ。それに対して、また県としていろんな支援策とか、対応策とかいうのを、その協会で協議があったことに対してどうするかというのは検討しますよという格好になるんですか、段取りとしては。

【原田農産園芸課長】 実際、JAグループの方でもそういった協議会で具体的に何をしようかという話し合いが行われていることは、今のところはあっておりませんし、そこに我々がどうしようかという話をするということは、今のところ考えておりません。

【石本委員】 いずれにしても、この問題は大きな問題だと認識していますので、具体的には2024年からといってももうすぐ、来年度に入りますので、今から具体的に何が必要かというのは出てくるんだろうと思いますけれども、それについて県としても、国の施策を見ながらしっかりと、例えばJAグループとか運送関係とか、そういったところとしっかりと連携をした対応をしていただきたいと思います。と思っています。

もう一つは、運搬をするに当たって、長距離が、今まで例えば長崎から関東まで行っていたものが、途中で一旦乗り換えをしないといかんとか、ドライバーを休ませないといかんというのが出てきておまして、今、具体的には九州でいくと、例えばJAグループであれば北九州に拠点をつくって、そこで一回まとめて、それを関西・関東方面に運ぶというような検討をされているようにございますけれども、そういった運送のモデルといいますか、拠点を介した今後の新たな運送というか、そういったことに対するモデル事業として、そういうものに県として何らかの支援ができないかという意見もあるんですけれども、そういったことについてはどういふふうに考えられているかお伺いします。

【原田農産園芸課長】 先ほど申しましたとおり、国の強い農業づくり交付金あたりで、今おっしゃったような新たな食品流通網の構築ということで、中継地点を設けた輸送を検討したり、またそういった施設を整備するということになれば本事業を使えるということでもございますので、県の事業で対応というよりも、まず国の事業の活用を検討していただきたいと考えているところでございます。

【石本委員】 この問題は、県下を見ます時に、当然離島もあるわけですね。そういった時に離島のいわゆる流通に関するハンディというものもしっかりと見ていく必要があると考えておりますが、そういった離島・半島も含めたところの今度の2024年問題、ここら辺はどのように考えておられるかお尋ねいたします。

【原田農産園芸課長】 離島におきましては、物流の問題ということは確かにあるというふうに我々も認識しております。

具体的に五島の事例で申しますと、先般、キ

ックオフ会議がありましたイノベーションセンターですね。ああいった事例が実際に地域で構想として出てきて、実際にそういう中継地点なり集荷場を新たに整備して、効率化を進めていこうという動きが出てきております。こういった動きをしっかりと我々も横展開するなり、しっかりと状況を把握しながら進めてまいりたいと考えているところでございます。

【石本委員】この問題は、具体化してはじめて、また新たないろんな課題が出てくるんだらうと思っておりますので、引き続き国の動きを見ながら、県としてどのような支援ができるのか、支援策があるのかということについては、今後とも、引き続いてしっかりと対応していただきたいということをお願いして終わりたいと思います。

よろしく申し上げます。

【鵜瀬委員長】ほかに質問はありませんか。

【中島委員】農業者の年金についてお伺いします。

農業者年金は、掛け金の一部に国の手当てがありまして、非常に使いやすい年金制度となっております。以前、南島原市でも新規加入者数が3年連続日本一になりまして、当時は非常に加入者も増えていった状況でした。

そういう中で後継者についてですけれども、後継者の方が、俗にいう晩婚化が進んでおりまして、40歳を超えて結婚される方も出てきているという中で、その方たちが対象にならないと。

そしてまた、後継者の配偶者の方は、経営分離をしなければその対象にならないという状況だということで、もうちょっと緩和できないのかというお声をいただくんですけれども、この件につきましては国の制度だからということもあるんですけれども、どうお考えかお伺いいた

します。

【長門農業経営課長】委員からお話があったとおり、農業者年金につきましてはそういう実態もでございます。

県では、後継者とともに配偶者の方々も地域の重要な担い手として我々も考えているところでございます。現行制度では、先ほどお話があったように、40歳未満で加入して、後継者が親と分離することで、一定この政策支援というのは受けられるような状況でございますけれども、先ほど委員からお話がありましたように晩婚化とか親との共同経営、そういった事例もございますので、そういう現場の声というのを機会を捉えて国の方にお伝えしてまいりたいと考えています。

【中島委員】現状に見合った制度の改正も必要かと思っておりますので、ぜひこういった状況ということを国に強く訴えていただきまして、できればこういった緩和の措置ができるようお願いしたいと思います。

もう一点、林業についてですけれども、県庁舎も県産材を使うということで建築されたわけですけれども、県のこれからの公共の建物とか公園等、こういった構造物も木材が使用できると思うんですけれども、そういった状況についてお伺いいたします。

【永田林政課長】公共建築物の木材の利用状況ということでございますが、国土交通省が調査しています建築着工統計調査のデータを基に林野庁が試算した結果といたしまして、本県の令和3年度の木造率が14.4%、全国でいきますと13.2%で、1ポイントほど本県の方が高い状況でございます。

近年における県産木材を利用した県有施設の例でございますけれども、例えば県立ろう学校

であったり、県立図書館ミライon、長崎県警、長崎警察署などがございます。今後につきましても、農林技術開発センター、農業大学の整備についても、県産材の利用を検討することとなっております。

また、公園施設につきましても、長崎県民の森に設置しています森林館、管理棟、バンガロー、ロジなどの建物等についても、これまでも木材をしっかりと使ってきたところでございますが、今般、県民の森のリニューアルに当たって、屋外の遊具や森林館の中の木製遊具につきましても、積極的に木材を使っていくという状況でございます。

【中島委員】多方面で使っていらっしゃるということで、これからも特に建築物なんか、設計事務所の考え方によるんでしょうけれども、特に県産材についてはできる限り使用できるような形のやり方というか、公募の仕方というんですか、そういうのもぜひ採用していただければと思います。

部署が違うんですけれども、土木部等への働きかけはどういう状況でしょうか。

【永田林政課長】県産材の利用促進を図るため、平成16年1月に「公共土木工事等における木材の利用について」という文書を、当時の林務課から関係課へ通知し、その通知をもとに県産材の利用についてご協力をいただいているところでございます。

また、土木部においても、従来から県産材の利用に取り組んでいただいていたものの、同じく平成16年に「県産品資材の優先使用に関する要領」を改正していただき、公共工事における土木建築資材は県産材の優先使用を特記仕様書に明記するようになってきているところでございます。

【中島委員】そういった働きかけをしていただいているということですね。

最後になりますけれども、市町へのこういった働きかけはどのような状況でしょうか。

【永田林政課長】県におきましては、公共建築物への木材の利用を促進するため、平成22年度に施行されました「公共建築物等における木材利用の促進に関する法律」に基づいて、県において「公共建築物等木材利用促進方針」というものを平成23年4月に策定したところでございます。これに基づいて、市町の方においても、先ほど委員がおっしゃいましたとおり、木材の利用を促進していただくために、法律や県の方針に基づいて「公共建築物等木材利用方針」の策定について、県の方から指導、働きかけ等を行った結果、平成26年度までに全市町において同方針が策定されているところでございます。

加えまして、木材の利用、特に県産材の利用の促進につながりますよう、市町が管理する公共施設等の木造・木質化に要する経費の支援や建築等におけるアドバイザー派遣等を行うことで、市町における木材利用というのを促進しているところでございます。

【鵜瀬委員長】ほかに質疑はありませんか。

【近藤委員】私から質問したいんですが、北松の方に「エヌ」という株式会社があり、県の方もその企業には少し予算を入れていると思います。今現在、どういう形でされているのか。特に、2～3年前はコロナで大分苦労したような話も伺っております。今現在、どういう形になっているのかお伺いします。

【長門農業経営課長】株式会社エヌの現状でございます。

株式会社エヌは、農業分野での外国人就労の、新たな在留資格である特定技能の外国人就労を

しっかり確保するために設立された株式会社でございまして、令和5年11月15日現在、外国人材が172名派遣されている状況でございます。

現状といたしましては、農業の方に164名派遣、漁業に8名派遣されておりまして、地域別では島原地域の方に73名、県央地域に33名、県北地域に26名、五島地域20名、対馬の方に2名、県外の方に18名という状況でございます。新型コロナウイルス感染症の拡大に伴って、一時期は入国できない状況が続いておりましたけれども、制限の見直しがなされたことから、受け入れ拡大は順調に進んでいるという状況でございます。

【近藤委員】 172名、1年間にここから派遣しているわけですね。

では、今地域をずっと言ったんですけれども、1年中そこでずっとやっているわけですか。例えば、農業への派遣の場合には、九州から長野や北海道までずっと移転させるというふうな、これは民間かな、そういう労働者の移動というのを今結構やっているみたいですが、エヌの方ではそういうことはやっていないんですか。そういうのはやれないんですね。

【長門農業経営課長】 エヌに関しましては、エヌの方から外国人材を派遣するという形をとっておりますので、実態としましては、そこにずっといるわけではなくて、例えば農家の方々がこの期間、労働力として派遣していただきたいというお話が法人にあれば、その方々に派遣するような形態をとっておりますので、1年間ずっとそこを希望される農家もいらっしゃる、例えば2か月ほどうちの方に加勢に来てくださという農家もいらっしゃいます。

そういった中で、その人材をいかに回していくかというお話があるかと思うんですけれども、長崎の農繁期はどうしても冬から春にかけてが

農繁期になるかと思うんですけれども、どうしても品目がないということで、リレー派遣という形で長崎県と別の県外のところに派遣しまして、そこで農作業をしていただいて、長崎の農繁期には戻ってきていただくという形で、今172名ですけれども、そういった方々をずっと確保しながら、労働力を回しているという状況でございます。

【近藤委員】 例えば、そのエヌで外国人労働者を預かって、それをどこかに派遣するという形ですよ、エヌのあれは。今言ったのは、じゃ、その派遣したところが暇だから、それをどこかにやるという形にできるというふうに聞こえたんですけれども、やった方の人たちが。そうじゃなくて、この管理は最終的にずっとエヌが管理するというのが基本ですよ、課長。

【長門農業経営課長】 外国人材の管理はエヌが基本ですので、エヌがほかの県の農業者に派遣するという形になっております。

実態としましては、例えば令和5年は長野県の方に19件で延べ33名、北海道の方に11件で56名派遣しまして、その方々が派遣終了後は全員長崎の方に戻ってきていただいて、農繁期にしっかり働いていただくという形をとっている状況でございます。

【近藤委員】 ちょっとわからないので、詳しく質問させてください。

例えば、エヌにいて長崎で労働したら、その派遣したところの収入というのはエヌの方にある程度入るんですよ、契約の中で。例えば、長崎から長野にその人たちを派遣した時は、その人たちの収入は長野から長崎に来るんですか。長野でそれを受けたところで、そこら辺がわからないので、課長、詳しく教えてください。

【長門農業経営課長】 今回、株式会社エヌで派

遣されている職員は、全てエヌの職員になります。ですので、給料自体はエヌから支給されるような形になりますので、利用料を例えば長崎県の農業者から、長野県の農業者から、北海道の農業者からエヌがいただいて、それをエヌが外国人材に支払うという形になっている状況でございます。

【近藤委員】わかりました。エヌが最後までずっとそういう管理の中で、長野の農家から利用料をいただいて経営しているということですね。

今現在、エヌの経営状態というのは、大体どういう形になっているのか、採算がしっかりとれているのか、その辺の状況はどうなっているんでしょうか。

【長門農業経営課長】エヌの経営状況についてのお尋ねでございますけれども、本年度につきましては、外国人の受入れも順調に進みまして、売上げ自体も増加している計画にはなっております。

現状としましては、令和4年度につきましては若干の赤字、43万円ほど赤字でございましたけれども、今から外国人受入れも順調に進んでまいりますので、計画としては令和5年度までは大幅な黒字にはなりませんけれども、令和6年度以降もしっかり黒字幅を拡大していくという計画にはなっている状況でございます。

【近藤委員】赤字にはならないという計画、方針がしっかりできているということで伺っておけばよろしいですね。

その中で、今、水産関係もやっていると思うんですね。水産関係に関してはたくさんの方が、民間からもそういうあれで入ってきているものですから、今言ったようにエヌが、ある程度長崎県内のそういう方々を把握できるような組織にしたらもっと、今はあっちこっちから、管理

元がわからないような派遣の仕方がなされているみたいなので、ぜひこのエヌが長崎県内のそういうあれをしっかりと把握してもらって頑張ってもらいたいと思います。

もう一つだけよろしいですか。私は米が大好きで、今、新米ができてから長崎県内、熊本県、ずっと米を少しずつ味わっております。

その中で、大体米の値段段というのはどれくらいするのかと思って、あちこちで買う時には高いのもあれば安いのもある。スーパーを見たら10キロで大体3,500円くらいですか、多分米の値段がなされているのかなと思った中で、例えば今、ずっと回ったら田んぼが大分つぶれているんですよ。そういう状況の中で、実際米を作って、大体どれくらい生産者が儲けているのか。例えばこれだけ肥料が上がってきた中で、米を作って本当に生活できるのか。米に限って教えてもらえばいいんですけども、その米農家の収入とか、そういうものがわかったら教えてもらえますか。

【鶴瀬委員長】 暫時休憩いたします。

午後 2時 6分 休憩

午後 2時 7分 再開

【鶴瀬委員長】 再開します。

【渋谷農林部次長】手元に詳細な数字はありませんけれども、米が500キロ前後の収穫がありまして、売上げが大体11万円程度になります。経費というのが10万5,000円程度かかると思っておりますので、ほとんど手取りはないような状況です。やはり米で収入を得ようとする20ヘクタール程度の大きな面積で機械化をしていくということが必要になってきます。

【近藤委員】私の個人的な意見を言わせていただくと、本当にテレビでも今、食料問題、日本

の食料の自給率が30%で、ちょっと怖い状態です。日本人の主食の米をしっかり守っていかないと、日本のこれから先の食料問題というのは解決していかないのではないかと。その中で水産も農業も一緒なんです。1次産業で儲かる仕事としてみんなにやっていただかないと、新規就農者とか何とか、ずっと一生懸命我々も一緒にやっているんですけども、儲からない仕事を幾らしたって全部やめていきますよ。この1次産業に夢を持てるような、特に米は今まで日本の主食ですので、その辺も皆さん考えていると思うんですけども、いろんな形で国の方に働きかけながら、米をしっかり作っていただければと思います。

最終的に言いますけれども、今の米はおいしいですね。終わります。

【鵜瀬委員長】ほかに質問はありませんか。

【まきやま副委員長】野生鳥獣による被害の状況についてお聞きします。

イノシシによる被害防止のためには「防護」「すみ分け」「捕獲」の3対策が必要とありますが、すみ分け対策についてお聞きします。

【酒井農山村振興課長】すみ分け対策としましては、防護対策として設置しました防護柵の周りの草刈りなどを実施しまして、イノシシが近寄らないような対策について実施しているところでございます。

【まきやま副委員長】現状の実感としまして、確かにフェンスの防護柵の進捗がかなり進んできていまして、上の方から順番にしていくんですけども、それにつられてイノシシも下がってきて、市街地まで来る例が見られるような気がします。

実際に大村市でも、知り合いの町内会長さんのお宅で暴れて、けがもされているんですけども、

そういった時のイノシシの被害における補償というものが全くなって、どの課を探してもなくて、そういった被害の補償について何か考えられていることはありますか。

【酒井農山村振興課長】確かに最近、市街地に野生鳥獣が出没して、人身事故等々発生しているという事例が全国でもたびたび報道されているところでございます。

その対策としましては、まず市街地に出発しないようにというのが一次的な対策になりますが、仮に出発した場合は関係者が一体となって追い払い等々について実施をするという対策を今打っております。

その中で、実際に被害に遭われた方に対する補償というものは、これは野生の鳥獣が出てきて被害を及ぼすようなことになっておりますので、その責任がどこにあるかというのは、なかなか判明しづらいところでございます。現状は、その補償というのが存在するかと言えば存在しないというような状況でございます。

【まきやま副委員長】そうなると、捕獲というところが一番のポイントになってくると思うんですけども、来月狩猟免許の試験もあるそうですが、この受講者数の推移を教えてください。

【酒井農山村振興課長】受講者数でございますが、令和4年度につきましては延べ280名程度になっております。その前年の令和3年度につきましては260名程度、その前年、令和2年度につきましては300名程度ということで、大体200～300名程度の免許の受講者で推移しているところでございます。

【まきやま副委員長】狩猟免許を受ける前に事前の講習があると思うんですけども、そちらの方がすぐ定員が満員になって受けられないという声も上がっております。事前講習が受けら

れないと本番の試験で結構大変なことになりますので、そういったところを受けやすいような仕組みを作っていたらと思います。

それから、実際の捕獲従事者の数がわかれば教えてください。

【酒井農山村振興課長】狩猟免許の所持者ということでございますが、令和4年で3,600名程度が狩猟免許を保持しているところでございます。この中には、免許だけ持って、実際に捕獲に従事されていない方も含まれておりますので、正確に何人が従事されているかというのは手元にございませんので不明なところでございます。

【まきやま副委員長】おっしゃるように、現場ではもうほとんど捕獲されていない方が結構いらっしゃいますので、実際に稼働している人数をできれば把握していただきたいと思います。

以上です。

【宅島委員】10月27日の降雹被害の件です。今現在、農協関係の団体とか、農家のご意見を伺いながら、補正予算の上程に向けて努力をされていると思うんですけども、今般、政府において補正予算の成立を受けて、来週の県議会に上程されるとお聞きしておりますけれども、しっかりこの降雹被害の対策、予算について取り組んでいるのかどうか、お尋ねいたします。

【原田農産園芸課長】宅島委員から一般質問でも質問がございました。その折に知事が、県として被害を受けた産地を、引き続き生産維持できるように必要な支援策を実施したいということで答弁されております。実際に我々も今、検討してしかるべき時に議会の方にご説明してご相談させていただきたいと考えております。

【宅島委員】総額6億4,700万円の被害を農家の方たちが受けられておりますので、農協の団体、そしてまた、各基礎自治体がしっかり協力

し合って、いい対策を打っていただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

終わります。

【鵜瀬委員長】ほかに質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【鵜瀬委員長】ほかに質問がないようですので、農林部関係の審査結果について整理したいと思います。

しばらく休憩いたします。

午後 2時16分 休憩

午後 2時16分 再開

【鵜瀬委員長】委員会を再開いたします。

これをもちまして、農林部関係の審査を終了いたします。

農林部の理事者の皆様におかれましては、大変お疲れさまでした。

引き続き、委員間討議を行います。

理事者退室のため、しばらく休憩いたします。

午後 2時17分 休憩

午後 2時18分 再開

【鵜瀬委員長】委員会を再開いたします。

閉会中の委員会活動について協議したいと思いますので、しばらく休憩いたします。

午後 2時19分 休憩

午後 2時19分 再開

【鵜瀬委員長】委員会を再開いたします。

閉会中の委員会活動について、何かご意見はありませんか。

〔「正副委員長一任」と呼ぶ者あり〕

【鵜瀬委員長】それでは、正副委員長にご一任願いたいと存じます。

委員改選前の定例会における委員会は本日が

最後となりますので、閉会に当たり、理事者の出席を求めています。

理事者入室のため、しばらく休憩いたします。

午後 2時20分 休憩

午後 2時21分 再開

【鵜瀬委員長】 委員会を再開いたします。

委員改選前の定例会における委員会は、これが最後となりますので、閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本年5月から農水経済委員会の委員長を仰せつかりまして、これまで約7か月間、委員会の審査及び現地調査などを実施してまいりました。

この間、まきやま副委員長をはじめ、各委員の皆様にはご助言、ご協力を賜り、また理事者の皆様方には誠意あるご対応をいただきました。

おかげをもちまして、委員長としての重責を果たすことができたことを心から厚く御礼申し上げます。

本委員会では、産業労働及び農林水産業にわたる幅広い分野を所管し、コロナ禍以降、原油価格・物価高騰など、厳しい状況が続いている中で、県内事業者への支援事業をはじめ、新たな産業の創出や雇用確保対策など、様々な議論を重ねてきたところであります。

また、この間にも自然災害が頻発化し、トラフグ等赤潮被害や西海のみかんの雹被害など、生産者、産地の早期生産回復の連携がより一層重要性を増しているものと改めて感じさせられた期間でもありました。

一方で、県内経済は徐々に持ち直しの兆しを見せており、駅周辺の再開発など、街のたたずまいも大きく変わり、新たなにぎわいがもたらされております。この変革の機会を捉え、理事者の皆様と県議会が一緒になって、「新しい長

崎県づくり」のビジョンを実現していきたいと思っております。

最後になりますが、県勢の今後ますますの発展と委員の皆様及び理事者の皆様のご健勝とご活躍をご祈念申し上げまして、ご挨拶とさせていただきます。

本当にありがとうございました。（拍手）

次に、理事者側を代表して、綾香農林部長からご挨拶をお受けすることといたします。

【綾香農林部長】農林部長の綾香でございます。関係部局を代表しまして、私から一言御礼のご挨拶を申し上げます。

鵜瀬委員長、まきやま副委員長をはじめ、委員の皆様方には各部局が抱える重要な課題に対しまして、様々な観点からご意見、ご提言をいただき、厚く御礼申し上げます。

特に、委員の皆様から、現場の農家であり、漁業者であり、それから中小事業者の皆様のお声をつぶさにおつなぎいただき、その声を施策に反映するという取組を一生懸命我々も力を尽くしたというところで、本当にその声を届けていただいた委員の皆様方に心から感謝をしている次第でございます。ありがとうございます。

このような中、県では、県民の皆様が本県に誇りや未来への期待感を持ち、本県が国内外に存在感を示していけるよう、ビジョンの策定についても進めております。このビジョンにおいては、重点的に取り組む5分野について、おおむね10年後のありたい姿、その実現に向けた施策の方向性などを示し、県民の皆様と一緒に選ばれる新しい長崎県づくりを目指していくこととしております。

令和6年度の主要施策として、まず産業労働部の産業労働分野におきましては、スタートアップ企業の成長促進や若手後継者の新事業展開

に対する支援、脱炭素社会に対応した半導体、航空機、海洋エネルギー関連産業等における競争力の強化、若者の県内定着やUIターン促進、外国人材の受入体制の整備などについて重点的に取り組んでまいり所存でございます。

それから、水産分野でございますけれども、長崎ならではの食の提供、水産物の魅力発信の場の創出・拡大、西日本随一の生産力を背景に水産物を多様な輸出先に安定して出荷する体制の強化、持続的な水産物の生産・供給のために必要な資源、生産基盤、人材の確保。

それから農林分野におきましては、長崎のうまかもんを買える、味わえる場所の創出、目まぐるしく変化する環境に対応できる農林業構造への転換、スマート化、グリーン化等に取り組む快適でもうかる農林業の推進、農泊の拡大や輸出に取り組む産地の育成など、国内外へのチャレンジを支援してまいりたいと考えており、これらの取組を強化・推進するとともに、これまで本委員会でいただいたご意見、ご提言を踏まえ、本県の力強い産業の創出・育成に向け、戦略的かつ積極的に施策を展開してまいりたいと思います。

重ねて御礼になりますけれども、委員の皆様方、これからもお体に十分気をつけられて、今後とも、ご多忙とは存じますが、県勢の発展のため、我々理事者をご指導、ご鞭撻をいただき、よりよい長崎県にしていきたいと思っておりますので、今後ともご指導をよろしくお願い申し上げます。御礼の挨拶とさせていただきます。

本当にありがとうございました。（拍手）

【鵜瀬委員長】ありがとうございました。

以上をもちまして、農水経済委員会及び予算決算委員会農水経済分科会を閉会いたします。

大変お疲れさまでした。

午後 2時27分 閉会

1 2 月 2 0 日
(追 加 上 程 議 案 審 查)

1、開催年月日時刻及び場所

令和5年12月20日

自 午前10時11分
至 午後2時20分
於 委員会室4

水産部次長 吉田 誠 君
水産部参事監 松田 竜太 君
（政策調整担当）
水産部参事監 宮地 健司 君
（漁港漁場計画・漁場環境担当）
漁政課長 尾崎 正英 君
水産加工流通課長 森川 晃 君
水産加工流通課企画監 桑原 浩一 君
漁港漁場課長 本多 健一 君
漁港漁場課企画監 松本 昌士 君

2、出席委員の氏名

分科会長 鵜瀬 和博 君
副会長 まきやま大和 君
委員 中山 功 君
" 山田 朋子 君
" 宅島 寿一 君
" 近藤 智昭 君
" 石本 政弘 君
" 本多 泰邦 君
" 大久保堅太 君
" 畑島 晃貴 君

農林部長 綾香 直芳 君
農林部次長 松田 武文 君
農林部次長 渋谷 隆秀 君
農政課長 川端 博子 君
農業経営課長（参事監） 長門 潤 君
農産園芸課長 原田 幸勝 君
農産加工流通課長 村上慎一郎 君
畜産課長 富永 祥弘 君
農村整備課長 野口 和弘 君
林務課長 永田 明広 君
森林整備室長 高橋 祐一 君

3、欠席委員の氏名

中島 浩介 君

4、委員外出席議員の氏名

なし

5、県側出席者の氏名

産業労働部長 松尾 誠司 君
産業労働部次長 井内 真人 君
産業政策課長 吉田 稔 君
企業振興課長 香月 康夫 君
新産業創造課長 伊東 啓行 君
経営支援課長 下宍 賢剛 君

6、審査事件の件名

○農水経済分科会

第110号議案

令和5年度長崎県一般会計補正予算（第8号）
（関係分）

第111号議案

令和5年度長崎県営林特別会計補正予算（第1号）

7、審査の経過次のとおり

午前10時11分 開会

水産部長 川口 和宏 君
水産部次長 佐古 竜二 君

【鵜瀬分科会長】 それでは、ただいまから予算決算委員会農水経済分科会を開会いたします。

なお、中島委員から、欠席する旨の届けがなされておりますので、ご了承をお願いいたします。

それでは、これより議事に入ります。

本日、上程されました予算議案につきましては、予算決算委員会に付託されておりますので、予算議案の関係部分を農水経済分科会において審査することとなっております。

本分科会として審査いたします議案は、第110号議案「令和5年度長崎県一般会計補正予算（第8号）」のうち関係部分、ほか1件であります。

次に、審査方法についてお諮りいたします。

審査順序につきましては、サイドブックに掲載しておりますとおり、まず産業労働部の審査を行い、終了後、水産部及び農林部の合同により審査することにいたしたいと存じますので、ご了承をお願いいたします。

ご異議がないようですので、そのように進めることといたします。

なお、理事者の出席につきましては、付託議案に関係する範囲とし、配付しております配席表のとおり決定したいと存じますので、ご了承をお願いいたします。

また、本日審査する議案は、「デフレ完全脱却のための総合経済対策」に伴う国の補正予算等に対応するものであり、明日の予算決算委員会及び本会議において審議することとなっております。

それでは、これより産業労働部関係の審査を行います。

予算議案を議題といたします。

産業労働部長より予算議案の説明を求めます。

【松尾産業労働部長】 皆様、おはようございます。

産業労働部関係の議案についてご説明いたします。

資料といたしましては、「予算決算委員会農水経済分科会関係議案説明資料」の2ページをご覧くださいと思います。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、第110号議案「令和5年度長崎県一般会計補正予算（第8号）」のうち関係部分であります。

今回の補正予算は、国において決定された「デフレ完全脱却のための総合経済対策」に沿った国の補正予算等に適切に対処するため、必要な予算を追加しようとするものであり、歳出予算は記載のとおりであります。

歳出予算の内容につきましては、

◎産業政策課

（中小企業振興費について）

特別高圧電力を利用している県内事業者の電気代高騰分への支援に要する経費として、特別高圧電力高騰対策支援事業費3億6,000万円の増、LPガスを利用している県内事業者のガス代高騰分への支援に要する経費として、事業者向けLPガス価格高騰緊急対策支援事業費1億176万8,000円の増を計上いたしております。

◎企業振興課

（工鉦業振興費について）

物価高騰の影響を受けている県内製造業者の生産性向上につながる設備導入等の支援に要する経費として、地場企業総合支援事業費6億円の増を計上いたしております。

◎新産業創造課

（工鉦業振興費について）

物価高騰の影響を受けている県内中小企業の賃上げに向けた生産性向上や業務効率化を図る

ため、企業内でデジタルツールを活用できる人材育成の支援に要する経費として、デジタル力向上支援事業費2億5,932万1,000円の増を計上いたしております。

◎経営支援課

（中小企業振興費について）

物価高騰や人材不足などの経営環境の変化に対応するため、県内中小企業者に対して、国・県・市町等の各種支援制度の周知や適切な活用方法の提案、書類作成等の支援に要する経費等として、中小企業経営改善推進事業費4,075万2,000円の増を計上いたしております。

（繰越明許費について）

繰越明許費につきましては、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、今回の経済対策補正により実施する事業であり、次年度にかけて引き続き支援に取り組む必要があることなどから、記載の事業につきまして繰越明許費を設定しようとするものであります。

以上をもちまして、産業労働部関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

【鵜瀬分科会長】 ありがとうございます。

次に、補足説明を求めます。

【吉田産業政策課長】 私から産業労働部関係における11月補正の事業概要をご説明いたします。

補足説明資料の2ページをご覧ください。

本年6月議会で議決いただきました特別高圧電力高騰対策支援事業費としての5億円に対しまして、今回、3億6,000万円の増額を計上しております。

電気料金高騰対策といたしましては、一般家庭や企業が利用する低圧電力、また、学校、オ

フィス等の利用が多い高圧電力につきましては、既に国が直接負担緩和策を講じている中、大規模工場や大規模テナントなどが利用する特別高圧電力につきましては、前回と同様、国から交付金を活用した地方自治体による支援が要請されているところでございます。このため、特別高圧電力を利用している県内事業者に対しまして、国と同様に、今年10月から来年5月までの期間において、電力使用量に応じた支援を行うものとしております。

なお、支援単価につきましては、国が今年9月までの単価の半分で10月以降支援することから、本県におきましても同様に9月までの単価の半分で支援するものとしております。

また、前回よりも支援期間が2か月長いですが、支援単価が半分となっているため、1事業者につき3,000万円を上限として、前回同様、公的機関は対象から除外することとしております。

続きまして3ページをご覧ください。

事業者向けLPガス価格高騰緊急対策支援事業費につきましては、今回新たに1億176万8,000円を計上しております。

エネルギー高騰対策としましては、既に都市ガスについては国が直接負担緩和策を講じておりますが、LPガスにつきましては、今回の交付金を活用した地方自治体による支援を国から要請されているところでございます。そのため、LPガスを利用している県内事業者に対しまして、来年1月から5月までの期間、契約形態に応じて支援することとしております。

調理・空調など、一般の生活用途として業務上でLPガスを用いる業務用LPガスの使用事業者につきましては、危機管理部が別途実施する一般消費者向けの支援と合わせまして、価格高騰分の一部を、1事業者当たり2,000円を支援す

る予定でございます。

また、金属加工、食品加工、窯業など工業用としてLPガスを大量に使用する事業所につきましては、LPガスの価格高騰分の一部を、1月から4月までは1キログラム当たり8円、5月については1キログラム当たり4円を使用量に応じて支援することとしております。

以上で、私からの説明を終わらせていただきます。

よろしく願いいたします。

【香月企業振興課長】引き続き、資料4ページをお開きいただければと思います。

製造業向けの支援制度でございまして、6月の議会でご承認いただきました、1億円を計上してございました製造業物価高騰対策支援事業費について、今回、6億円を追加で計上するものでございます。

1番の事業概要の欄でございまして、物価高騰の影響を受けている中小製造業の方々を対象に、生産性向上につながる設備投資等の取組を支援いたしまして、労働環境の改善や賃上げ環境の整備を促進することとしております。

2番の事業内容の欄でございまして、区分を2つ設定してございまして、左側の物価高騰対策タイプでございまして、こちらは総額1億円の制度でございまして、6月議会で同じ支援の内容でご承認をいただいておりますが、6月末から募集を始めまして10月半ば、およそ3か月で想定を上回る件数の申請があったという状況でございます。引き続きニーズが高いということで、再度同じ内容で募集をすることとしております。

次に、表の右側、生産性向上タイプでございまして、先ほどの物価高騰対策と同様に、県内の中小企業を対象に設備投資を支援するものでございまして、こちらのタイプについては、表の

右下の欄に記載をしておりますが、他の県内企業に波及する取組ということを認定要件としておりまして、具体的に申しますと補助額の40%に相当する金額を県内企業への発注ということを義務付けまして、連携した取組を後押しして県内のサプライチェーンの強化につなげていきたいと考えております。

説明は、以上でございます。

よろしく願いいたします。

【伊東新産業創造課長】私から5ページのデジタル力向上支援事業費についてご説明いたします。

予算額のところに2段書きで書かせていただいておりますけれども、昨年度、令和5年2月の補正で2億500万円ほど計上させていただいて、今年度に繰り越して現在執行しているところでございますが、この継続的な事業として、今回、11月追加補正で2億5,900万円を計上させていただいております。

事業概要といたしましては、県内中小企業の賃上げに向けた生産性向上や業務効率化を図るため、企業内でデジタルツールを活用できる人材の育成を支援していく事業となっております。

次に、事業内容でございまして、右側が昨年度の補正で左側が今回の補正を比較するような形で記載しております。

まず、対象事業者でございまして、こちらは中小企業者全般としてございまして、昨年度は200者の想定に対して250者程度の実績がありましたので、今回の補正では予算額を増やしまして250者の支援を目標に実施していきたいと考えております。

補助対象経費でございまして、ここは変更なく人材育成にかかる経費とIT機器やデジタルツール等の導入経費を対象としております。

補助率は3分の2、補助額も同様に10万円以上、上限100万円とさせていただきます。

補助要件でございますが、デジタル人材の育成を必須要件としたことに加えて、物価高騰などの影響を適正な価格転嫁につなげていくためのパートナーシップ構築宣言、または誰もが働きやすい職場づくりに取り組むNぴか認証取得を要件としております。

以上です。

【下窄経営支援課長】私からは、資料6ページ、7ページの2つの事業についてご説明いたします。

まず、資料6ページをご覧ください。

事業承継促進・後継者事業展開支援事業費、予算額1,062万4,000円でございます。

この事業は、物価高騰等での先行き不安による廃業を防ぎ雇用維持や技術等の伝承につなげるため、事業承継に取り組む中小企業者等を支援するものであります。

2、事業内容に記載していますとおり、事業承継の課題整理に要する経費や承継後を見据えた事業展開に要する経費を補助するものであり、具体的な補助対象経費は、企業価値算定や不動産鑑定などの専門家の活用経費、新商品やサービスの開発費用、施設改修費、設備投資費などです。

昨今のエネルギー価格や物価高騰等は、中小企業者等に廃業を選択させるおそれもあり、地域雇用の場の喪失は人口の流出にもつながりかねないことから、この事業により、県内企業の事業承継の取組を支援してまいりたいと考えております。

次に、資料7ページをご覧ください。

事業変革サポート事業費3,012万8,000円についてご説明いたします。

本事業は、1、事業概要に記載のとおり、県内中小企業者が物価高騰等の環境変化に対応できるよう、国・県・市町等の各種支援制度の周知のほか、適切な活用方法の提案、書類作成などの支援を実施しようとするものであり、具体的には、2、事業内容にありますように、中小企業診断士協会に委託のうえ、支援措置を講じるものであります。

なお、今年度については「事業継続・再構築サポート事業」という事業名で予算化を図って取り組んできたところであり、実績は記載のとおりであります。今回、名称を「事業変革サポート事業」と改め、コロナ関連融資の返済本格化に加え、物価高騰や人手不足に苦しむ事業者に対して、融資関係の相談対応はもとより、国等の有利な補助金の活用など、前向きな事業再構築支援に一層力点を置き、併せてこれまでの支援にかかる好事例をセミナー等で横展開していくことで、県内事業者の成長の好循環を促してまいりたいと考えております。

以上で、私からの説明を終わります。

よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

【鵜瀬分科会長】以上で説明が終わりましたので、これより予算議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

【近藤委員】ちょっとわからないので教えてください。

一番目の特別高圧電力の価格高騰の影響を受けてということ、かなりここには予算が付いているんですけども、8億6,000万円ですかね。県内でそういう影響を受けている企業というのは、大体どういう企業のことを指しているのか教えてください。

【吉田産業政策課長】特別高圧の支援先でござ

いますが、基本的に高压電力、低压電力というのを一般企業が使われるわけですが、大量に消費されるところ、例えば大手の造船業や商業施設、そういった大量に使われるところが特別高压電力を利用されていまして、いろいろ聞き取りをする中では30者程度が利用されている状況でございます。

【近藤委員】では、ほとんど造船業関係のところが多いということですか。

【吉田産業政策課長】個別の業者名のところにつきましては、個人情報等もございますので控えさせていただきますが、やはり大手造船業、大手製造業、そういう大量に電気を消費するところが特別高压を利用されている状況でございます。

【近藤委員】この特別高压電力の支援事業は、例えば公的な施設とかもあると思うんですけども、そういうところはどうなっているんですか。

【吉田産業政策課長】基本的には民間の支援ということで考えておりまして、公的機関については除いております。

【近藤委員】大体何者ぐらい、そういう支援を受けているのか教えてもらえますか。

【吉田産業政策課長】今年度4月から9月まで支援をさせていただきました。実績としては22者が対象になっております。

【近藤委員】では、この補正の3億6,000万円ですか、これは今からもっと業者が出てくるということになるんですか。

【吉田産業政策課長】今回、特別高压の対象を確認する中で、なかなか個人情報等もございまずので、いろいろ聞き取りをさせていただいております。我々の想定としましては、25者から30者ぐらいあるかなと想定をしておりました

が、実態としては22者となっております。

ただ、当然ほかの数者、申請していただいていないところもございますので、そこを含めたところでの積算で今回計上させていただいております。

【近藤委員】だから、今22者が対象となって支援しているという形で、今度3億6,000万円ですよね。かなり金額的に多いんですけども、その22者にプラス何者ぐらいという計画を立てた中で3億6,000万円というのが出ているのか教えてください。

【吉田産業政策課長】大体1者平均とした時には3,000万円ぐらいになるんですが、業者によって増減がございます。当然大量に使うところにつきましては、上限額を定めておりまして、5000万円を上限ということにしております。その上限を超えるところが、前半では5者ございましたので、そういう上限を定めた中で制度設計をさせていただいたところでございます。

今後一応5者を上限として、基本的には前半22者というのが対象になっておりますので、今回、申請をいただいていたところも含めたところで25者から30者は想定しておりますが、一定、今回いろいろ聞き取りをする中でも、今の制度設計の中で支援は大丈夫というふうに考えております。

【近藤委員】わかりました。かなり困っているところもあると思うんですけどね。早めにそういうのをしっかり各企業の方にも手に入るように急いでもらえばと思います。

【鵜瀬分科会長】ほかに質疑はありませんか。

【宅島委員】長崎県製造業物価高騰対策支援事業費として6億円を計上されております。

事業概要は、物価高騰等の影響を受けている県内製造業者の設備投資等を支援し、とあるん

ですけれども、具体的に業種、例えば航空機産業とか半導体産業とか、いろいろあると思うんですが、どういったところを想定されているのか教えてください。

【香月企業振興課長】製造業の支援の内容でございますが、想定している業種分野としまして、左側の物価高騰対策タイプは、上限100万円の制度でございますが、これは製造業全般、食品製造業や小規模の事業者の方も含めてこちらで対応したいと思っております。

併せて、生産性向上タイプの方ですが、ここは中小の製造業ということではあるんですが、県内企業への発注を要件にさせていただきたいと思っております。

我々の狙いとしては、先ほど委員からもお話がありました、今、我々は基幹産業化へ向けてサプライチェーンを構築している中なので、半導体や航空機関連、こうした成長分野のサプライチェーンに寄与するような案件をぜひご申請いただいて、こういった取組を促進できればという狙いがございます。

【宅島委員】そこで、（1）物価高騰対策タイプと（2）生産性向上タイプと2つに分かれていて、（1）の場合は補助上限が100万円、下限が30万円ということで設定がしてあるんですが、（1）に対して想定を何者ぐらいされているのか。（2）で何者ぐらいを想定されているのか、教えてください。

【香月企業振興課長】左側の上限100万円の制度でございますが、これは6月の本委員会でもご承認いただいた内容と同じでございますが、100件を想定しております。上限100万円ということで、大体の我々のイメージとしては左側で1億円。右側の生産性向上タイプで5億円。右側は1億円が上限ということでございますので、5

件ほど申請が見込まれると、そういった想定で進めていきたいと考えております。

【宅島委員】わかりました。県内のサプライチェーンが構築できるようにしっかり取り組んでいただきたいと思います。

事業承継の予算1,062万4,000円が計上されておりますけれども、特に、コロナ禍を経て、いよいよコロナは明けたんですけれども、跡継ぎがない方たちがかなり増えてきておりまして、廃業を考えている方たちは全国的にも増えてきているという報道もあっておりますが、実際、長崎県において、担当課で事業承継の実績値と申しますか、今年度途中まででもいいけれども、わかれば教えてください。

【下窄経営支援課長】事業承継でございますけれども、現在、国が設置しております事業承継引継ぎ支援センターと県と支援機関等と連携して事業承継に取り組んでおりまして、その活動実績と進捗の状況でございますけれども、令和4年度で申し上げますと、相談件数が173件、そのうち成約に至った件数が64件となっております。今年度11月の途中の数字で申し上げますと、相談件数が103件、そのうち成約した件数が44件という数字になっているところでございます。

【宅島委員】特に、後継者がいないということで、ご商売をやめられるという方々が増えてきておりますので、今報告いただきましたけれども、相談件数も多いですし、成約件数も上がってきているということでありますので、ぜひしっかり取り組んでいただきたいと思います。

終わります。

【山田委員】何点かお尋ねをしたいと思っております。

事業者向けLPガス価格高騰緊急対策支援事業費の中で伺いたいと思っております。

業務用と工業用でこのような制度をつくるということではありますが、それぞれどのような形でユーザーの方、必要な方にこういった情報を届けるようにしているのか、申請の方法などをお聞かせください。

【吉田産業政策課長】これにつきましては、基本的には販売業者を通じたところで直接支援をするようにしておりますので、直接消費者、企業様の方からの申請というのは必要ございません。取引を実際販売業者と企業とのやり取りをされる中で、そこから値引きをするという仕組みで考えているところでございます。

【山田委員】業務用のLPガスは、事業者を通してというふうに聞いていたんですが、工業用LPガスは直接申請をしないといけないというのを私は聞いていたんですが。

【吉田産業政策課長】失礼しました。今、委員がおっしゃったように工業用につきましては直接申請をしていただくこととなります。そこで消費量とかもお示しいただきまして、その中からキログラム8円、最終月についてはキログラム4円という形の補助をさせていただくように考えております。

【山田委員】この工業用LPガスを多く使われるところが陶器屋さん、例えば波佐見焼、三川内焼とか本県にはあると思うんですけども、そういった方々、工業会を通して、いろんなツールで届くようにはしていただけるものと思いますが、その辺を徹底していただきたいという趣旨で質問させていただいたところです。ぜひともお願いしたいと思います。

次に、長崎県製造業物価高騰対策支援事業費の方で、ほかの県内企業に波及する取組ということで県内発注を40%にもっていくということでありましたが、これは最初にある程度、こ

の補助金を出す時に40%の発注になるような計画書みたいなものを出していただくのか。それとも後追いの方法なのか、どのように想定しているのか。あと、県内でカバーできないようなもの、そういったものはないのかということも含めて教えてください。

【香月企業振興課長】生産性向上タイプの発注に関することでございますが、もともと申請をいただく中で、こういった内容で取り組みますという計画を上げていただいて、その中でこういった分野のこういったものを県内に発注します、申請額に対して金額は幾らですというふうなことで、まず計画を企業様からは上げていただくかと思っております。

実行いただいた後、その状況というのはまた報告をいただいて、我々もそこをヒアリングといたしましょうか、企業を訪問してこういった状況なのかというのを、直接確認をして進めることとしております。

併せて、なかなか県内からの調達難しい部分ですが、現にものづくりにおいては、そういった県内で賄えない、調達できないものというのが存在しているというのは我々も承知しております。そこで、40%県内に発注する中で、こちらでこの分野、この分野という縛りかけるとなかなか活用がしづらい面もあるかと思しますので、そこは必ずこういった分野とこちらで示すのではなくて、補助額に対して40%、県内のどこかを活用いただくという視点で、また中身を制度設計していきたいと思っております。

【山田委員】わかりました。非常にいい取組だと思いますので、引き続きしっかりとやっていただきたいと思います。

もう一点、デジタル力向上支援事業で伺いたいと思いますが、要件の方にパートナーシップ

宣言の登録、またはNぴかというのが令和5年11月補正の補助要件になっていたかと思うんですが、今回の分もこれを合わせたところで行うのか。

それと、パートナーシップ構築宣言というのは、宣言することによって、ほぼデメリットがないという制度だと思っておりますが、この県内の状況、今後どれくらいまでもっていく予定なのか、その辺を教えてください。

【伊東新産業創造課長】5ページの表は、左側が今回の補正の内容になっておりまして、右側は昨年の補正でございます。右側はデジタル人材の育成だけを条件にしていまして、今回、初めてパートナーシップ構築宣言というものを要件に加えさせていただいております。

このパートナーシップ宣言につきましては、国が推進しているものでございまして、取引先との共存共栄とか、適正な下請けとの取引というものを推進していくものとなっております、国のポータルサイトでこの宣言内容を公表するということになっております。

今現在の状況が、パートナーシップの宣言数が県内で268者ございます。その中で一番大きいのが製造業、72者となっておりまして、今回の補正では様々な産業のところを補助の対象にしておりますので、この製造業以外のところにもパートナーシップ宣言というものをもっとやっていただきたいという思いでこの要件に加えさせていただいております。

【山田委員】今、268者ということでありまして。私がお尋ねしたのは、最終目標までお聞きしていただんですけども、この規模感ですね。企業の規模感に関わらず、パートナーシップ構築宣言というのは、個人商店、いろんな業種も含めて誰でも入れる、宣言ができるということによ

ろしいんですか。

【吉田産業政策課長】パートナーシップ構築宣言の質問でございます。パートナーシップ構築宣言は先ほど新産業創造課長からご説明させていただきましたとおり、当初180者からスタートいたしまして、現在268者、約270者となっております。

当然パートナーシップ構築宣言の意義といたしましては、発注者側が受注者側に対して価格協議に応じますよというところの宣言でございますので、基本的に何者というところは難しいわけですが、当然大手のところには積極的に宣言をしていただく。当然、その下の中堅であったり小規模だったり、その発注・受注者の関係のあるところではできるだけやっていただきたいと考えております。

これにつきましては、今、製造業が一番多いという状況でございますが、そういう発注・受注の関係にあるところは積極的に進めていただきたい。

先ほど答弁いたしましたとおり、やはり価格転嫁をうまくやっていただくことによって共存共栄する、発注者側、受注者側がそれぞれ支え合うという好循環を生み出していきたいと考えておりますので、これにつきましては九州各県で取り組んでいる中で、まだ九州で長崎は5位の順番ですので、より多くの業者の方に宣言していただくような形で働きかけてまいりたいと思っております。

今回、協定を結んでおります13団体にアンケートもしておりますので、宣言していただく上でどういう課題があるのかということも取りまとめまして、また関係団体とも協議した中で宣言の促進に向け働きかけていきたいと考えております。

【山田委員】ぜひともよろしく願いいたします。

Nぴかの件もお尋ねして大丈夫ですか。Nぴかの登録状況とNぴかの目標もあれば教えていただければと思います。

【井内産業労働部次長】Nぴかの認証状況でございます。今年度10月末時点ではありますが、151社を認証しているところでございます。年間100社を認証するという計画を持っておりませんが、3年ごとの更新を繰り返す制度でございますので、この総数を増やしていきたいと考えております。

【山田委員】151社ということではありますが、年間100社ずつ増えていくような目標設定はされているということですね。Nぴかというのは何年も前から制度があるかなと思うけれども、なかなかハードルが高いのか、いろいろ課題があるんでしょうけれども、名前的には認知度が高まっているかなとは思っているんですが、ぜひともNぴかを取っていただくような形でさらに進めていただきたいと思います。

【鵜瀬分科会長】ほかに質疑はございませんか。

【大久保委員】続いて経営支援課の事業承継促進・後継者事業展開支援事業費についてお尋ねします。

これは新規になっておりますけれども、これまでも町工場や食品製造など、うちなんていうところが、価値があるところにしっかりと後継者をつけていただくというのはすばらしいメニューだなと思っておりますけれども、その中で、事業承継は結構日にちもかかりますし、何年もかかる場合もあって、今着手しているところはこの対象になるのかどうか。着手といっても、どこまでというのもあって、どこまでだったら今のところはこれに滑り込ませられるとか、

そのあたりの説明をお願いします。

【下窄経営支援課長】どこまで着手していればという話でございますけれども、これは補助金ということになりますので、基本的には事前着手ということでは補助の対象にならないと考えているところでございます。

【大久保委員】ということは、少しでも事務所、コンサルタントや商工会、支援センターなどの機関に少しでも相談していたら、それでだめということですか。

【下窄経営支援課長】すみません、ちょっと説明が不足しておりましたけれども、相談といってもいろいろ段階を踏んで相談するようなことがあるかと思います。この補助金を申請していただいた後に、例えば不動産鑑定士に鑑定をお願いするとか、そういうことであれば、今後発生する費用については補助の対象になるかと思えます。同じ案件であっても、例えば事前に商工会や商工会議所等に相談に行くとか、引継ぎ支援センターに相談に行くとか、そういうこともあるかと思います。ただ、その後の手続きの中で、例えば不動産鑑定士に相談して費用が発生するといったことになると、補助申請の後に出てくるような費用については補助の対象になるかと考えております。

【大久保委員】そのあたりは、事業者に対して誤解がないように。払っていたのを遡って請求することは補助要件には入らないと、これからの分はいいということで、そのあたりは円滑に進めるようお願いいたします。

もう一つ、事業変革サポート事業費でございますけれども、これは事業者に対して、国・県・市町などの制度を中小企業診断士協会に委託するという費用だと思っておりますけれども、こういった支援というのは商工会でも商工会議所で

も、ほかの機関でもありますけれども、この違いを教えてください、それは全く支援する内容は一緒なんだということであれば、それでいいんですけれども、その確認をさせてください。

【下窄経営支援課長】中小事業者に対する支援としては、委員がおっしゃったとおり、商工会や商工会議所の方が経営指導等の支援もやっております。ただ、今、国が補正とかで、コロナ以降、いろいろな補助金を設けて中小事業者の支援をしようとしているところであり、商工団体に加えて、こういった中小企業診断士を活用して、さらに補助金の獲得の後押しをしようというものでございます。

【松尾産業労働部長】今回の事業変革サポート事業という制度を補正という形で設定した背景としましては、これは前回の補正で実施しているところでございますけれども、やっぱりコロナ後の、特に小規模事業者に対して、物価高騰とか人材不足とか、非常に危機的な状況にあるということがございます。我々としては、事業再構築とか、ものづくり補助金とか、持続化とか、そういう国の補助金をしっかり使っていて経営自体の大きな方向性を、また新分野進出等々に振り向けていただきたいということで、これは他県にもないような制度でございます。九州でも本県だけがやっているようなところなんです。このおかげで、実は持続化補助金の申請件数は、九州内では、その前の段階では九州の下位の6位ぐらいだったんですけれども、九州の3位ぐらいまで急激に上がったということもございます。

こういった形で、私どもとしては中小企業診断士という経営全般を見ていただく方にしっかり小規模事業者に入っていていただいて、補助金の

申請・手続き関係を全般的に支援していただくようなことが、よりすそ野も含めて中小企業対策につながっていくんじゃないかと思っている次第でございます。背景としてはそういう状況です。

【大久保委員】国内の99%が中小・小規模企業ということで、そこにしっかりと目を向けていただいている県に本当に感謝を申し上げますけれども、その中で私が日頃思うのは、事業者として国・県・市の施策がなかなか手に取りにくいと。だから、こうして今回のように窓口をさらに広げてもらったということでしょうけれども、もう一つデジタル化も含めて、アプリは幾つか商工会でもあったような気もしますけれども、国・県・市も含めて、ほかにもいろんなメニューがあるんでしょうけれども、情報提供があるようなプラットフォームアプリがないのか、県推奨のものがないのかなとか、もしくは県が独自につくるとかという取組があるのか、推奨するものがあるのかお尋ねいたします。

【井内産業労働部次長】委員おっしゃいますように、国・県・市一括して支援制度を発信するということですが、私どものこれは以前からの取組としまして、年度の初めに、まさに国、あるいは県、関係機関の支援制度を、コロナ前は各地で説明会を開催していたのですが、それ以降につきましては、現状、ホームページの発信、あるいはWebを活用した説明会などを行っているところでございます。特段、この物価高騰対策に絞って、今直近では、その情報発信をしているというものはないところでございます。

【大久保委員】これ以上言ったら議案外にもなりますので、範囲内だと思っておりますけれども、要は今、なるべく当局としても広く、一番

厳しい小規模事業者の手に届くように、国の制度も含めて使ってほしいという先ほどの部長の答弁もありましたので、ベクトルは一緒です。ただ、ツールとして、そういったことも今後、検討していただきたい。商工会や商工会議所、またこういった中小企業診断士協会等ともお話をされながら、若い人たちも含めて手に届くようなアプリもプラットフォームも考えていくのも一つかなというふうに思いますので、お願いを申し上げて、ここでとどめたいと思います。

【井内産業労働部次長】現状、メルマガを事業者に発信しておりまして、その観点は、まさに県だけではなくて、幅広い支援策をお届けしたいという考えでしております。今後についても、さらに工夫を重ねてやっていきたいと思えます。

【鵜瀬分科会長】ほかに質疑はありませんか。

【下窄経営支援課長】先ほど、宅島委員から事業承継の実績についてお尋ねがございまして、私から相談件数について答弁を申し上げました。ちょっと修正がございまして、再度答弁をさせていただきます。

相談件数でございます。令和4年度が361件、令和5年度が11月22日現在でございますけれども、240件となっております。

【鵜瀬分科会長】ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【鵜瀬分科会長】ほかに質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【鵜瀬分科会長】討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

予算議案に対する質疑・討論が終了しました

ので、採決を行います。

第110号議案のうち関係部分は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【鵜瀬分科会長】ご異議なしと認めます。

よって、予算議案は、原案のとおりそれぞれ可決すべきものと決定されました。

それでは、産業労働部関係の審査結果について整理したいと思います。

しばらく休憩します。

午前10時57分 休憩

午前10時58分 再開

【鵜瀬分科会長】分科会を再開いたします。

これもちまして、産業労働部関係の審査を終了いたします。

引き続き、水産部及び農林部の審査を行います。

しばらく休憩し、再開は11時20分といたします。

午前10時59分 休憩

午前11時18分 再開

【鵜瀬分科会長】分科会を再開いたします。

これより、水産部及び農林部の審査を行います。

水産部長より、予算議案の説明を求めます。

【川口水産部長】おはようございます。

水産部関係の議案についてご説明いたします。

「予算決算委員会農水経済分科会関係議案説明資料」水産部の2ページをご覧ください。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、第110号議案「令和5年度長崎県一般会計補正予算（第8号）」のうち関係部分であります。

今回の補正予算は、国において決定された「デ

フレ完全脱却のための総合経済対策」に沿った国の補正予算等に適切に対処するため、必要な予算を追加しようとするものであります。

歳入合計は33億2,263万7,000円の増、歳出合計は56億5,569万3,000円の増となっております。

以降、計上事業等について記載しておりますが、後ほど担当課長から補足説明をさせていただきます。

5ページをご覧ください。

繰越明許費につきましては、国の補正予算を活用する事業について、年度内に適正な事業期間が確保できないことから、それぞれ記載のとおり設定または変更しようとするものであります。

以上をもちまして、水産部関係の説明を終わります。

よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

【鵜瀬分科会長】次に、農林部長より予算議案の説明を求めます。

【綾香農林部長】おはようございます。本日はよろしくようお願いいたします。

私から農林部関係の議案についてご説明いたします。

「予算決算委員会農水経済分科会関係議案説明資料」農林部の2ページをご覧ください。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、第110号議案「令和5年度長崎県一般会計補正予算（第8号）」のうち関係部分、第111号議案「令和5年度長崎県県営林特別会計補正予算（第1号）」であり、その内容についてご説明いたします。

今回の補正予算は、国において決定された「フレ完全脱却のための総合経済対策」に沿った

国の補正予算等に加え、降雹により被災した農家等の早期生産回復、営農再開に適切に対処するため必要な予算を追加しようとするものであります。

それでは、まず、第110号議案「令和5年度長崎県一般会計補正予算（第8号）」のうち関係部分についてご説明いたします。

歳入総額は46億6,099万8,000円の増、歳出総額は71億5,945万9,000円の増となっております。

以降、計上事業等について記載しておりますが、後ほど、担当課長から補足説明をさせていただきます。

6ページをご覧ください。

中段の債務負担行為の内容につきましては、県営畑地帯総合農地整備費、経営体育成基盤整備費、ため池等整備費、海岸保全費及び地すべり防止対策費における工事請負契約にかかる支払額であり、内容につきましてはそれぞれ記載のとおりであります。

繰越明許費につきましては、国の補正予算を活用する事業について、年度内に適正な工期が確保できないことから、それぞれ記載のとおり設定または変更しようとするものであります。

7ページをご覧ください。

次に、第111号議案「令和5年度長崎県県営林特別会計補正予算（第1号）」についてご説明いたします。

歳入・歳出予算は、いずれも8,512万円の増となっております。事業内容につきましては、後ほど、担当課長から補足説明をさせていただきます。

繰越明許費につきましては、国の補正予算を活用する事業について、年度内に適正な工期が確保できないことから、繰越明許費を設定しよ

うとするものであります。

以上をもちまして、農林部関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

【鵜瀬分科会長】次に、補足説明を求めます。

【尾崎漁政課長】私からは、漁業経営セーフティネット活用促進事業費についてご説明いたします。

水産部の補足説明資料2ページをご覧ください。

本事業は、燃油価格が高値で推移している状況を踏まえ、国の燃油高騰対策であるセーフティネット構築事業の漁業者の積み立てについて支援を行うことでセーフティネットの加入促進を行うことを目的に実施するものです。

現状の欄に記載しておりますとおり、漁業用A重油の県内平均小売価格は、原油高騰や国際情勢の悪化等により、リッター当たり110円を超える状況が続き、今年9月には119円と、ここ10年で最高値となるなど、大変厳しい状況が続いております。これに伴いまして、セーフティネットにおいても、令和2年度第4四半期から連続して多額の補填が行われ、補填金の原資である漁業者の積立金も減少しております。

このようなことから、令和5年度加入分に引き続き、令和6年度の加入に対しても同様の支援措置を講じることでセーフティネットの加入を促進し、燃油高騰時においても補填金収入で安定的な漁業経営が可能となると考えております。

事業概要に記載のとおり、沿岸漁業経営体のうち、燃油を多く使い、セーフティネット加入のメリットが多いと考えられる3,871経営体に対して、制度上最も手厚い1リットル当たり

8.5円の積み立てに対し、補助率3分の1で支援する予算を計上しており、漁協事務費を含め、予算額は2億867万3,000円となっております。

本事業により、セーフティネットの積極的な活用を促し、漁業経営の安定に結びつけてまいりたいと考えております。

私からの説明は以上でございます。

【森川水産加工流通課長】私からは、水産加工流通課関係の補正予算について補足して説明をさせていただきます。資料の3ページをご覧ください。

県産水産物販売促進等緊急対策事業費についてご説明いたします。

現在、養殖魚餌飼料の価格高騰等により、養殖業者の経営環境が厳しい状況にある中、ALPS処理水の海洋放出に伴う中国の日本産水産物輸入停止措置を受け、マグロをはじめとする養殖魚の荷動きが悪化し、価格低下や滞留が発生しております。

そこで、本事業におきましては、これらの養殖魚の流通促進を図るため、県内外の量販店等での県産水産物の販売促進キャンペーンの支援や学校給食への提供に取り組む経費への支援として2億2,000万円を計上いたしております。

事業の内訳といたしましては、県産水産物販売促進緊急対策事業として1億4,500万円、水産物学校給食活用推進事業として7,500万円としておりますが、両事業ともALPS処理水放出の影響により、価格が下落した養殖魚の買い支えと滞留の解消を目的といたしております。

県産水産物販売促進緊急事業では、県内外の量販店への販路開拓により、新たな商流を確保し、県産養殖魚の消費を拡大するものであります。具体的には、量販店等における販売促進キャンペーン実施にかかる調達費等の2分の1を

県で支援しようというものでございます。

水産物学校給食活用推進事業では、県産養殖魚を学校給食に提供することにより、給食を通じて子どもたちに食べてもらうことで、消費の拡大と県産水産物をPRするものです。

具体的には、学校給食へ供給するための原料の調達費、加工賃、運賃等の10分の10を県で支援しようとするものでございます。

続きまして、資料の4ページをご覧ください。

養殖魚配合飼料高騰対策事業費についてご説明いたします。

養殖生産に用いる配合飼料は、今般の円安や世界的な魚粉の需要増大等の影響を受けて価格が上昇しており、令和5年7月から9月までの第2四半期における配合飼料平均価格は、過去最高となる1トン当たり24万円を超えている状況となっております。養殖業では、経費全体の7割程度を飼料経費が占めるとされており、今後、飼料価格の高騰が継続することで、養殖経営体の経営に甚大な影響を与えることが危惧されます。

そのため、国は、飼料価格上昇の影響を緩和するため、漁業経営セーフティーネット構築事業を準備し対応しており、令和4年度の補正予算におきまして、県としても積立金の支援を行ってきたところでございますが、さらなる飼料価格の高騰による連続多額の補填が発動することで補填金の原資である養殖経営体の積立金が減少する可能性が依然として高くなっているというところでございます。

そこで、本事業によりまして改めて海面養殖業者及び陸上養殖業者に対しまして、加入継続に必要な積立金への支援を行い、セーフティーネットの活用を促進し、養殖経営の安定化を図ってまいります。

予算額は、積立金の3分の1を支援することとし、2億3,170万円、漁協が行う事務の支援として15万円、合計2億3,185万円を計上いたしております。

続きまして、資料の5ページをご覧ください。

有明海等赤潮対策緊急支援事業費について説明させていただきます。

令和5年7月下旬から8月上旬にかけて、橘湾沿岸において発生した有害赤潮により、養殖魚の大規模なへい死が発生し、その被害尾数、被害額は本県で過去最大となる110万尾、約13億円が見込まれております。

そこで、本事業では、赤潮による被害を受けた養殖業者自らによる養殖漁場環境調査を支援し、赤潮に強い持続的な養殖生産体制を構築するための養殖漁場の環境調査等の取組への支援として6,500万円を計上いたしております。財源は、全て国の補助金を活用するということといたしております。

補助対象者は、漁業協同組合、養殖業者で、国が全額負担というふうになっております。

具体的には、赤潮の早期発見、早期対策のためのモニタリング体制の強化や被害防止低減に向けた避難漁場の確保のための漁場環境調査や養殖漁場環境改善に取り組むということといたしております。

補足説明は以上でございます。

よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

【本多漁港漁場課長】漁港漁場関係事業にかかる補正予算について、補足して説明させていただきます。

引き続き、同じ資料の6ページをご覧ください。

今回の補正は、11月29日に成立した国の経済

対策補正により、本県の漁港漁場関係事業に内示があった予算への対応になり、防災・減災・国土強靱化など、安全・安心の確保及び海洋環境の変化等増大するリスクも踏まえた水産業の成長産業化の経費として配分され、漁港事業52か所、漁場事業6か所、県予算ベースで49億3,017万円を計上しております。

事業箇所一覧を7ページに、8ページ以降に主な事業内容を記載しております。

8ページをご覧ください。

長崎漁港におきましては、全国の水産物の流通拠点として重要な役割を担っており、大規模地震被災時においても、早期の水揚げの再開と水産物の安定供給を図るため、衛生管理型荷捌き所と合わせて岸壁の耐震化を進めており、5億2,200万円を計上しております。

続いて9ページをご覧ください。

小値賀漁港におきましては、小値賀島の玄関口であり、近年の気候変動等により、激甚化・頻発化する災害に備え、防波堤の改良などを行うものであり、3億5,000万円を計上しております。

続きまして10ページをご覧ください。

漁場におきましては、水産物の安定的な供給を図るため、魚礁5か所やマウンド礁1か所の整備に13億4,400万円を計上しております。

11ページから13ページまでは、そのほかの主な事業箇所の概要を記載しておりますが、説明については割愛させていただきます。

最後に14ページをご覧ください。

繰越明許費についてご説明いたします。

この補正予算につきましては、年度内の工期が十分に確保できないため、全額を繰越明許費に計上させていただいております。

以上をもちまして、補足説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

【川端農政課長】私からは、農政課関係の事業につきましてご説明させていただきます。

「予算決算委員会農水経済分科会補足説明資料」の2ページをお開きください。

強い農業づくり対策費でございます。これは国の経済対策補正予算による補助事業を活用し、さらなる生産性の向上など、地域計画や人・農地プランに基づく経営発展を図るため、意欲ある担い手の農業用機械や施設の導入を支援するものであり、3,125万円を計上いたしております。

3ページをご覧ください。

事業内容につきましては、地域計画のうち、目標地図に位置づけられた認定農業者等、または人・農地プランに位置づけられた中心経営体である認定農業者等が、右下の四角囲みに例示しておりますようなトラクターなど農業用機械や農業用施設を導入する際に要する経費を支援するものでございます。補助上限額及び補助率は、資料記載のとおりでございます。財源は全額国庫補助金でございます。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

【長門農業経営課長】私からは、農業経営課所管事業についてご説明させていただきます。

同じ資料の5ページをお開きください。

農地中間管理機構事業促進対策費として、予算額7,500万円を計上しております。

事業概要といたしましては、担い手への農地の集積、集約化を促進するための機構集積協力金の交付に要する経費を、長崎県農地中間管理事業支援基金へ積み立てるもので、全額国庫補助金となっております。

よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

す。

【原田農産園芸課長】私からは、農産園芸課の補正予算について補足説明をさせていただきます。

同じく補足説明資料の6ページをお開きください。

農産園芸課分としましては2件、農業資材価格高騰対策緊急支援事業費として1億2,000万円、降電被害からの早期生産回復緊急対策事業費として5,237万9,000円、合計1億7,237万9,000円を計上いたしております。

まず、農業資材価格高騰対策緊急支援事業費についてご説明いたします。

7ページをお開きください。

本事業は、燃油、肥料の価格が高騰し、農林業の生産コストが上昇する中、価格高騰の影響を受けにくい生産体制を整備するため、燃油及び肥料の使用量の低減に資する資機材の導入を支援することを目的として、令和4年度の6月、9月県議会におきまして7億3,312万1,000円、先の6月県議会におきましては、製茶工場に対する支援として7,500万円、合計8億812万1,000円の予算をご承認いただいたところでございます。

その後も、依然として燃油や肥料の価格高騰は継続し、高止まりしている状況でございます。

また、県内の農業団体や農業者から、価格高騰に対する支援の継続実施を求められており、県としましても、生産者が将来、安心して経営を行っていくためには、燃油等の価格高騰の影響を受けにくい生産体制、持続可能な経営への転換をさらに進めていく必要があると認識しております。

そこで、今回の国の経済対策補正に際し、改めて各市町を通じ、事業の再度の要望調査を実施し、令和4年、5年で実施済みの生産者等々を

除いて集計しましたところ、ヒートポンプや二重カーテン、茶製造機器など、燃油使用量の低減に資する資機材の導入におきましては、100件、5,840万円、側条施肥機や田植え機など、肥料使用量の低減に資する資機材の導入におきましては、78件の6,160万円の要望があったことから、今回の11月補正において新たに1億2,000万円を計上するものでございます。

なお、11月補正後の令和5年度予算の総額は、1億9,500万円となっております。

次に、降電被害からの早期生産回復緊急対策事業費についてご説明いたします。

8ページをご覧ください。

本事業は、令和5年10月27日に発生しました降電被害を受け、早期の生産回復、営農再開を図る産地や生産者の取組に対し支援するものでございます。

まず、事業の背景となる被害の状況でございますが、西海市等々の柑橘類で被害面積が548ヘクタール、諫早市のレタス、西海市のブロッコリー等で被害面積が111.4ヘクタールで、そのうち30%以上の収穫量減少が見込まれる被害面積が柑橘類で191.7ヘクタール、野菜類で44ヘクタールとなっております。こうした緊急対策につきましては、被災後直ちに取組まなければならない緊急的な対策と、来年度の生産に影響が及ばないようにする中長期的な対策と分けて考える必要があり、JAや市町とともに役割分担を検討いたしましたところでございます。

その結果、県としましては、来年度の生産に影響が出ないようにする中長期的な対策に取り組むこととしております。

具体的に申しますと、被害のあった柑橘類の園地では、まず、病気が蔓延しないように追加的な殺菌剤の散布が必要であり、かつ次年度の

みかん等々の生産に影響が出ないよう、みかんの木の栄養回復を図るための追加的な葉面散布剤の散布が必要であるため、30%未満の被害を受けた圃場におきましては、それらにかかる資材費として定額で10アール当たり3,000円を支援するものでございます。

特に、30%以上の被害があった圃場では、樹勢がさらに劣っており、みかんの木のさらなる栄養回復を図るため、さらに追加的に堆肥を散布する必要があり、殺菌剤や葉面散布剤に加え、堆肥の資材代と、これら資材の散布にかかる経費も含めて定額で10アール当たり2万円を支援するものでございます。

また、被害を受けた野菜類におきましては、被害のあった葉っぱなどを取り除き、残った野菜を少しでも大きくして出荷するため、柑橘類と同様、追加的に実施する殺菌剤や葉面散布剤の資材の購入について、定額の10アール当たり3,000円を支援することとしております。

以上で補足説明を終わります。

よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

【村上農産加工流通課長】農産加工流通課の補正予算について、補足説明をさせていただきます。

同じく補足説明資料の9ページをお開きください。

長崎和牛消費回復対策事業費として5,210万円を計上いたしております。

事業の内容につきましては、次の10ページをご覧ください。

本事業は、和牛の枝肉価格の下落等により、厳しい経営状況にある肉用牛農家の経営安定と所得向上を図るため、物価高騰に伴い消費が停滞している長崎和牛の消費回復、拡大を図る取

組を実施するものでございます。

事業内容は、県内外の長崎和牛指定店、協力店で長崎和牛を購入、または食事をされた方の中から抽選で長崎和牛が当たるキャンペーンを実施するとともに、キャンペーンに応募された県内の消費者の中から、先着2万名の方に長崎和牛の購入や食事に使える1,000円分の割引券を配付し、さらなる消費喚起を図るものでございます。

また、キャンペーンに連動して、試食販売宣伝員等を用いた販促活動も併せて実施することで、長崎和牛指定店、協力店の拡大につなげ、取引量の底上げを図ってまいります。

以上で補足説明を終わります。

よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

【富永畜産課長】私からは、畜産課関係事業につきまして補足の説明をさせていただきます。

同じ資料の11ページをご覧ください。

今回、畜産課の補正予算として計上しておりますのは、4件で7億5,948万9,000円となっております。

1件目につきましては、13ページをご覧ください。

飼料価格高騰緊急対策事業につきましては、配合飼料価格が依然として高止まり状況にあることから、来年度も引き続き飼料価格高騰により経営が圧迫されている畜産農家に対し、緊急的な支援を行うため、配合飼料価格安定制度の生産者積立金の一部支援、及びトウモロコシなど単体飼料購入農家に対する飼料購入費の一部支援として、いずれもトン当たり200円を支援するもので、9,525万9,000円を計上いたしております。

2件目につきましては、14ページをご覧ください。

さい。

畜産クラスター構築事業につきましては、地域の畜産生産基盤を強化するため、中心的な経営体に取り組む収益性向上に必要な施設整備を支援するもので、5億3,391万8,000円を計上しております。

事業の内容につきましては、大村市の肉用牛肥育経営において、バイオマス燃料を活用した堆肥発酵処理施設の設置経費として、事業費7億7,533万6,000円、うち補助費3億8,766万8,000円を予定しているほか、西海市における養豚経営において、豚舎の建設費用として事業費2億9,250万円、うち補助金1億4,625万円となっております。

続きまして15ページをご覧ください。

肉用牛経営緊急支援事業につきましては、物価高騰に起因した肉用子牛の急激な下落により、経営が圧迫されている繁殖農家に対して、緊急的な支援を行うため、国の支援交付金の対象にならない経費の一部などを支援するもので、6,015万2,000円を計上しております。

肉用牛の子牛価格が全国的に下落傾向にあることから、国は、九州・沖縄ブロックの平均価格が60万円を下回った場合に、差額の4分の3を交付する制度を本年12月までの臨時的な支援として創設しておりましたが、今般、子牛価格の低迷を受け、来年3月まで延長されることとなりました。この国事業の延長に伴い、国の制度で補填されない4分の1の半分である8分の1につき、本年12月までの支援を、国と同じく3月まで延長するものであります。

また、子牛価格の向上対策として、受精卵移植を活用した高能力な母牛を整備する経費の一部を支援する予定としております。

具体的には、あらかじめ能力が判明している

優秀な和牛の雌牛に人工授精を施し、その受精卵を代理となる母牛に移植、分娩させることで効率的に次世代の優良な繁殖雌牛を確保することが可能となり、市場価値の高い子牛の生産につなげてまいりたいと考えております。

続きまして16ページをご覧ください。

肉用牛生産構造強化促進事業につきましては、子牛価格の急激な下落などを背景に、社会情勢に左右されない県内和牛生産の構造強化に向けた畜産農家の経営転換を支援するもので、7,016万円を計上しております。

事業内容といたしましては、繁殖牛経営に肥育も取り入れた経営転換の継続支援として、肥育素牛の導入支援に加え、肥育牛の飼育管理など、経営拡大による労働力の増加が見込まれるため、繁殖管理がおろそかにならないよう、ICT技術を取り入れたサポート体制整備も検討しております。

また、県内肥育経営において、県内家畜市場での購買率向上を目的とした県内産子牛肥育素牛導入支援による拡充も予定しております。

さらに、輸入原料価格の高騰に左右されない自給飼料生産の作付けを推進する取組など、政策パッケージとして関係団体と一体となり、今回の畜産の危機的状況を乗り越えたいというふうに考えております。

畜産課関係分は以上でございます。

よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

【野口農村整備課長】私から、農村整備課分の計上事業についてご説明いたします。

同じ補足説明資料の17ページから29ページに農村整備課分の計上事業の一覧をお示ししております。

農業農村整備事業関係では、今回、国の経済

対策として予算措置されております補正予算のうち、今回、担い手育成畑地帯総合整備費、経営体育成基盤整備費、ため池整備費など計58地区、合計47億6,061万4,000円を計上しております。このうち、主な事業内容についてご説明いたします。

資料の30ページをご覧ください。

島原市の三会原第4地区の写真になります。担い手育成畑地帯総合整備費は、畑地帯における農業経営の体質強化のため、区画整理や畑地かんがい施設、農道などを総合的に整備するものであります。

今回の補正予算では、三会原第4地区など計16地区において、畑の区画整理55ヘクタール、畑地かんがい施設整備83ヘクタールなどを実施するために30億1,735万2,000円を計上いたしております。

続いて資料の31ページをご覧ください。

五島市の寺脇地区の写真になります。

経営体育成基盤整備費は、経営体の育成と生産性の高い農業を実現するために、区画整理や暗渠排水の整備などを実施するものであります。

今回の補正予算では、寺脇地区など計6地区において、水田の区画整理11ヘクタールなどを実施するために4億6,735万5,000円を計上いたしております。

最後に資料の32ページをご覧ください。

島原市の島原地区の写真になります。

ため池整備費は、堤体から基準値以上の漏水が見られるものや、洪水吐きの断面が不足し、洪水を安全に流下させることができないため池において、豪雨などによる災害を未然に防止するため、改修整備を行うものであります。

今回の補正予算では、島原地区など計25地区において、ため池の整備を実施するため9億

4,838万8,000円を計上いたしております。

なお、ご説明いたしました事業については、国の交付決定の遅れにより、年度内完了が困難であることから、事業費と同額の繰越明許費を設定いたします。

以上で、農村整備課分の説明を終わります。

よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

【永田林政課長】私から林政課関係事業にかかる補正予算についてご説明いたします。

同資料の33ページをご覧ください。

記載分が、今回、補正予算で計上している林政課森林整備室分の事業及び一覧となっております。

34ページをご覧ください。

合板・製材生産性強化対策事業費です。これは、きのこの生産資材高騰対策と採穂園の整備を支援するものです。左下の写真は、菌床しいたけの写真となっております。おが粉や栽培用袋、トレーなどのきのこの生産資材等の価格高騰分の2分の1を支援するものでございます。

右下は採穂園の写真です。花粉の少ないヒノキの苗木の生産拡大のため、採穂園整備を支援するものでございます。

今回の補正予算により、きのこの生産資材等の価格上昇分の支援として1,211万4,000円、採穂園整備に294万円、合計で1,505万4,000円を計上しております。

35ページをご覧ください。

県営林事業費です。これは国の補正予算を活用し、県営林において適正な森林整備及び健全な経営を行うため、搬出間伐及び路網の整備を一体的に実施するものです。

今回の補正予算により、搬出間伐71ヘクタール、森林作業道の整備9,333メートルを計画して

おります。これに要する経費として8,512万円を計上しております。

なお、ご説明した事業におきましては、国の交付決定の遅れにより、年度内完了が困難であることから、事業費と同額の繰越明許費を計上しております。

よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

【高橋森林整備室長】私から森林整備室関係事業につきましてご説明いたします。

補足説明資料の36から39ページをご覧ください。

資料記載分が今回補正予算で計上しております森林整備室分の事業及び一覧でございます。

資料の40ページをご覧ください。

育成林整備造林事業費でございます。本事業は、路網の整備と搬出間伐等を実施するもので、森林の持つ公益的機能の持続的な発揮と低コストで安定的に原木を供給することを目的としております。

今回の補正予算によりまして、搬出間伐554ヘクタールを計画しております。これに要する経費として4億1,734万8,000円を計上いたしております。

次に、治山事業についてご説明いたします。

41ページをご覧ください。

復旧治山費、東彼杵郡波佐見町上ノ地区でございます。

令和3年8月の大雨により斜面が崩壊し、土砂や樹木が流出して、直下の水田などが被災した箇所でございます。

崩壊した土砂などが不安定な状態で堆積しており、今後の豪雨等によって、再び流出するおそれがあることから、引き続き土留め工等による復旧工事を実施するものでございます。

復旧治山費は、このほかにも6か所、合計7か所、3億6,750万円を計上いたしております。

42ページをご覧ください。

予防治山費、雲仙市千々石町白新田地区でございます。集落背後の山腹斜面内において、岩盤の風化による落石が発生している箇所でございます。

今後の豪雨等によって、直下にある人家などの保全対象に被害を与えるおそれが高いことから、添付しておりますイメージ写真の固定工等による予防対策を実施するものです。

予防治山費は、このほかにも5か所、合計6か所、3億3,022万5,000円を計上いたしております。

43ページをご覧ください。

地すべり防止費、松浦市調川町原福連地区でございます。

令和3年8月の大雨により地すべりが発生し、市道等が被災した箇所でございます。

地すべりしている上部の斜面においても亀裂が発生しており、地すべり活動による拡大崩壊の危険性が高いことから、被害の拡大を防止し軽減するため、引き続きアンカー工やボーリング暗渠工等による復旧工事を実施するものでございます。

地すべり防止費は、このほかにも1か所、合計2か所、1億7,850万円を計上いたしております。

以上、治山費合計で15か所、8億7,622万5,000円を計上いたしております。

なお、ご説明いたしました事業につきましては、国の交付決定の遅れによりまして、年度内完了が困難であることから、事業費と同額の繰越明許費を計上いたしております。

よろしくご審議賜りますようお願いいたします

す。

以上でございます。

【鵜瀬分科会長】 以上で説明が終わりました。

水産部及び農林部の審査の途中であります。午前中の審査はこれにてとどめ、午後は1時30分から再開し、引き続き水産部及び農林部関係の審査を行います。

しばらく休憩いたします。

午前 11時53分 休憩

午後 1時29分 再開

【鵜瀬分科会長】 分科会を再開いたします。

予算議案に対する質疑はありませんか。

【中山委員】 まず、総括的に1点お尋ねしたいと思いますが、今回は経済対策ということになっておりまして、そういう意味で、歳出予算が一番大きいのは農林部の71億円ですから、農林部にお尋ねしたいと思います。

繰越も大体同じぐらい繰り越すという形になっておりますけれども、いずれにいたしましても、経済対策という観点から見た時に、先ほど事業内容については説明いただきましたので一定理解したところでありますけれども、この総額71億円程度でどれだけの経済的波及効果があるのか。また、農業所得にどのように貢献するのか。こういう試算をしているんじゃないかと思っておりますけれども、それについてまずお尋ねしたいと思います。

【川端農政課長】 中山委員からご質問がありました今回の経済対策の予算についての波及効果とか、そういった件でのご質問でございますけれども、まず、所得に関する波及効果などについては、申し訳ありません、現時点でこの予算に対してのものについては算定をいたしておりません。

今回の経済対策については、今委員からお話がありましたとおりに、一般会計で71億6,000万円ほど予定しておりまして、そのうち約60億円が公共事業ということになっております。そして、残りの11億円が非公共でして、今回の物価高騰対策等に関しまして重点交付金を活用するのが約4億円、国の補正予算に呼応しまして補助事業を実施いたしますのが6億5,000万円ほど、そして、雹被害が5,200万円ほどということになっております。

今回の補正予算につきましては、まず、当面、今の物価高騰等で農業に影響を与えていることに関しまして、これまでも経済対策予算を活用してご支援をしてきたところでございますけれども、まだこの物価高騰や資材高騰に関して高止まり、まだ落ち着いていく見込みも立ちませんので、そういったところは継続してしっかりと支援をしてまいりたいという考え方で、今回、補正予算を計上させていただいているところでございます。

【中山委員】 名目上は経済対策なんですよね。それで、60億円程度は実質的に発注するわけですから、やはりこの約71億円というのは農林部全体の予算からしても結構な量になるわけですね。やはり考え方として、個別についてそれぞれ説明することは了としますけれども、やはり全体としてどうなっていくのかということについて、大局的な見方から一応試算をするということは大事なことだと私は考えているわけですね。

それと併せて庁内で、水産部と農林部を合わせて100億円を超えるわけですね。産業労働部もあるしね。そういうところと連携しながら、どういう形で全体としてこの予算が功奏するのか。そういう情報交換をしておく必要がある

と私は思うんです。

併せて、県内への波及をどうするかという問題と併せて、やはり県民所得に、この説明の中にも所得向上に寄与するという事で何か所か書いていますので、それにどういうふうに影響してくるのか。この辺はやはり内部で一回分析をしておく必要があると思いますので、ぜひそういう形でひとつ試算、その試算の前の分析・協議をやってほしいということと、併せて繰越になっていますけれども、ぜひ契約にかかる分については、年度内にできるだけ早く発注していただきたいと思いますけれども、これについてはいかがですか。

【川端農政課長】繰越予算でございますけれども、先ほど部長の説明でもございましたとおり、全てが年度内の執行というのが工期的に難しい面もありますので、予算上繰越ということで計上させていただいておりますが、この予算そのものの目的が経済対策でございますので、まずはしっかりと生産者の皆様にお届けする予算については、早期にご支援ができますように、しっかりスケジュール感をもって進めてまいりたいと思っておりますし、公共事業におきましても、今回に限らず、早期に発注ができますように部内でも会議を設けて、執行状況を確認しながら進めているところでございますので、この経済対策予算の効果が早期に発揮できるという意識を持ちつつ、しっかりと進めてまいりたいと思っております。

【中山委員】今の川端農政課長の答弁を了いたしますけれども、まず、去年は国が2月補正をしたんですね。また補正を組めば、その分がまた繰越という形になってくると考えているので、ぜひ公共部分についても早期発注に努めていただくように要望しておきたいと思っております。

次に、1点、具体的にお尋ねしたいと思いますが、有明海等赤潮対策緊急支援事業ということになりますけれども、先の農水経済委員会で赤潮対策について質問したわけでありまして。方向性については答弁がありましたけれども、具体的な答弁がなくて消化不良になっておりますので、少し具体的にお尋ねしたいと思っております。

この事業の6,500万円の中で赤潮モニタリング調査ということになりますけれども、まず、定期的に採取したり、底質、海の底の調査とか、それと併せて自動観測装置もモニターに一基付いていると聞いておりますが、この辺の稼働状況はどういう稼働状況になっているのかという問題と、併せてこのモニター、センサーか、自動観測装置、これがこのたびの赤潮被害対策にどのような役割を果たしたのか、まずこの2点についてお尋ねしたいと思っております。

【森川水産加工流通課長】今回の事業で、まずどういうことに取り組むかという話をさせていただきたいと思っております。

まず、赤潮は人為的に抑制することはできませんので、早期発見・早期防除ということが最も大事だと思っております。これまでも、漁業者の皆様方が自主的に監視体制を強化して監視していただいておりますけれども、今回の被害を受けて、さらに一層強くしていかなければいけないと考えています。

今回の国の事業を活用しまして、有害赤潮プランクトンを検出できるセンサーを付けた自動観測機器や、自動で採水して顕微鏡で有害赤潮プランクトンの種類を確認できるようなシステムというものを、現時点でこういうものを導入する必要があるだろうということで、この予算で5基ほど整備しようという考えを持っております。

既に、この有害赤潮プランクトンセンサーとが、自動の顕微鏡システムが1基ずつ入っていたんですけれども、やはり点での観測ですので、なかなか全体、捉える範囲が狭いということもありまして、これを増設して、より広い範囲で早期に発見できるような体制をつくっていきたいと考えているところでございます。

詳細につきましては、事業主体であります漁協であるとか、市であるとか、関係機関で協議して、これからやっていきたいと考えておりません。

【中山委員】自動観測装置については、点であったので観測が十分に機能しなかったという趣旨の答弁でありましたけれども、これについてはまた後ほど質問いたしますが、その前に漁業者自ら、組合を含めて定期的に採取とか海底の調査とかやっているということですから、その現状をまず教えてくれないかということですよ。

【森川水産加工流通課長】赤潮の時期、大体6月ぐらいから毎年始まりますけれども、それぐらいの時期から、頻度は、最初のうちはそう頻繁という話じゃないと思うんですけれども、赤潮プランクトンが確認できて、その細胞数が増えていくということになってくれば、その頻度を短くしていったら、今年の夏であれば、7月ぐらいになれば、注意レベルというのが大体500細胞というのがあるんですけれども、そのくらいになればほぼ毎日、水を取って赤潮プランクトンを観察して計測するという作業を行っているという状況でございます。

【中山委員】7月には毎日やっているということでありましたし、それで赤潮プランクトン等のセンサーを付けた自動観測装置を1基置いていてもほとんど機能しなかった。それだけ今度

の赤潮は非常に大きかったし強かったということになると思うんですよね。それを受けてということになってくるわけですよ。

それで、この装置を今、点に置いているということだったから、面的に置くということになると、これは橘湾の中ではなくて、雲仙市あたりも、小浜から出てくるわけね、あれからこうなってくるわけやから。その装置をどういう場所にどの程度設置しようと考えているのか、そこを教えてくださいませんか。

【森川水産加工流通課長】先ほども申しましたけれども、現状は機械が1基しかございまして、その1点での観測になると、人力で採取して、赤潮プランクトンなどの計数ということを行っております。

これの増設をしたいと考えているんですけれども、増設しても機器自体はそこに固定するような格好になりますから、なかなか面的に十分カバーできるかと言えば、なかなか厳しい状況ではあるとは思いますが。ただ、1点ではなくて、2点、3点というふうな格好で調査するポイントを増やしていけば、それだけ検出できる確率も高くなるんだろうと考えております。

配置する場所については、今年は特に、今年の状況を見ていけば、八代海の方から橘湾に流れてきたというふうな流れも確認できておりますので、沿岸の地先だけではなくて、もう少し沖合とか、今年の赤潮の動きの過程を検証しつつ、適正に置いておく場所を決定したいと考えております。

【中山委員】約5,000万円程度ですけれども、どこにどういうふうに配置するかということについては、まだ固まっていないんですか。

私が言いたいのは、設置することはいいいんですよね。その時、設置の仕方、場所や数によっ

ては効果が十分に発揮できるかどうかというのを一番心配しているんですよ。そのためには、この体験を受けて、効果が十分発揮できるような形にこれを設置してもらわんことには、何のための対策だったかと、こういうふうになってくるわけですよ。そういう意味で5,000万円ですりのかどうか含めて、やはり効果のある事業を上げるためにどういうふうに設置するのか。ぜひその辺を詰めていっていただいて、また来年くるかもしれませんからね、これは橘湾を含めて、ある程度広域にやっていかんことには、特に向こうの南島原市から水が流れてきたわけだから、あの辺を早く監視せんことにはどうしようもないわけですよ。ぜひひとつ配置計画をきちんとやって、そしてどういう効果が期待できるのか、その辺をひとつぜひ詰めてほしいということを申し上げておきたいと思います。

それともう一つ、やはり感知することも非常に大事ですけども、今回、避難漁場を確保しようということなんですよ。ここをきちんとやると被害を軽減できる可能性があるんで、現在、台風とか、あれは白点病だったか、ちょっと名前を忘れたけれども、含めて発生した時には緊急的に移動しないといかんようなこともあるわけですね。それを含めて、現状、県としてはこの避難場所についてどの程度把握しているのか、この辺を教えてください。

【森川水産加工流通課長】橘湾の場合、割と水深が浅いということで避難漁場がなかなか見つけにくいということもあります。今年のように一気に高密度の赤潮が押し寄せてきて、どこにも持っていけなかったという結果もございます。今のところ、どこがいいのかということも決定していない状況ですけども、今年の過程を踏まえまして、水産試験場や大学や関係者の

ご意見を聞きながら、良い場所を探してまいりたいと考えております。

【中山委員】ぜひ確保してほしいんですよね。

それで、私が今、課長の答弁で少し納得しとらんとだけれども、要するにこれは県の指導でやらんばいかんという考え方を持っているわけですね。そこで、この予算については、漁協と養殖業者に丸投げのような形になっているので、あらあらどうしたことかなという思いがあったわけですよ。この場所を選ぶのは、なかなか漁協や養殖業者だけでは、とてもじゃないけどやれないわけですね。水産試験場とかという話があったけれども、そのスケジュール、どういう形をつくってどういうふうに持っていくのか、そして、その調査内容、どういう調査を想定しているのか、その辺が見えてこないんですよ。その辺を含めて答弁いただければ大変ありがたいと思いますけれども。

【森川水産加工流通課長】今、委員からもお話がございましたけれども、事業としては補助事業という形で漁協が事業主体でしていただくという形にはなります。

ただ、当然、県であるとか、市であるとか、水産試験場であるとか、関係機関が一体となって事業を、この調査に取り組んでいかなきゃいけないということは十分認識しているつもりでございます。漁協でどうぞしてくださいということを言うつもりは毛頭ございません。

先ほどから申しておりますけれども、新しい機器等の導入をしまして、これから具体的にどういうふうなスケジュールでどんなことをやっていくんだというところは、漁協や市、県、水産試験場を含めて中身を詰めていきたいと考えております。

【中山委員】中身は詰めてもらうんですけど

も、ただ、この避難漁場の調査、そしてまた、養殖している人の環境調査ということではっきりしていますよね。やはり予算を組んだ以上は、こういう予算をしてこうこうするというのを積み上げていって5,000万円になっているわけでしょう。つかみでやっているわけじゃないと思うんですよね。だから、ある程度調査内容というか、どういう海域でどういう調査をするのか、これはある程度方向性が出ているんじゃないかという気がしているんですが、その辺についてお答えいただけますか。

【森川水産加工流通課長】先ほどから申しておりますとおり、詳細はこれから詰めるという状況ですけれども、現時点での予算の積み上げといたしましては、観測機器の導入であるとか、これは半分ぐらいの予算になりますけれども、また定期的な観測であるとか、あと避難漁場を探して、そういうところに底質改良剤を散布することであるとか、また、被害を軽減するという方法で足し網といたしまして、網丈を深くすることで赤潮の水塊から魚の逃げ場を確保するというふうなことも試してみてもどうかということを考えておまして、そのような内容で一応積み上げはしている状況でございます。

【中山委員】底質の改良とか、網のサイズを大きくするとか、それはそれとしていいんですけども、ぜひこの際、避難漁場を確保すると、ここにひとつ絞り込んでほしいと思うんですよね。今度の調査で、いろいろ調査をすると思いますよ。それを基にして、足らんやっただけは追加して県なら県が調査をして、やはりそれを見て事業化していくと、こういうための調査になってほしいんですよ、私は。

それで、この海域が県の管理の漁港、漁場もありますけれども、長崎市の管理の漁港、漁場

があるんですよね。ここは、場合によっては、調査は県がするかもしれないけれども、事業は長崎市がせんばいかんようなケースも考えられるわけですよね。そうした時に事業効果が国の基準を満たすだけの内容になるのか、非常に難しい部分があるんですよ。そういうことを含めて、早い段階から、長崎市を、また南島原市もそうでしょうけれども、取り込んで、あくまでも今回の調査、今後被害を低減させるという観点に立って、やはり避難漁場をつくらうじゃないかと、つくるという前提でひとつ事業に取り組んでいただきたいと思うわけですが、課長の今後の姿勢を聞かせてくれませんか。

【森川水産加工流通課長】今回の赤潮の被害を受けまして、これまで代替魚の購入であるとか、いろんな取組は、県だけではなくて、市も漁協も、皆さん一緒になって連携して取り組んでまいりました。今回の調査につきましても、今後の赤潮対策に十分生きるような結果を出せるように関係機関が連携して精いっぱい取り組みたいと考えております。

【中山委員】これで最後の委員会になるので、森川課長の発言については信頼いたしますけれども、ぜひ水産部においても赤潮について13億6,000万円、これは今回きりということはないわけですから、今後もある可能性がありますので、ぜひこの海域に避難場所を確保するという強い思いでひとつ取り組んでいただきたいと思っておりますけれども、最後に水産部長の決意を聞いて質問を終わりたいと思っております。

【川口水産部長】今回の赤潮対策を受けて、委員ご指摘のようにいろんな方々の取組、また支援を受けて、現場もようやく前を向いて漁業者も取り組むということになっております。

それで、やはりこの橘湾は、赤潮被害は平成

20年、21年に大きな被害があったんですが、その時も我々も感じたことですが、委員ご指摘のとおり避難場所がなかなかないということで、これはもう従来から、たちばな湾漁協の漁場の周辺も探しているところで、やや沖合には漁場も拡大できているんですけども、そこが一旦台風とか、赤潮の被害を受けるとなった時に、逃げる場所がないということで、幾つか候補はあります。漁協ともそういう話もさせていただいているんですけども、これといった決め手がまだないという状況でございますので、そこはしっかり漁協とも話をし、いろんな環境の測定が、自動観測機器を入れることで、水産試験場とか、現場の普及センターとも連携して、漁業者にいち早くその情報を届ける。そのことで逃げる漁場があればそういうことも今後しっかり地元と協議をして進めていきたいと考えております。

【中山委員】部長の率直な現状認識を踏まえた答弁でありましたけれども、調査を今回することであるから、これを活かさない手はないと思うんですよ。国に働きかけて、より深い調査を、結果を見ないと何とも言えませんけれども、調査がこれだけで十分かなという気がしておりますけれども、結果を見て、ぜひひとつ逃げ場というか、避難漁場の確保に最大限努力していただくことを強く要望して質問を終わります。

ありがとうございました。

【鵜瀬分科会長】ほかに質疑はありませんか。

【大久保委員】畜産の方ですけども、長崎和牛消費回復対策事業費ということで説明の10ページです。プレゼントキャンペーンと銘打って940万円の予算であります、これは200名に5,000円相当の和牛が当たるということです。こ

れは200名の5,000円で100万円ですが、940万円のうち、残りはどういった事業に使われるのか、お尋ねします。

【村上農産加工流通課長】長崎和牛消費回復対策事業でございます。こちら10ページに記載しておりますプレゼントキャンペーンの940万円の内訳でございますが、この取組につきましては先ほど委員からお話がありましたようにプレゼントの商品代としては送料も含めまして約130万円を計上しておりますが、この他には指定店、協力店の店頭のポスターやポップ、消費者の方が応募するはがき、またキャンペーンの告知として、テレビのCMやSNSでの広告にも予算を計上いたしております。ちなみに、テレビCMやSNSの広告、検索サイトのバナーというPR効果のところでは約400万円、プレゼントキャンペーンの資材製作、発送の経費で約400万円ということで、合わせまして940万円。ここはわかりにくいんですけども、(1)のプレゼントキャンペーンというのが今までも同じように実施している取組ですが、(2)の長崎和牛の1,000円の割引券の配付というところを今回初めて、県民の方に還元するという取組をやるかと考えております。この(1)と(2)を合わせましてプレゼントキャンペーンというのを実施してまいりたいと考えております。

【大久保委員】この事業は、今回の価格低迷における肥育牛舎を少しでも空けて子牛を飼ってもらおうという連動が起きることを期待しての消費喚起だと思っておりますけれども、全部で5,000万円の事業費をかけてということで、2万名に1,000円の和牛の購入割引券ということであります。これは多分県内の指定店、長崎和牛の指定店で使えるということであります。和牛購入割引券とはなっていますけれども、例えば

お肉屋さんだったら県内和牛だけじゃなくて、ほかのものも売っているじゃないですか。そこは買えなくなっているのか、買えるのか。そのお店で使えるのか。それとも和牛に限定して、長崎和牛に限定してその消費喚起にしっかり充てられているのか、そこの実態をお聞きいたします。

【村上農産加工流通課長】長崎和牛のデジタルクーポンのスキームの話かと理解しております。

まず、この長崎和牛の1,000円の割引券につきましては、キャンペーン期間中に長崎県民の皆様が1,000円以上お買い上げの方がこのキャンペーンに応募していただくと。そうした場合に長崎和牛を次に購入できる1,000円の割引券をクーポンで配付しようとしております。ですので、そのキャンペーンで、さらにまた長崎和牛の指定店、協力店、ここで長崎和牛を買えるクーポンということで配付をしたいと思っております。

具体的にはキャンペーン応募者、先着2万名様にメールでクーポンとなるシリアルナンバー付きのQRコードを配付して、そのQRコードを指定店、協力店の方が、長崎和牛を購入いただいたというのを確認していただいた上で、そこでQRコードで決済をすると、1,000円割引をします。その1,000円割引いたものが自動的に県の方に計上されてきて、それを委託という形で指定店、協力店の方にキャッシュバックしていくような仕組みになっております。

【大久保委員】細かくシビアな話でありましたけれども、少しでも、1頭でも消費されて、この好循環が生まれる仕組みづくりに当たっていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

続いて、肉用牛の生産構造強化促進事業費についてですが、これはこの前からもあった、新

しく肥育経営に取り組むところへの10万円を追加してされるということに併せて、肥育素牛の経費の一部を支援ということで1頭当たり8万円ということでございますけれども、これも今後の和牛畜産の安定につながるということで長期視点での政策だと思っております、畜産経営に対して本当にありがたい施策だなと思っております。

この中で、例えば少頭飼っているところとか、資金繰りがなかなか潤沢にないところは、この施策もとれないというか、導入することもなかなか肥育にはいけない、一貫経営にもっていけないということですよ。

全体的に見た時に、これをいかに取り組んでもらえるかというのが鍵になると思っておりますけれども、こういった本来の事業趣旨をしっかりと農家にお伝えいただければと思うんですけども、そういったアナウンスはどうやってされるつもりでいるのか。農協を介してやるのか、県独自で直接農家へこの趣旨を伝えていくのかというのは、どのようにお考えでしょうか。

【富永畜産課長】委員からございましたこの事業の周知につきましては、各ブロック単位で関係する農協や関係する市町に集まっております、ここで事業の説明を行いまして、その後生産者に浸透させていくというようなやり方をやっております。

【大久保委員】承知しました。今回、社会情勢に左右されないということでの構造をしっかりと図っていくということですが、この前から議論があっている、まずは肥育と繁殖を1対1にもっていくということで課長もおっしゃいました。先で見た時に、この肥育までしっかりして長崎和牛をつくって、そして長崎で完結できる、消費まで、販売までできるというプ

ランド化までもっていくに当たって1対1、そして将来的には肥育が多い方がいいのか、将来的にも1対1が望ましいのか、それは県としてどのようにお考えであるのか教えていただきたいと思ひます。

【富永畜産課長】委員ご指摘の肉用牛経営につきましてですが、一般的に肉用牛経営につきましては、委員ご存じのとおり子牛を増やす繁殖農家と、それを出荷まで育てる肥育経営の2つに分かれております。

現在、一貫経営というのが普及していなかったものですから、一貫経営のメリット、こういうふうな飼料高とか、経営が厳しくなる中で、安定した生産体制が必要ということで、特に若手の繁殖農家の方から一貫をやりたいというご要望がありました。少頭飼いの小さいところは、現実的に肥育を導入していくというのは厳しいのかなという考えでありまして、生産者の意識に応じてこの事業を活用していただきたいと思ひております。

それから、1対1の話ですけれども、1対1、子牛の家畜市場が活況であって、なおかつ和牛の生産拡大によって、肥育を増やすことによって肉量が増えていき、販売も増えるというのがいいんですけれども、1対1が一番いいのかということにつきましては、今、我々の肉用牛振興計画では、地域での一部一貫経営を推進していくということで、頭数の目標につきましては、現状、子牛の頭数より、あまりにも大きくなりすぎると、今度また肉がだぶついてしまうというデメリットもありますので、そういった場合はほかに販路拡大を図ったり、そういった手法も必要ではないかと考えております。

【大久保委員】今、差し当たっては1対1にもっていくということの方針ですけれども、私が

気にしているのは、今、国においても増頭を図ってきた。そうしたら、だぶついたもので、今度は更新するという方向を今国は示しましたよね。そういったところで、もちろん時代とともに、需給でそういうふうになるんでしょうけれども、今の長崎におけるバランスと消費、または出口戦略によるバランスによって、将来どの位置が、どの比率がベストであるかというのは図りながらやっていく必要があるなど。増やすだけ増やして、また今度は方針変更となったら、農家はたまったもんじゃないということを、少しでも安定させるなら、そういった長期的計画、出口戦略も含めたバランスを見ながら、計画的に示していかないと、最後のしわ寄せは畜産農家にくると、肥育であっても繁殖であっても。そういったところも起こりがちなので、そういったところも気にしながら今後計画に当たっていただきたいと思ひます。差し当たっては、まず1対1を目指して行っていただきたいと思ひます。

よろしくお願ひします。

【鵜瀬分科会長】ほかに質疑はございませんか。

【山田委員】まず、県産水産物販売促進等緊急対策事業費についてお尋ねしたいと思ひます。

の方ですけれども、養殖魚が停滞している分を外に出すということだと思いますが、実施にかかる調達費などがありますが、これは量販店で販売してもらう時に、少し価格を安くして納めるとか、様々にかかる経費のことかなと思ひているんですが、この中身を教えてください。

【桑原水産加工流通課企画監】この「など」のところですが、運賃になります。原料代と運賃の両方を支援するというごことばでございます。

【山田委員】原料代と運賃、養殖にかかる経費

のことですか。

【桑原水産加工流通課企画監】この事業自体が、県漁連及び漁協が対象となっています。調達費というのは、漁協、あるいは漁連が養殖業者から養殖魚を買うお金になります。通常のお金で買うという対策支援になります。

【山田委員】すみません、物分かりが悪かったです。これは具体的に対象魚種とかは決まっているんですか。

【桑原水産加工流通課企画監】この経済対策として、今、中国がALPS処理水の放出で輸入停止して非常に大きな打撃を受けていますブリ、マグロを対象と考えています。

【山田委員】了解いたしました。

次に、水産物学校給食活用推進事業であります。対象がどれくらい、何万食を考えているのか。あと、これは実施に向けたタイムスケジュール、これを実施に向けて行う取組とか、そういったものがあれば教えてください。

【桑原水産加工流通課企画監】学校給食の方ですけれども、30万食を対象に考えております。

県内の小・中学生がおよそ10万人で、3回提供できるという状況なんですけれども、今、時期的にもう12月末ですので、年度内に3回、うまく切り返していきたいと、県漁連、漁協などと話をしていきたいと考えているところです。

【山田委員】これがブリになるかと思いますが、ぜひ子どもたちに3回、年度内に給食が行き渡るように、結構給食は早めから献立を立てていると思うので、年度内が本当に可能かどうか分かりませんが、可能な限り、ぜひ学校給食の方に出していただきたいと思っております。

私は、和牛の方もぜひとも学校給食に出していただきたいと常々思っておりますので、次の機会にはぜひお願いしたいと思います。

次に、養殖用の配合飼料の高騰対策事業費についてお尋ねしたいと思います。

前回も同様な事業をされたかと思いますが、その事業の結果と対象業者など、そういった実績などを含めて教えてください。

【森川水産加工流通課長】今年度、R5年度加入者に対して積立金の支援を始めたのはよかったんですけども、支援前のR4年度の加入者に比べまして、加入平均の単価というのがトン当たり5,400円から1万2,000円と増えまして、配合飼料の高騰に対する一定の備えができたというふうに考えております。

現在の加入者が114名で、養殖業者の中で生餌を使う人を除いて、大体配合をメインに使っている人の8割強ぐらいがもう加入されているという状況になっております。

この積み立てが、非常に配合飼料が高騰していますので、補填金の発動もかなり多くなってきているという状態でございます。

【山田委員】積立額がそれぞれあるかと思いますが、1,000円から1,500円でしたか。いろんなところによって積み立てる額が違うと思うんですが、平均で大体どれくらいの額になっているのか教えてください。

【森川水産加工流通課長】配合飼料の場合は、1,000円から1,000円、3,000円、5,000円、7,500円、1万円、1万2,000円、1万4,000円、7段階ございます。一番高いのがトン当たり1万4,000円となっております。今年度の加入の方々の平均を見れば1万2,000円と、大分上限に近い値になってきていますので、今後も備えるためには多く積み立てていただきたいと考えております。

【山田委員】平均で1万2,000円ということがあります。先ほど課長の答弁で、大体8割ぐらいの方はこのセーフティネットに加入をされて

いるということですが、なかなかこのお金を払うこと自体が、積立金を払うこと自体厳しいというところがあるかと思います。今回のこれで新たに、これを利用いただける方というのが増えることを期待したいと思っております。

農地中間管理機構事業促進対策費についてお尋ねしたいと思っております。県下の農地バンクの今の状況を教えていただければと思います。

【長門農業経営課長】農地中間管理機構の農地バンクの活用実績のお尋ねだと思います。

R4年度の実績ですけれども、中間管理機構を活用して貸借に供した面積は748ヘクタールほどとなっている状況でございます。

【山田委員】それを出す人と受け取る人がいると思うんですけれども、そういった人数的なことはどんな感じですか。

【長門農業経営課長】地域内の農業者ですけれども、内訳については約700名というふうにお伺いしています。

【山田委員】次に、農業資材価格高騰対策緊急支援事業費についてお尋ねしたいと思っております。

これも、まず前回の実績をお尋ねしたいのと、今回で何件ぐらいで、金額の上限は幾らとか、そういった設定をしているのであれば教えてください。

【原田農産園芸課長】まず、実績につきましては、燃油高騰対策で、今現在で292件、事業の執行額が3億7,600万円ほどとなっております。肥料高騰対策につきましては、315件、3億3,000万円ほどになっており、合計が7億円ほどとなっております。燃油と肥料の合計が292件と315件で607件となっております。

それと、今回計上しました事業の見込みといえますか、根拠といえますか、件数でございますが、燃油の高騰対策につきましては約100件、

側条施肥等々の肥料関係の低減に資するものにつきましては78件を想定して計上させてもらっております。

【山田委員】それぞれに花き農家とか、野菜、しいたけ、お茶農家とかあると思うんですけれども、前回もしたけれども、前回ちょっと数が多くて、じゃあ、結構これをすれば確実にその件数というのは需要があるということですか。わかりました。ぜひお願いをしたいと思います。

以上です。

【宅島委員】今般、国の補正予算に関連して、県でも必要な予算を計上されるということで、評価させていただきます。

そして、今般、一般質問等々からずっと、西海市を中心とした降雹被害の対策を何とかお願いをしたいというお願いをしてきましたところ、5,237万9,000円の補正予算を、対策をとっていただきまして誠にありがとうございます。

とにかく、何回も申しましたとおり、被害を受けられた方たちは本当に目の前が真っ暗になるぐらい困られたという中で、これだけの予算を投じていただいて、来年、再来年に向けた希望が出てきたものと感謝を申し上げます。

そしてまた、これだけに限らず、水産部の赤潮対策についても、橘湾における赤潮のモニタリング事業を実施していただくということで、今後、本当に赤潮や降雹や、また寒い時期になってくると長崎びわの霜による被害とか、こういったことも予測されますので、しっかり農林分野、水産分野において、こういった対策をとっていただいていることに感謝申し上げたいと思います。

ありがとうございました。

【鵜瀬分科会長】ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【鵜瀬分科会長】ほかに質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

【長門農業経営課長】先ほどの農地中間管理機構の農業者の数ということで約700名と回答させていただいたんですけども、実際、手元に数字がなくて、先ほど面積と間違っただけで報告したものですから、実際、今手元に数字は持ち合わせておりませんので修正させていただきたいと思っております。申し訳ございません。

【鵜瀬分科会長】山田委員、よろしいですか。後ほど報告をお願いします。

ほかに質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【鵜瀬分科会長】討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

予算議案に対する質疑・討論が終了しましたので、採決を行います。

第110号議案のうち関係部分及び第111号議案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【鵜瀬分科会長】ご異議なしと認めます。

よって、予算議案は、原案のとおりそれぞれ可決すべきものと決定されました。

審査結果について整理したいと思いますので、しばらく休憩いたします。

午後 2時19分 休憩

午後 2時19分 再開

【鵜瀬分科会長】分科会を再開いたします。

以上で、本分科会関係の議案審査は全て終了いたしました。

これをもって、予算決算委員会農水経済分科会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

午後 2時20分 閉会

農水経済委員会審査結果報告書

本委員会に付託された事件について審査の結果、下記のとおり決定したので報告する。

令和5年12月12日

農水経済委員会委員長 鵜瀬 和博

議長 徳永 達也 様

記

1 議 案

番 号	件 名	審査結果
第 106 号 議 案	公の施設の指定管理者の指定について	原 案 可 決
第 107 号 議 案	公の施設の指定管理者の指定について	原 案 可 決
第 108 号 議 案	長崎県総合計画チェンジ&チャレンジ2025の変更に ついて(関係分)	原 案 可 決

計 3 件 (原案可決 3 件)

委 員 長 鵜瀬 和博

副 委 員 長 まきやま大和

署 名 委 員 山田 朋子

署 名 委 員 宅島 寿一

書 記 川村 恵

書 記 松尾 義邦

速 記 (有)長崎速記センター